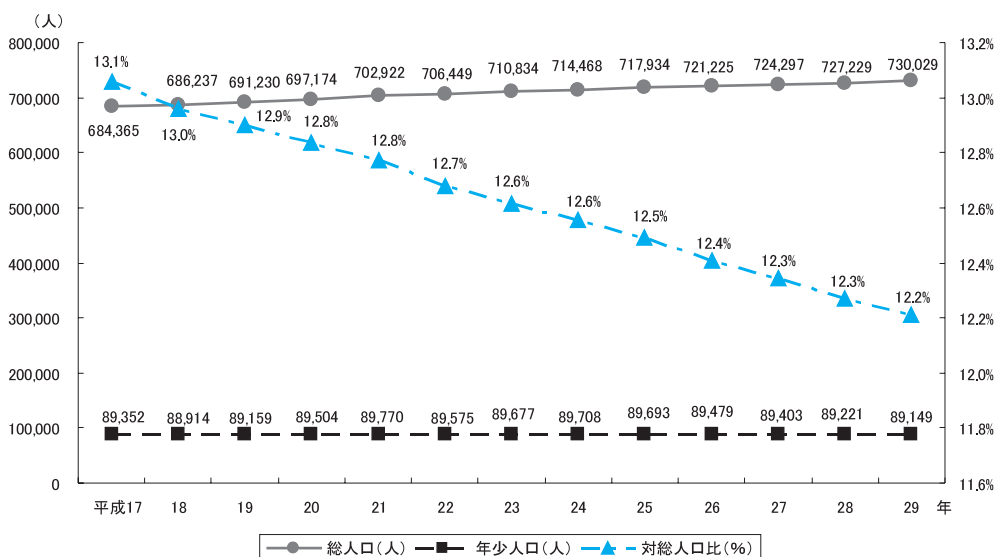


# ▶ 練馬区の現況

## 1. 人口・世帯

- 人口の推移をみると、総人口は増加しているが、年少人口はほぼ同水準で推移している。総人口に占める年少人口の割合は低下している。また、平成29年までの人口推計結果から、今後も総人口に占める年少人口の比率が低下し、高齢人口の割合が増加することが見込まれる（図表資料-1～3）。
- 世帯あたり子ども数は、昭和55年まで1.8人であったのが、年々減少し、平成17年には1.6人となっている（図表資料-4）。

図表資料-1 児童人口の推移



(平成17～22年1月1日現在、住民基本台帳および外国人登録原票、平成23年以降は平成16年1月～平成21年1月までの実績に基づく推計値)

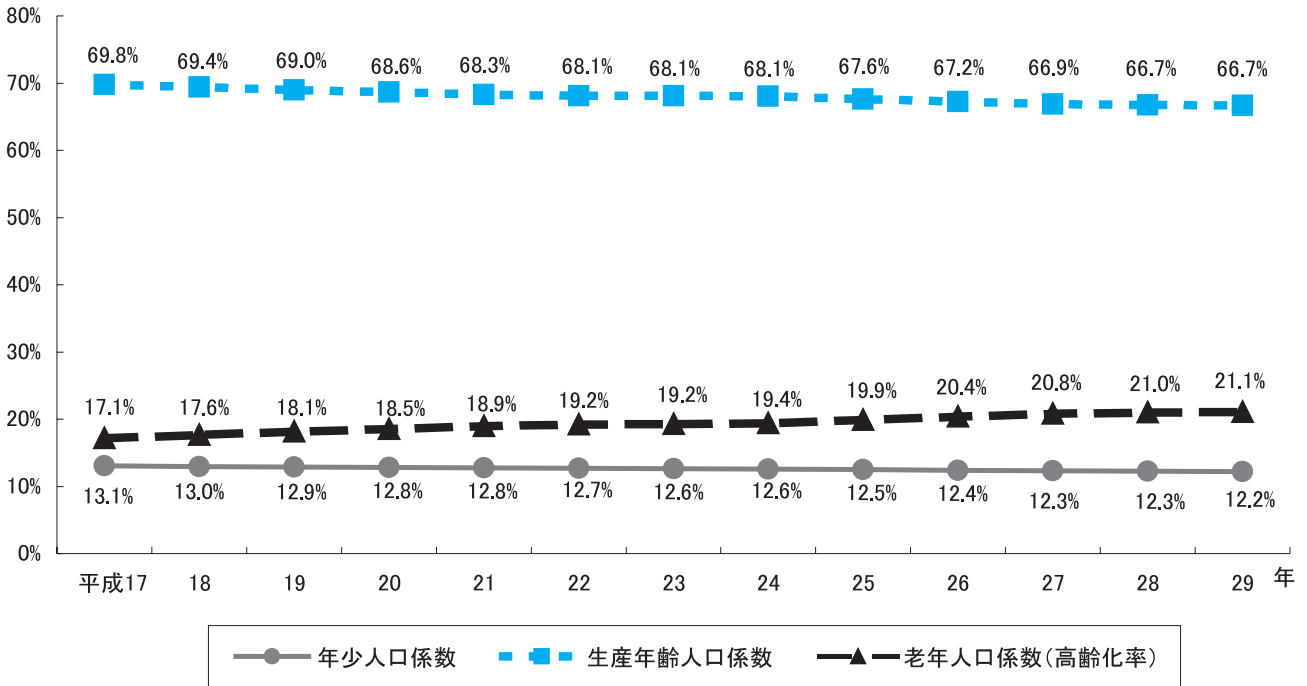
図表資料-2 年少人口、生産年齢人口、高齢人口の推移

|                    | 2005年<br>平成17年 | 2006年<br>平成18年 | 2007年<br>平成19年 | 2008年<br>平成20年 | 2009年<br>平成21年 | 2010年<br>平成22年 | 2011年<br>平成23年 | 2012年<br>平成24年 | 2013年<br>平成25年 | 2014年<br>平成26年 | 2015年<br>平成27年 | 2016年<br>平成28年 | 2017年<br>平成29年 |
|--------------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 年少人口<br>(0～14歳)    | 89,352         | 88,914         | 89,159         | 89,504         | 89,770         | 89,575         | 89,677         | 89,708         | 89,693         | 89,479         | 89,403         | 89,221         | 89,149         |
| 生産年齢人口<br>(15～64歳) | 477,711        | 476,255        | 476,737        | 478,593        | 480,173        | 480,899        | 484,349        | 486,216        | 485,363        | 484,840        | 484,412        | 485,347        | 486,985        |
| 老年人口<br>(65歳以上)    | 117,302        | 121,068        | 125,334        | 129,077        | 132,979        | 135,975        | 136,808        | 138,544        | 142,878        | 146,906        | 150,482        | 152,661        | 153,895        |
| 合計                 | 684,365        | 686,237        | 691,230        | 697,174        | 702,922        | 706,449        | 710,834        | 714,468        | 717,934        | 721,225        | 724,297        | 727,229        | 730,029        |
| 年少人口係数             | 13.1%          | 13.0%          | 12.9%          | 12.8%          | 12.8%          | 12.7%          | 12.6%          | 12.6%          | 12.5%          | 12.4%          | 12.3%          | 12.3%          | 12.2%          |
| 生産年齢人口係数           | 69.8%          | 69.4%          | 69.0%          | 68.6%          | 68.3%          | 68.1%          | 68.1%          | 68.1%          | 67.6%          | 67.2%          | 66.9%          | 66.7%          | 66.7%          |
| 老年人口係数<br>(高齢化率)   | 17.1%          | 17.6%          | 18.1%          | 18.5%          | 18.9%          | 19.2%          | 19.2%          | 19.4%          | 19.9%          | 20.4%          | 20.8%          | 21.0%          | 21.1%          |
| 合計                 | 100.0%         | 100.0%         | 100.0%         | 100.0%         | 100.0%         | 100.0%         | 100.0%         | 100.0%         | 100.0%         | 100.0%         | 100.0%         | 100.0%         | 100.0%         |

(平成17～22年1月1日現在、住民基本台帳および外国人登録原票、平成23年以降は平成16年1月～平成21年1月までの実績に基づく推計値)

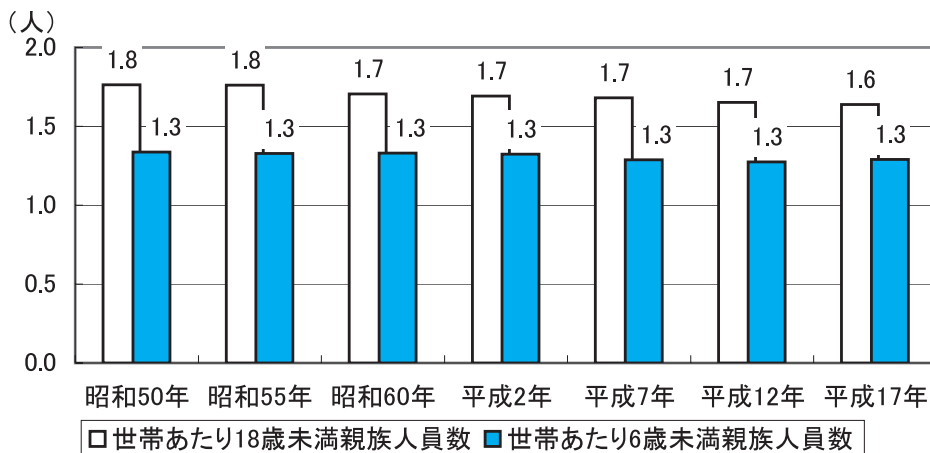
(注) 年少人口係数…0歳～14歳人口割合、生産年齢人口係数…15歳～64歳人口割合、老年人口係数…65歳以上人口割合

図表資料-3 年齢別人口の推移



(平成17～22年1月1日現在、住民基本台帳および外国人登録原票、平成22年以降は平成16年1月～平成21年1月までの実績に基づく推計値)  
 (注) 年少人口係数…0歳～14歳人口割合、生産年齢人口係数…15歳～64歳人口割合、老年人口係数…65歳以上人口割合

図表資料-4 世帯あたり子ども数の推移



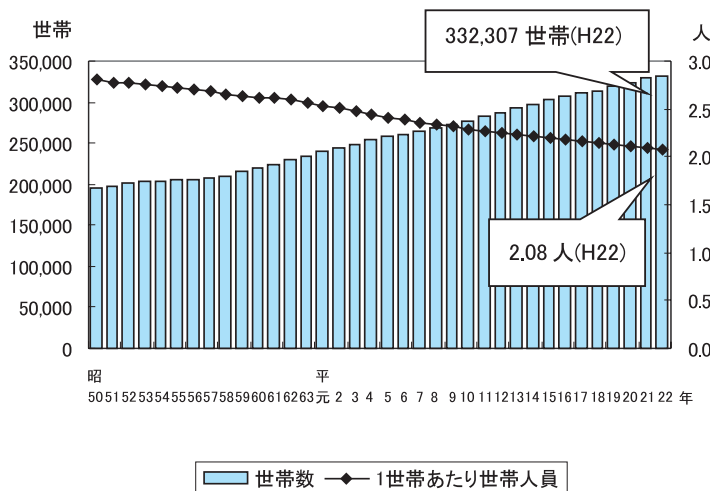
出典：国勢調査 各年10月1日現在

●人口増加に伴い、世帯数も年々増加しており、平成22年では人口692,450人、世帯数332,307世帯で最も多くなっている。しかし、1世帯あたりの世帯人員は、平成22年が2.08人で最も少ない。また、核家族世帯にも同様の傾向がみられ、世帯数は年々増加しているものの、1世帯あたりの親族人員は年々減少している（図表資料-5、6）。

図表資料-5 人口・世帯の推移

| 年     | 人口      | 世帯数     | 1世帯あたり世帯人員 |
|-------|---------|---------|------------|
| 平成8年  | 627,662 | 268,548 | 2.34       |
| 平成9年  | 631,140 | 272,482 | 2.32       |
| 平成10年 | 635,827 | 277,532 | 2.29       |
| 平成11年 | 641,821 | 282,976 | 2.27       |
| 平成12年 | 646,729 | 287,745 | 2.25       |
| 平成13年 | 651,618 | 292,305 | 2.23       |
| 平成14年 | 657,377 | 297,517 | 2.21       |
| 平成15年 | 662,885 | 302,605 | 2.19       |
| 平成16年 | 667,512 | 306,942 | 2.17       |
| 平成17年 | 672,251 | 310,889 | 2.16       |
| 平成18年 | 674,123 | 314,248 | 2.15       |
| 平成19年 | 678,869 | 318,925 | 2.13       |
| 平成20年 | 684,107 | 324,194 | 2.11       |
| 平成21年 | 689,187 | 329,290 | 2.09       |
| 平成22年 | 692,450 | 332,307 | 2.08       |

住民基本台帳 各年1月1日現在



図表資料-6 核家族世帯

|       | 核家族世帯   |            | 核家族世帯内訳 |        |            |       |            |        |            |
|-------|---------|------------|---------|--------|------------|-------|------------|--------|------------|
|       |         |            | 夫婦のみ    |        | 夫婦と子供      |       | 男親と子供      |        | 女親と子供      |
|       | 世帯数     | 1世帯あたり親族人員 | 世帯数     | 世帯数    | 1世帯あたり親族人員 | 世帯数   | 1世帯あたり親族人員 | 世帯数    | 1世帯あたり親族人員 |
| 昭和50年 | 117,251 | 3.39       | 21,223  | 86,179 | 3.83       | 1,308 | 2.56       | 8,541  | 2.53       |
| 昭和55年 | 122,016 | 3.34       | 24,039  | 86,604 | 3.83       | 1,582 | 2.53       | 9,791  | 2.51       |
| 昭和60年 | 130,569 | 3.26       | 28,954  | 87,896 | 3.80       | 2,043 | 2.50       | 11,676 | 2.49       |
| 平成2年  | 141,642 | 3.17       | 35,732  | 89,794 | 3.76       | 2,653 | 2.45       | 13,463 | 2.46       |
| 平成7年  | 150,750 | 3.04       | 44,602  | 87,699 | 3.70       | 3,408 | 2.38       | 15,401 | 2.42       |
| 平成12年 | 159,481 | 2.96       | 51,071  | 87,288 | 3.66       | 3,229 | 2.35       | 17,893 | 2.41       |
| 平成17年 | 163,429 | 2.92       | 55,052  | 85,878 | 3.65       | 3,892 | 2.38       | 18,607 | 2.39       |

出典：国勢調査 各年10月1日

【一般世帯】一般世帯とは、住居と生計を共にしている人の集まりまたは一戸を構えて住んでいる単身者、これらの世帯と住居を共にし、別に生計を維持している間借り・下宿などの単身者および会社・団体・商店・官公庁などの寄宿舎、独身寮などに居住している単身者をいう。

【核家族世帯】世帯の家族類型は、一般世帯を、その世帯員の世帯主との続き柄により、親族世帯（二人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のいる世帯）、非親族世帯（二人以上の世帯員からなる世帯のうち、世帯主と親族関係にある者がいない世帯）、単独世帯（一世帯人員が一人の世帯）に分類し、さらに、親族世帯については、その親族の中で原則として最も若い世代の夫婦とその他の親族世帯員との関係によって、核家族世帯とその他の親族世帯に分類している。さらに、核家族世帯は、夫婦のみの世帯、夫婦と子どもからなる世帯、男親と子どもからなる世帯、女親と子どもからなる世帯に分類される。なお、三世帯世帯等は、その他の親族世帯に含まれる。

- 国勢調査における平成 17 年の母子世帯総数は 2,815 世帯であり、平成 12 年より減少したものの平成 2 年の 1.11 倍となっている。特に 6 歳未満の子どものいる世帯が 541 世帯と、平成 2 年より大きく増加している。
- 一方、父子世帯総数は 345 世帯、6 歳未満の子どものいる世帯は 33 世帯であり、平成 2 年よりやや多い（図表資料-7、8）。

◆ひとり親家庭の状況

図表資料-7 母子家庭の状況

| 年    | 母子世帯数(世帯) |        |        |          |                   | 母子世帯人員(人) |        |        |          |                   | 1世帯あたり子どもの数(人) |
|------|-----------|--------|--------|----------|-------------------|-----------|--------|--------|----------|-------------------|----------------|
|      | 総数        | 子どもが1人 | 子どもが2人 | 子どもが3人以上 | (再掲)6歳未満の子どものいる世帯 | 総数        | 子どもが1人 | 子どもが2人 | 子どもが3人以上 | (再掲)6歳未満の子どものいる世帯 |                |
| 平成 2 | 2,544     | 1,350  | 954    | 240      | 344               | 6,544     | 2,700  | 2,862  | 982      | 914               | 1.6            |
| 7    | 2,707     | 1,512  | 955    | 240      | 495               | 6,874     | 3,024  | 2,865  | 985      | 1,276             | 1.5            |
| 12   | 3,298     | 1,784  | 1,178  | 336      | 708               | 8,520     | 3,568  | 3,534  | 1,418    | 1,928             | 1.6            |
| 17   | 2,815     | 1,476  | 1,039  | 300      | 541               | 7,349     | 2,952  | 3,117  | 1,280    | 1,507             | 1.6            |

国勢調査 各年 10 月 1 日

図表資料-8 父子家庭の状況

| 年    | 父子世帯数(世帯) |        |        |          |                   | 父子世帯人員(人) |        |        |          |                   | 1世帯あたり子どもの数(人) |
|------|-----------|--------|--------|----------|-------------------|-----------|--------|--------|----------|-------------------|----------------|
|      | 総数        | 子どもが1人 | 子どもが2人 | 子どもが3人以上 | (再掲)6歳未満の子どものいる世帯 | 総数        | 子どもが1人 | 子どもが2人 | 子どもが3人以上 | (再掲)6歳未満の子どものいる世帯 |                |
| 平成 2 | 474       | 268    | 161    | 45       | 24                | 1,204     | 536    | 483    | 185      | 71                | 1.5            |
| 7    | 460       | 263    | 155    | 42       | 46                | 1,163     | 526    | 465    | 172      | 122               | 1.5            |
| 12   | 434       | 239    | 152    | 43       | 54                | 1,110     | 478    | 456    | 176      | 145               | 1.6            |
| 17   | 345       | 207    | 110    | 28       | 33                | 862       | 414    | 330    | 118      | 94                | 1.5            |

国勢調査 各年 10 月 1 日

【母子世帯】 母子世帯とは、未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみからなる一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

【父子世帯】 父子世帯とは、未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみからなる一般世帯（他の世帯員がないもの）をいう。

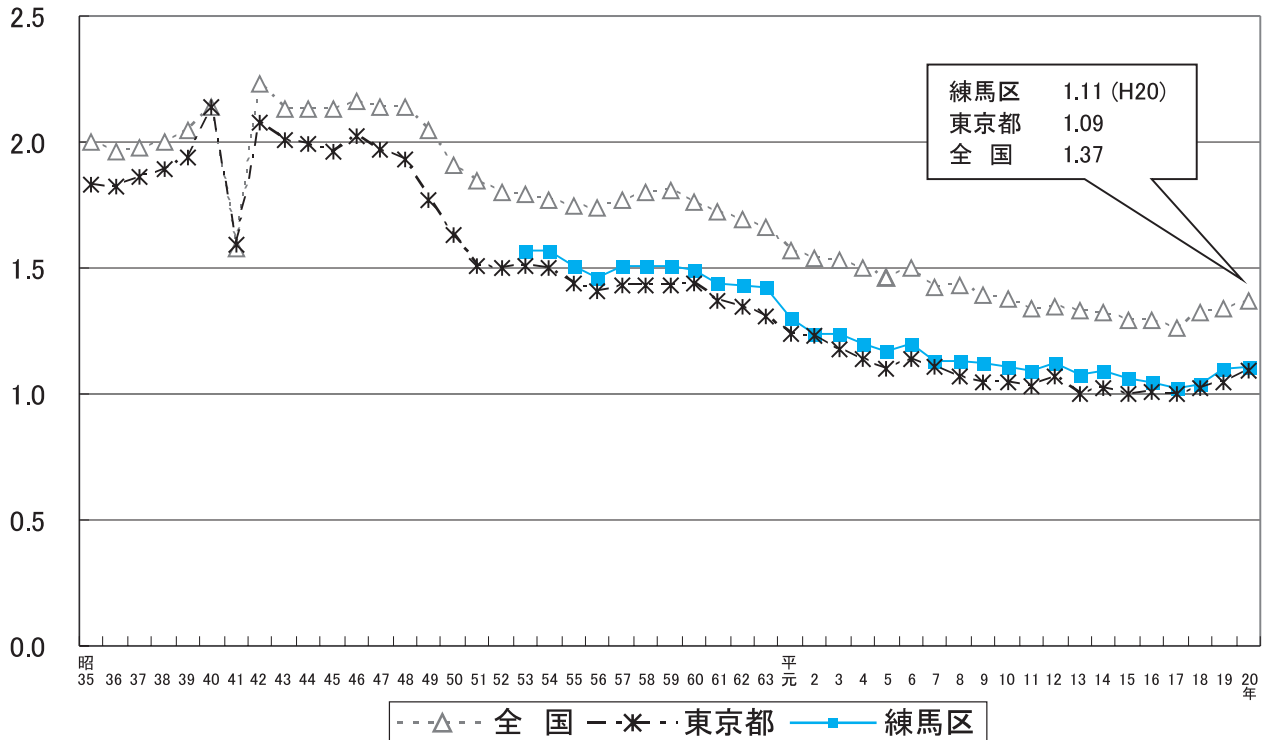
## 2. 出生数と合計特殊出生率等の推移

- 出生数は、昭和40年代には11,000人前後で推移していた。出生率も昭和40年代には人口千人あたり20.0を超え、全国、東京都より高い水準にあった。しかし、その後はどちらも低下を続け、平成20年には、出生数は6,023人、出生率も8.5となった。この数字は、東京都より高く、全国より低い（図表資料-9）。
- 1人の女子が一生涯の間に生む子ども数に相当する合計特殊出生率は、緩やかな低下を続けている。しかし、平成17年には過去最低の1.02となったが、平成18年は1.04、平成19年は1.10、平成20年は1.11と上昇している。東京都や国と比較すると、東京都よりやや高く、全国より低い（図表資料-10）。

図表資料-9 出生数・合計特殊出生率の推移

| 年    | 練馬区        |            |             |      | 東京都  | 全国   | 練馬区         | 東京都         | 全国          |
|------|------------|------------|-------------|------|------|------|-------------|-------------|-------------|
|      | 出生数<br>(男) | 出生数<br>(女) | 出生数<br>(合計) | 出生率  | 出生率  | 出生率  | 合計特殊<br>出生率 | 合計特殊<br>出生率 | 合計特殊<br>出生率 |
| 昭和45 | 5,704      | 5,263      | 10,967      | 20.8 | 20.1 | 18.8 |             | 1.96        | 2.13        |
| 46   | 5,697      | 5,344      | 11,041      | 20.7 | 20.2 | 19.2 |             | 2.02        | 2.16        |
| 47   | 5,547      | 5,121      | 10,668      | 19.7 | 19.9 | 19.3 |             | 1.97        | 2.14        |
| 48   | 5,517      | 5,178      | 10,695      | 19.5 | 19.5 | 19.4 |             | 1.93        | 2.14        |
| 49   | 5,161      | 4,908      | 10,069      | 18.2 | 18.0 | 18.6 |             | 1.77        | 2.05        |
| 50   | 4,565      | 4,321      | 8,886       | 15.9 | 16.0 | 17.1 |             | 1.63        | 1.91        |
| 51   | 4,353      | 4,023      | 8,376       | 14.8 | 14.9 | 16.3 |             | 1.51        | 1.85        |
| 52   | 3,997      | 3,803      | 7,800       | 13.7 | 14.1 | 15.5 |             | 1.50        | 1.80        |
| 53   | 3,857      | 3,709      | 7,566       | 13.3 | 13.4 | 14.9 | 1.57        | 1.51        | 1.79        |
| 54   | 3,729      | 3,534      | 7,263       | 12.8 | 12.7 | 14.2 | 1.57        | 1.50        | 1.77        |
| 55   | 3,490      | 3,281      | 6,771       | 12.0 | 12.0 | 13.6 | 1.51        | 1.44        | 1.75        |
| 56   | 3,307      | 3,143      | 6,450       | 11.4 | 11.8 | 13.0 | 1.46        | 1.41        | 1.74        |
| 57   | 3,320      | 3,170      | 6,490       | 11.5 | 11.5 | 12.8 | 1.51        | 1.43        | 1.77        |
| 58   | 3,343      | 3,173      | 6,516       | 11.4 | 11.2 | 12.7 | 1.51        | 1.43        | 1.80        |
| 59   | 3,349      | 3,204      | 6,553       | 11.3 | 11.1 | 12.5 | 1.51        | 1.43        | 1.81        |
| 60   | 3,392      | 3,255      | 6,647       | 11.3 | 10.7 | 11.9 | 1.49        | 1.44        | 1.76        |
| 61   | 3,424      | 3,100      | 6,524       | 10.9 | 10.2 | 11.4 | 1.44        | 1.37        | 1.72        |
| 62   | 3,301      | 3,242      | 6,543       | 10.8 | 9.9  | 11.1 | 1.43        | 1.35        | 1.69        |
| 63   | 3,335      | 3,228      | 6,563       | 10.7 | 9.6  | 10.8 | 1.42        | 1.31        | 1.66        |
| 平成元  | 3,143      | 2,907      | 6,050       | 9.8  | 8.9  | 10.2 | 1.30        | 1.24        | 1.57        |
| 2    | 3,066      | 2,805      | 5,871       | 9.5  | 8.8  | 10.0 | 1.24        | 1.23        | 1.54        |
| 3    | 3,055      | 2,883      | 5,938       | 9.5  | 8.7  | 9.9  | 1.24        | 1.18        | 1.53        |
| 4    | 2,990      | 2,907      | 5,897       | 9.4  | 8.5  | 9.8  | 1.20        | 1.14        | 1.50        |
| 5    | 2,918      | 2,864      | 5,782       | 9.2  | 8.3  | 9.6  | 1.17        | 1.10        | 1.46        |
| 6    | 3,073      | 2,971      | 6,044       | 9.5  | 8.6  | 10.0 | 1.20        | 1.14        | 1.50        |
| 7    | 2,977      | 2,815      | 5,792       | 9.1  | 8.2  | 9.6  | 1.13        | 1.11        | 1.42        |
| 8    | 2,977      | 2,871      | 5,848       | 9.1  | 8.3  | 9.7  | 1.13        | 1.07        | 1.43        |
| 9    | 3,017      | 2,897      | 5,914       | 9.2  | 8.3  | 9.5  | 1.12        | 1.05        | 1.39        |
| 10   | 3,072      | 2,898      | 5,970       | 9.2  | 8.3  | 9.6  | 1.11        | 1.05        | 1.38        |
| 11   | 3,030      | 2,927      | 5,957       | 9.1  | 8.2  | 9.4  | 1.09        | 1.03        | 1.34        |
| 12   | 3,144      | 2,958      | 6,102       | 9.3  | 8.3  | 9.5  | 1.12        | 1.07        | 1.36        |
| 13   | 3,060      | 2,879      | 5,939       | 8.9  | 8.1  | 9.3  | 1.08        | 1.00        | 1.33        |
| 14   | 3,099      | 2,928      | 6,027       | 9.0  | 8.2  | 9.2  | 1.09        | 1.02        | 1.32        |
| 15   | 3,013      | 2,841      | 5,854       | 8.7  | 8.0  | 8.9  | 1.06        | 1.00        | 1.29        |
| 16   | 3,027      | 2,795      | 5,822       | 8.6  | 8.2  | 8.8  | 1.05        | 1.01        | 1.29        |
| 17   | 2,853      | 2,706      | 5,559       | 8.1  | 7.8  | 8.4  | 1.02        | 1.00        | 1.26        |
| 18   | 2,952      | 2,788      | 5,740       | 8.2  | 8.2  | 8.7  | 1.04        | 1.02        | 1.32        |
| 19   | 3,211      | 2,763      | 5,974       | 8.5  | 8.3  | 8.6  | 1.10        | 1.05        | 1.34        |
| 20   | 3,087      | 2,936      | 6,023       | 8.5  | 8.4  | 8.7  | 1.11        | 1.09        | 1.37        |

図表資料 - 10 練馬区・東京都・全国の合計特殊出生率



出典：(出生数・出生率)「東京都衛生年報」(平成15年以前)、「人口動態統計」(平成16年以降)、厚生労働省「人口動態統計」  
 練馬区の率については、一部再計算しているため原資料と一致しない年がある。  
 (合計特殊出生率)「ねりまの保健衛生(平成21年度版)」  
 ※平成20年の数値は概数である。

- 平成20年の周産期死亡数は30人、死産数は160人であった。また、新生児死亡数は10人、乳児死亡数は23人であった（図表資料－11、12）。

図表資料－11 周産期死亡と死産の推移

|       | 周産期死亡 |               |               |               | 死産  |               |               |               |
|-------|-------|---------------|---------------|---------------|-----|---------------|---------------|---------------|
|       | 練馬区   |               | 東京都           | 全国            | 練馬区 |               | 東京都           | 全国            |
|       | 死亡数   | 死亡率<br>(出生千対) | 死亡率<br>(出生千対) | 死亡率<br>(出生千対) | 死産数 | 死産率<br>(出生千対) | 死産率<br>(出生千対) | 死産率<br>(出生千対) |
| 平成10年 | 32    | 5.3           | 6.3           | 6.2           | 154 | 25.1          | 30.4          | 31.4          |
| 平成11年 | 39    | 6.5           | 6.3           | 6.0           | 164 | 26.8          | 31.1          | 31.6          |
| 平成12年 | 32    | 5.2           | 5.6           | 5.8           | 163 | 26.0          | 29.0          | 31.2          |
| 平成13年 | 25    | 4.2           | 5.3           | 5.5           | 159 | 26.1          | 28.7          | 31.0          |
| 平成14年 | 34    | 5.6           | 5.8           | 5.5           | 130 | 21.1          | 28.2          | 31.1          |
| 平成15年 | 24    | 4.1           | 5.1           | 5.3           | 167 | 27.7          | 29.0          | 30.5          |
| 平成16年 | 32    | 5.5           | 5.2           | 5.0           | 144 | 24.1          | 28.6          | 30.0          |
| 平成17年 | 27    | 4.8           | 4.8           | 4.8           | 150 | 26.3          | 28.6          | 29.1          |
| 平成18年 | 18    | 3.1           | 4.7           | 4.7           | 142 | 24.1          | 26.6          | 27.5          |
| 平成19年 | 28    | 4.7           | 4.4           | 4.5           | 141 | 23.1          | 24.6          | 26.2          |
| 平成20年 | 30    | 5.0           | 4.3           | 4.3           | 160 | 25.9          | 25.1          | 25.2          |

出典：「東京都衛生年報」（平成15年以前）、「人口動態統計」（平成16年以降）、厚生労働省「人口動態統計」

図表資料－12 新生児死亡と乳児死亡の推移

|       | 新生児死亡 |               |               |               | 乳児死亡 |               |               |               |
|-------|-------|---------------|---------------|---------------|------|---------------|---------------|---------------|
|       | 練馬区   |               | 東京都           | 全国            | 練馬区  |               | 東京都           | 全国            |
|       | 死亡数   | 死亡率<br>(出生千対) | 死亡率<br>(出生千対) | 死亡率<br>(出生千対) | 死産数  | 死亡率<br>(出生千対) | 死亡率<br>(出生千対) | 死亡率<br>(出生千対) |
| 平成10年 | 10    | 1.7           | 2.0           | 2.0           | 18   | 3.0           | 3.6           | 3.6           |
| 平成11年 | 13    | 2.2           | 1.8           | 1.8           | 27   | 4.5           | 3.3           | 3.4           |
| 平成12年 | 12    | 2.0           | 2.0           | 1.8           | 20   | 3.3           | 3.5           | 3.2           |
| 平成13年 | 10    | 1.7           | 1.6           | 1.6           | 18   | 3.0           | 3.0           | 3.1           |
| 平成14年 | 8     | 1.3           | 1.7           | 1.7           | 11   | 1.8           | 2.9           | 3.0           |
| 平成15年 | 6     | 1.0           | 1.4           | 1.7           | 19   | 3.2           | 3.0           | 3.0           |
| 平成16年 | 8     | 1.4           | 1.2           | 1.5           | 17   | 2.9           | 2.6           | 2.8           |
| 平成17年 | 11    | 2.0           | 1.3           | 1.4           | 18   | 3.2           | 2.7           | 2.8           |
| 平成18年 | 5     | 0.9           | 1.5           | 1.3           | 16   | 2.8           | 2.9           | 2.6           |
| 平成19年 | 10    | 1.7           | 1.4           | 1.3           | 18   | 3.0           | 2.7           | 2.6           |
| 平成20年 | 10    | 1.7           | 1.1           | 1.2           | 23   | 3.8           | 2.5           | 2.6           |

出典：「東京都衛生年報」（平成15年以前）、「人口動態統計」（平成16年以降）、厚生労働省「人口動態統計」

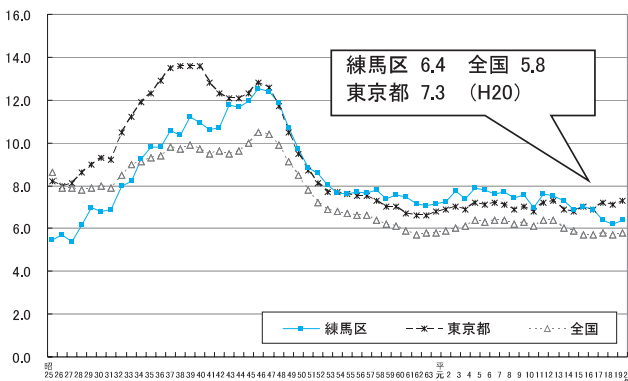
- 婚姻率は、平成元年から16年までほぼ横ばいで推移し、平成17年以降は人口千人あたり6.0台となり、平成19年には6.2と最も低くなりました。
- 一方、離婚率は、平成14年までほぼ一貫して上昇し人口千人あたり2.44となったが、その後は下降し、平成19年には平成7年以来の2.00を下回った（図表資料-13～15）。

図表資料-13 練馬区・東京都・全国の婚姻率、離婚率

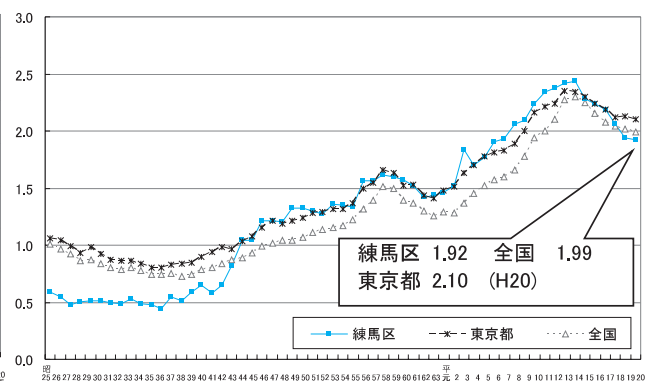
| 年   | 練馬区   |     | 東京都 |     | 全国        |           | 東京都   |      | 練馬区  |      | 東京都 |     | 全国  |  |
|-----|-------|-----|-----|-----|-----------|-----------|-------|------|------|------|-----|-----|-----|--|
|     | 婚姻数   | 婚姻率 | 婚姻率 | 婚姻率 | 平均初婚年齢(夫) | 平均初婚年齢(妻) | 離婚数   | 離婚率  | 離婚率  | 離婚率  | 離婚率 | 離婚率 | 離婚率 |  |
| 平成元 | 4,360 | 7.1 | 6.8 | 5.8 | 29.3      | 26.7      | 888   | 1.44 | 1.48 | 1.29 |     |     |     |  |
| 2   | 4,442 | 7.2 | 6.9 | 5.9 | 29.3      | 26.7      | 931   | 1.50 | 1.51 | 1.28 |     |     |     |  |
| 3   | 4,773 | 7.6 | 7.0 | 6.0 | 29.3      | 26.7      | 1,136 | 1.82 | 1.63 | 1.37 |     |     |     |  |
| 4   | 4,575 | 7.3 | 6.9 | 6.1 | 29.3      | 26.9      | 1,058 | 1.68 | 1.70 | 1.45 |     |     |     |  |
| 5   | 4,921 | 7.8 | 7.2 | 6.4 | 29.4      | 27.0      | 1,102 | 1.74 | 1.78 | 1.52 |     |     |     |  |
| 6   | 4,872 | 7.7 | 7.1 | 6.3 | 29.5      | 27.1      | 1,190 | 1.88 | 1.81 | 1.57 |     |     |     |  |
| 7   | 4,767 | 7.5 | 7.2 | 6.4 | 29.6      | 27.3      | 1,213 | 1.91 | 1.83 | 1.60 |     |     |     |  |
| 8   | 4,847 | 7.6 | 7.1 | 6.4 | 29.7      | 27.4      | 1,298 | 2.03 | 1.89 | 1.66 |     |     |     |  |
| 9   | 4,727 | 7.3 | 6.9 | 6.2 | 29.7      | 27.6      | 1,330 | 2.06 | 2.00 | 1.78 |     |     |     |  |
| 10  | 4,847 | 7.5 | 7.0 | 6.3 | 29.9      | 27.7      | 1,434 | 2.21 | 2.16 | 1.94 |     |     |     |  |
| 11  | 4,505 | 6.9 | 6.8 | 6.1 | 30.0      | 27.9      | 1,510 | 2.30 | 2.21 | 2.00 |     |     |     |  |
| 12  | 4,996 | 7.6 | 7.2 | 6.4 | 30.1      | 28.0      | 1,565 | 2.38 | 2.24 | 2.10 |     |     |     |  |
| 13  | 4,968 | 7.5 | 7.3 | 6.4 | 30.4      | 28.3      | 1,612 | 2.42 | 2.35 | 2.27 |     |     |     |  |
| 14  | 4,894 | 7.3 | 6.9 | 6.0 | 30.5      | 28.4      | 1,635 | 2.44 | 2.34 | 2.30 |     |     |     |  |
| 15  | 4,463 | 6.9 | 6.8 | 5.9 | 30.7      | 28.7      | 1,631 | 2.28 | 2.30 | 2.25 |     |     |     |  |
| 16  | 4,331 | 7.0 | 7.0 | 5.7 | 30.9      | 28.9      | 1,482 | 2.24 | 2.24 | 2.15 |     |     |     |  |
| 17  | 4,195 | 6.9 | 6.9 | 5.7 | 31.2      | 29.2      | 1,569 | 2.19 | 2.19 | 2.08 |     |     |     |  |
| 18  | 4,432 | 6.4 | 7.2 | 5.8 | 31.3      | 29.3      | 1,435 | 2.06 | 2.12 | 2.04 |     |     |     |  |
| 19  | 4,394 | 6.2 | 7.1 | 5.7 | 31.5      | 29.6      | 1,364 | 1.94 | 2.13 | 2.02 |     |     |     |  |
| 20  | 4,537 | 6.4 | 7.3 | 5.8 | 31.5      | 29.6      | 1,358 | 1.92 | 2.10 | 1.99 |     |     |     |  |

出典：「東京都衛生年報」（平成15年以前）、「人口動態統計」（平成16年以降）、厚生労働省「人口動態統計」

図表資料-14 練馬区・東京都・全国の婚姻率



図表資料-15 練馬区・東京都・全国の離婚率

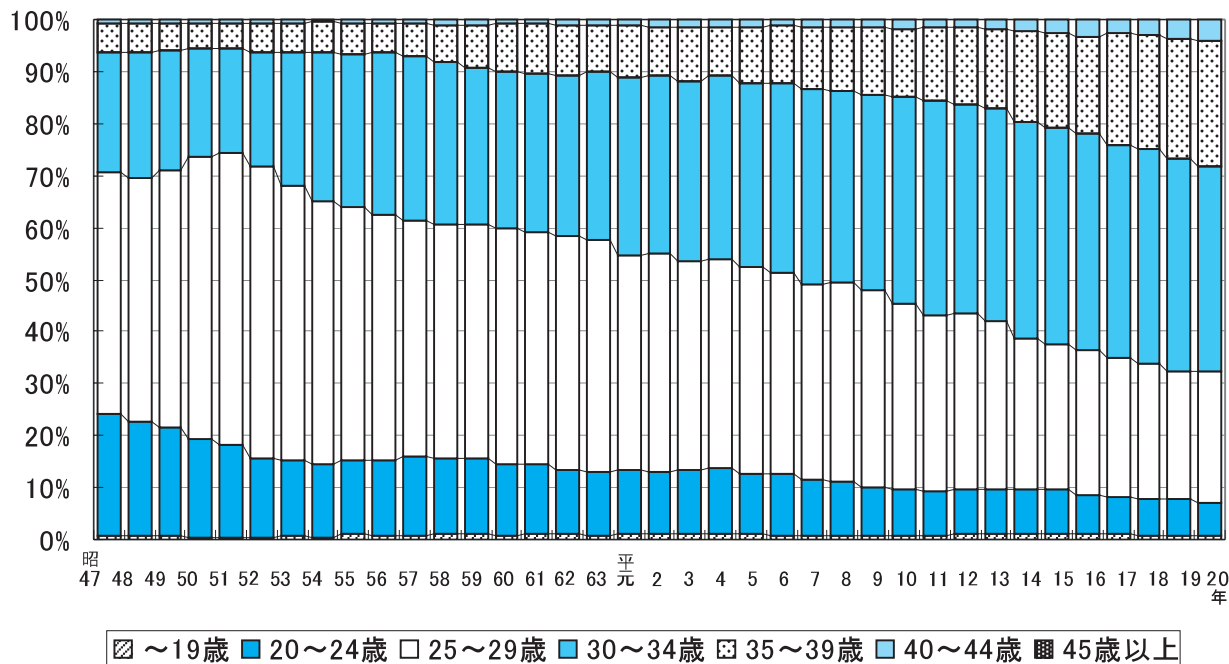


出典：「東京都衛生年報」（平成15年以前）、「人口動態統計」（平成16年以降）、厚生労働省「人口動態統計」



● 出生数の割合を母親の年齢階級別に見ると、出産時期の30歳代への移行が顕著になっている。平成元年には、20歳代が5割程度、30歳代が4割強を占めていたが、平成19年には、30歳未満が3分の1を割り込み、反対に30歳以上が7割近くまで増加している。また、全体に占める割合は低いものの、40～44歳の割合が徐々に増加している（図表資料－16）。

図表資料－16 母親の年齢階級別出生数割合の推移



出典：「東京都衛生年報」（平成15年以前）、「人口動態統計」（平成16年以降）、厚生労働省「人口動態統計」

| 年   | 総数    | ～19歳 | 20～24歳 | 25～29歳 | 30～34歳 | 35～39歳 | 40～44歳 | 45～歳 |
|-----|-------|------|--------|--------|--------|--------|--------|------|
| 平成元 | 100.0 | 1.0  | 12.2   | 41.5   | 34.0   | 10.1   | 1.2    | 0.0  |
| 2   | 100.0 | 1.0  | 11.9   | 42.2   | 34.3   | 9.4    | 1.3    | 0.0  |
| 3   | 100.0 | 1.1  | 12.3   | 40.0   | 34.8   | 10.2   | 1.6    | 0.0  |
| 4   | 100.0 | 1.1  | 12.6   | 40.1   | 35.4   | 9.4    | 1.4    | 0.1  |
| 5   | 100.0 | 1.1  | 11.7   | 39.7   | 35.2   | 10.8   | 1.5    | 0.0  |
| 6   | 100.0 | 0.7  | 12.1   | 38.7   | 36.3   | 11.0   | 1.2    | 0.0  |
| 7   | 100.0 | 0.7  | 11.0   | 37.6   | 37.5   | 11.7   | 1.6    | 0.1  |
| 8   | 100.0 | 0.7  | 10.4   | 38.3   | 37.0   | 12.3   | 1.3    | 0.1  |
| 9   | 100.0 | 0.6  | 9.5    | 38.0   | 37.6   | 12.7   | 1.6    | 0.0  |
| 10  | 100.0 | 0.9  | 8.9    | 35.5   | 39.7   | 13.1   | 1.8    | 0.1  |
| 11  | 100.0 | 0.8  | 8.4    | 34.1   | 41.1   | 14.0   | 1.6    | 0.0  |
| 12  | 100.0 | 1.3  | 8.5    | 33.6   | 40.4   | 14.6   | 1.5    | 0.0  |
| 13  | 100.0 | 1.1  | 8.5    | 32.3   | 41.2   | 15.1   | 1.8    | 0.1  |
| 14  | 100.0 | 1.0  | 8.5    | 29.2   | 41.4   | 17.4   | 2.3    | 0.0  |
| 15  | 100.0 | 1.0  | 8.6    | 27.9   | 41.8   | 18.2   | 2.6    | 0.0  |
| 16  | 100.0 | 1.0  | 7.6    | 27.9   | 41.4   | 18.8   | 3.1    | 0.1  |
| 17  | 100.0 | 1.0  | 7.3    | 26.7   | 40.9   | 21.4   | 2.6    | 0.1  |
| 18  | 100.0 | 0.6  | 7.3    | 25.8   | 41.3   | 22.1   | 2.8    | 0.1  |
| 19  | 100.0 | 0.9  | 7.0    | 24.5   | 40.9   | 22.8   | 3.8    | 0.1  |
| 20  | 100.0 | 0.6  | 6.6    | 25.1   | 39.3   | 24.4   | 3.9    | 0.1  |

出典：「東京都衛生年報」（平成15年以前）、「人口動態統計」（平成16年以降）  
 ※端数処理の都合上、合計が100にならないものがある。

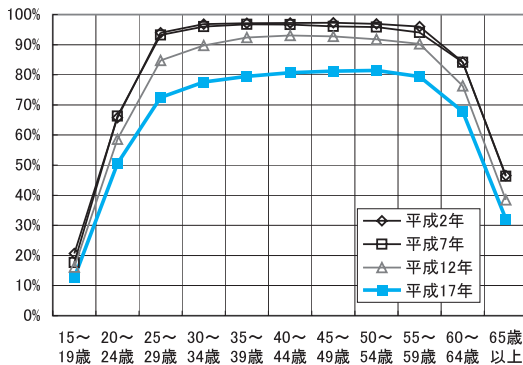
### 3. 就労と子育ての状況

●女性の労働力率を年齢階級別に比較すると、20歳代で高く、その後子育てに関わる30歳代で一旦大きく低下し、子どもが小学校高学年以降となる40歳以降で再び上昇、55歳以降で低下するいわゆる「M字曲線」を描いている。また、時系列で比較すると、平成12年までは25歳以降の全年齢階級で労働力が上昇するとともに、M字の底が浅くなる傾向が見られたが、平成17年は再び低下した。一方、全国・東京都と比べると、30歳以降の労働力率が低く、出産で離職しそのまま職に就かない女性の割合が高い。男性については、各年齢階級とも、全国・東京都より低くなっている（図表資料-17）。

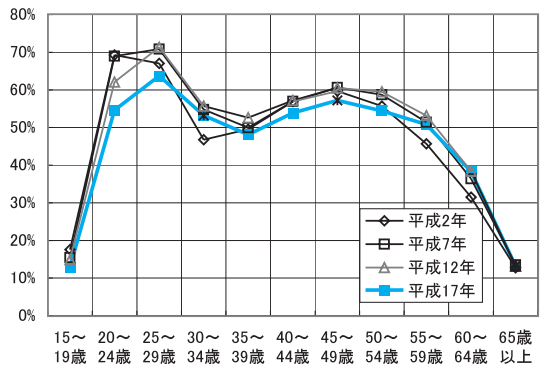
図表資料-17 労働力率の推移

| 年齢階級   | 男    |      |      |      |      |      | 女    |      |      |      |      |      |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
|        | 練馬区  |      |      |      | 東京都  | 全国   | 練馬区  |      |      |      | 東京都  | 全国   |
|        | 平成2  | 平成7  | 平成12 | 平成17 | 平成17 | 平成17 | 平成2  | 平成7  | 平成12 | 平成17 | 平成17 | 平成17 |
| 15～19歳 | 20.6 | 17.6 | 16.1 | 12.7 | 16.7 | 17.4 | 17.5 | 15.4 | 14.9 | 13.0 | 16.6 | 16.8 |
| 20～24歳 | 65.7 | 66.3 | 58.6 | 50.5 | 52.7 | 67.5 | 69.3 | 69.0 | 62.1 | 54.6 | 57.1 | 67.7 |
| 25～29歳 | 93.9 | 93.2 | 84.7 | 72.5 | 73.5 | 88.3 | 67.0 | 70.8 | 71.3 | 63.7 | 66.4 | 71.6 |
| 30～34歳 | 96.8 | 96.0 | 89.8 | 77.6 | 79.6 | 91.4 | 46.8 | 54.8 | 55.7 | 53.2 | 58.3 | 61.6 |
| 35～39歳 | 97.1 | 96.8 | 92.4 | 79.5 | 83.0 | 92.6 | 49.6 | 50.0 | 52.6 | 48.1 | 55.8 | 62.3 |
| 40～44歳 | 97.2 | 96.7 | 93.1 | 80.7 | 85.7 | 93.7 | 56.9 | 56.9 | 57.2 | 53.9 | 61.2 | 69.5 |
| 45～49歳 | 97.3 | 96.1 | 92.7 | 81.3 | 87.5 | 94.4 | 59.7 | 60.6 | 60.5 | 57.2 | 64.9 | 72.7 |
| 50～54歳 | 96.9 | 95.9 | 91.7 | 81.4 | 87.9 | 93.8 | 55.7 | 58.7 | 59.5 | 54.4 | 63.1 | 68.3 |
| 55～59歳 | 96.0 | 94.1 | 90.3 | 79.4 | 87.0 | 92.2 | 45.7 | 51.4 | 53.2 | 50.8 | 58.1 | 59.7 |
| 60～64歳 | 84.3 | 84.2 | 76.3 | 67.8 | 74.0 | 73.1 | 31.5 | 36.4 | 38.4 | 38.3 | 43.7 | 40.4 |
| 65歳以上  | 46.6 | 46.3 | 38.4 | 32.1 | 36.2 | 33.0 | 12.7 | 13.5 | 13.2 | 13.2 | 15.8 | 14.0 |

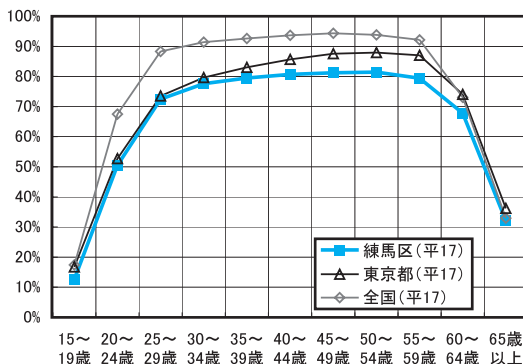
男性



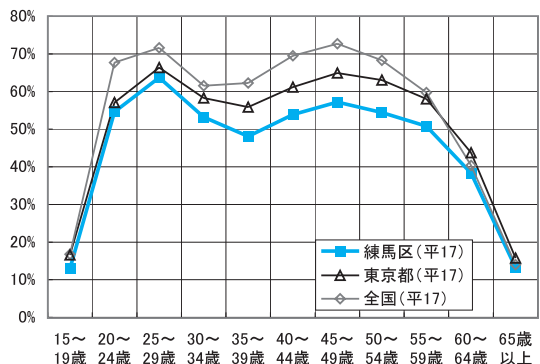
女性



男性



女性



出典：国勢調査、各年10月1日現在

- 職業別の就業者数に占める女性の数は、事務従事者、サービス職業従事者の2つが6割前後と高い。なお、専門的・技術的職業従事者と管理的職業従事者の割合がわずかではあるが、増加している（図表資料－18）。

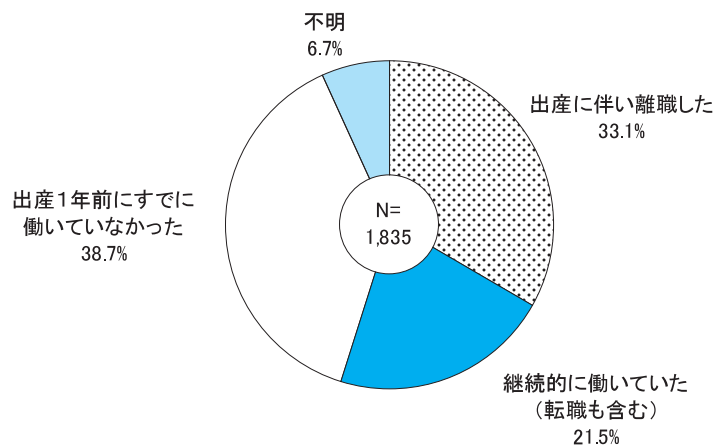
図表資料－18 職業別・女性の15歳以上の就業者数

| 職業           | 平成7年     |         |       | 平成12年    |         |       | 平成17年    |         |       |
|--------------|----------|---------|-------|----------|---------|-------|----------|---------|-------|
|              | 総就業者数(人) | 女性      |       | 総就業者数(人) | 女性      |       | 総就業者数(人) | 女性      |       |
|              |          | 総数(人)   | 割合(%) |          | 総数(人)   | 割合(%) |          | 総数(人)   | 割合(%) |
| 総数           | 330,557  | 124,885 | 37.8  | 324,075  | 127,026 | 39.2  | 274,192  | 111,966 | 40.8  |
| 専門的・技術的職業従事者 | 54,590   | 20,447  | 37.5  | 57,788   | 22,214  | 38.4  | 49,030   | 20,069  | 40.9  |
| 管理的職業従事者     | 18,453   | 1,770   | 9.6   | 11,617   | 1,306   | 11.2  | 8,769    | 1,049   | 12.0  |
| 事務従事者        | 79,783   | 49,221  | 61.7  | 78,149   | 48,396  | 61.9  | 70,053   | 42,410  | 60.5  |
| 販売従事者        | 60,657   | 19,556  | 32.2  | 59,892   | 18,480  | 30.9  | 47,434   | 14,998  | 31.6  |
| サービス職業従事者    | 27,096   | 15,231  | 56.2  | 30,003   | 17,155  | 57.2  | 26,924   | 16,487  | 61.2  |
| 保安職業従事者      | 5,440    | 412     | 7.6   | 5,666    | 438     | 7.7   | 4,958    | 354     | 7.1   |
| 農林漁業作業者      | 1,819    | 591     | 32.5  | 1,570    | 512     | 32.6  | 1,428    | 471     | 33.0  |
| 運輸・通信従事者     | 11,585   | 678     | 5.9   | 11,025   | 501     | 4.5   | 8,299    | 348     | 4.2   |
| 生産工程・労務作業者   | 65,933   | 14,707  | 22.3  | 60,361   | 14,530  | 24.1  | 48,268   | 12,036  | 24.9  |
| 分類不能の職業      | 5,201    | 2,272   | 43.7  | 8,004    | 3,494   | 43.7  | 9,029    | 3,744   | 41.5  |

出典：国勢調査 各年10月1日

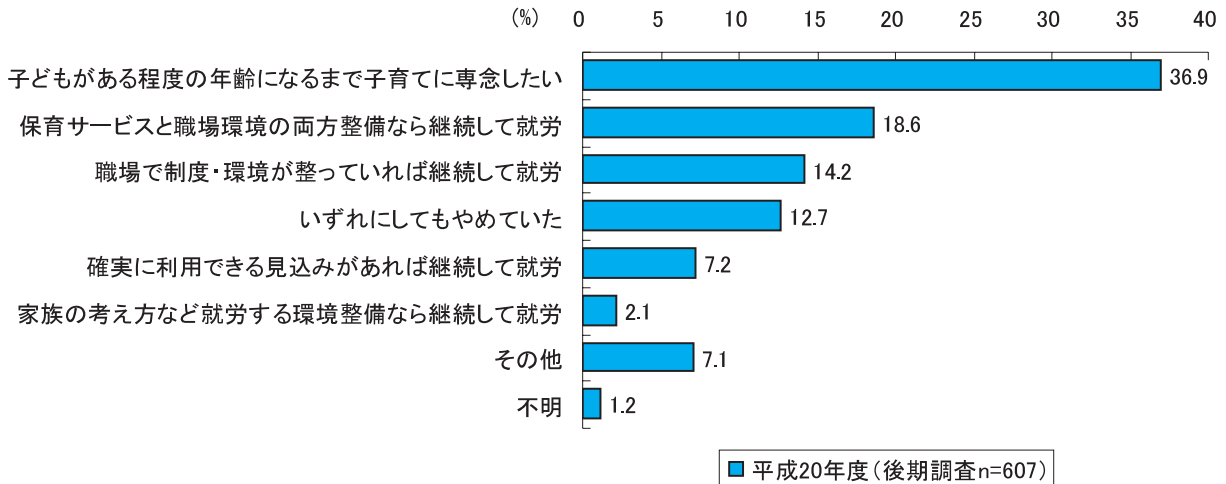
- 出産前後の、母親の離職の有無を質問したところ、「出産一年前にすでに働いていなかった」が38.7%で最も多くなっているが、「出産に伴い離職した」も33.1%で3割を占めている。また、「出産に伴い離職した」と回答した人に、仕事と家庭の両立を支援する保育サービスや環境が整っていた場合の就労継続の可能性について質問したところ、「子どもがある程度の年齢になるまで子育てに専念したい」が36.9%で最も多くなっているが、「保育サービスと職場環境の両方整備なら継続して就労」も18.6%で2番目に多くなっている（図表資料－19、20）。

図表資料－19 出産前後の母親の離職の有無（就学前児童の保護者）



出典：（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

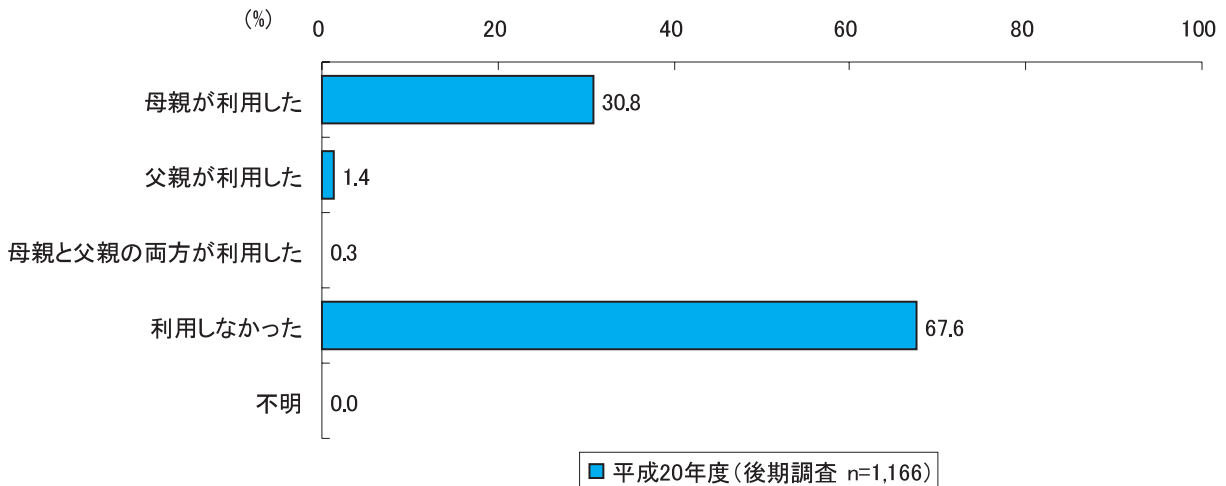
図表資料-20 仕事と家庭の両立支援環境があった場合の就労継続可能性（就学前児童の保護者）



出典：(後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

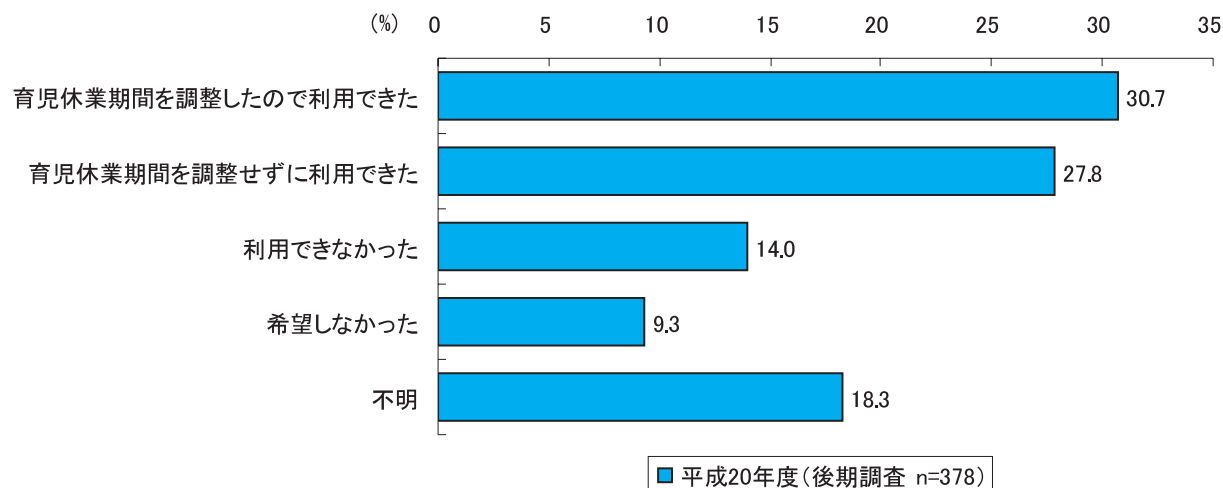
● 母親または父親の育児休業制度利用経験について質問したところ、「利用しなかった」が67.6%で最も多く、続いて「母親が利用した」が30.8%となっている。また、育児休業制度を利用したと回答した人に、育児休業明けに、希望する保育サービスをすぐ利用できたかを質問したところ、「育児休業期間を調整したので（希望する保育サービスが）利用できた」が30.7%で最も多く、続いて「育児休業期間を調整せずに（希望する保育サービスを）利用できた」が27.8%となっている（図表資料-21、22）。

図表資料-21 育児休業制度利用経験（就学前児童の保護者）



出典：(後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

図表資料-22 育児休業明けの希望する保育サービス利用の有無（就学前児童の保護者）

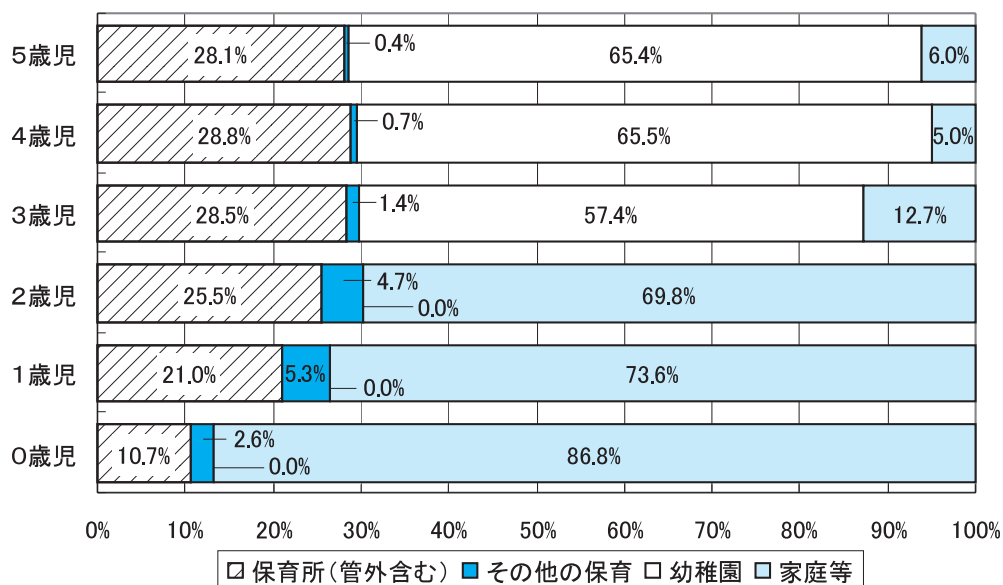


出典：(後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

## 4. 保育等の状況

- 「就学前児童の保育等の状況」として、0歳児は家庭等で保育されている児童が86.8%に対して保育所、その他の保育が13.3%である。1歳児と2歳児は保育所とその他の保育が26.3%～30.2%となり、幼稚園が始まる3歳児以上は幼稚園の利用が57.4%～65.5%、保育所とその他の保育が28.5%～29.9%、家庭等は5.0%～12.7%となっている(図表資料-23)。

図表-23 就学前児童の保育等の状況



(各種資料をもとに再計算したもの。平成21年4月1日現在、幼稚園は5月1日現在)

(注) 保育所等の重複利用の有無、幼稚園と保育所で集計期日での1か月の差異はここでは考慮していない。

その他の保育：認証保育所、保育室、家庭福祉員、駅型グループ保育室

- 保育所在所率（定員に対する在籍者数の割合）は、区立保育所の0歳児の93.3%以外は概ね9割後半で推移している。（図表資料-24）。

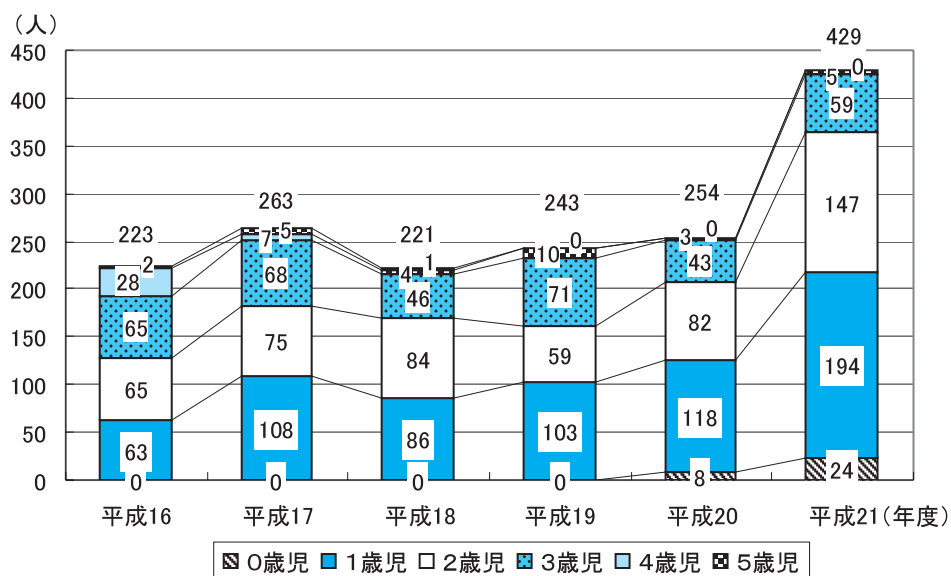
図表資料-24 保育所在所率

| 年齢    | 在所率  |      |
|-------|------|------|
|       | 区立   | 私立   |
| 0歳児   | 93.3 | 99.3 |
| 1歳児   | 99.9 | 99.6 |
| 2歳児   | 99.7 | 99.7 |
| 3～5歳児 | 97.3 | 97.4 |

※私立3～5歳児は、私立園では、年齢別定員を設けていないところがあるため数字を合算している。  
 出典：練馬区児童青少年部計画調整担当課提供  
 平成21年4月1日現在

- 待機児童数は、平成21年4月1日現在で429人となっている。また、年齢別にみると、1歳児が194人で最も多い（図表資料-25）。

図表資料-25 待機児童数



出典：練馬区児童青少年部計画調整担当課提供  
 各年4月1日現在

## 5. 放課後の居場所

- 直近の金曜日の子どもの居場所について、小学1～3年生について見てみると、ほとんどの時間帯で「保護者や祖父母等の同居している家族と過ごした」が多く、午後3時～6時では「学童クラブ」や「塾や習いごと、スポーツクラブに行った」もやや多くなっている。  
また、小学4～6年生では、ほとんどの時間帯で「保護者や祖父母等の同居している家族と過ごした」が多く、午後4時～8時では「塾や習いごと、スポーツクラブに行った」などもやや多くなっている（図表資料-26、27）。
- 中学生の放課後の居場所については、「自分の家」が87.6%で最も多く、続いて「部活動」が65.7%、「学習塾や習いごと」が49.3%となっている。また、高校生では、「自分の家」が78.2%で最も多く、続いて「部活動」が42.7%、「アルバイト・仕事先」が36.4%となっている（図表資料-28、29）。

### ◆この前の金曜日の放課後の居場所

図表資料-26 小学1～3年生

|         | 保護者や祖父母等の同居している家族と過ごした | 学童クラブにいた | 塾や習いごと、スポーツクラブに行った | 児童放課後等居場所づくりに参加した | 友だちの家にいた | 児童館や図書館などの施設にいた | 同居していない祖父母や知人等にいた | 自宅で一人で過ごした | 子どもたちだけで自宅を過ごした | 就寝していた | その他  | 不明（無回答含む） |
|---------|------------------------|----------|--------------------|-------------------|----------|-----------------|-------------------|------------|-----------------|--------|------|-----------|
| 午後1時～2時 | 7.9                    | 13.7     | 0.4                | 12.4              | 0.9      | 0.7             | 0.5               | 0.9        | 0.0             | 0.0    | 18.5 | 44.2      |
| 午後2時～3時 | 17.8                   | 17.3     | 1.5                | 13.2              | 3.1      | 2.5             | 0.8               | 1.4        | 0.2             | 0.1    | 13.7 | 28.4      |
| 午後3時～4時 | 26.9                   | 19.4     | 10.7               | 11.2              | 8.8      | 5.8             | 1.1               | 1.8        | 1.5             | 0.1    | 6.1  | 6.6       |
| 午後4時～5時 | 27.7                   | 17.2     | 23.6               | 6.0               | 7.8      | 5.1             | 1.8               | 1.3        | 0.8             | 0.2    | 4.6  | 4.0       |
| 午後5時～6時 | 56.5                   | 8.5      | 18.0               | 0.0               | 1.5      | 0.4             | 3.4               | 1.6        | 2.1             | 0.2    | 1.9  | 5.8       |
| 午後6時～7時 | 78.0                   | 0.1      | 6.1                | 0.0               | 0.6      | 0.2             | 2.7               | 1.6        | 2.0             | 0.5    | 1.5  | 6.6       |
| 午後7時～8時 | 83.6                   | 0.1      | 1.9                | 0.0               | 0.4      | 0.1             | 2.1               | 0.7        | 0.4             | 2.7    | 1.2  | 6.8       |

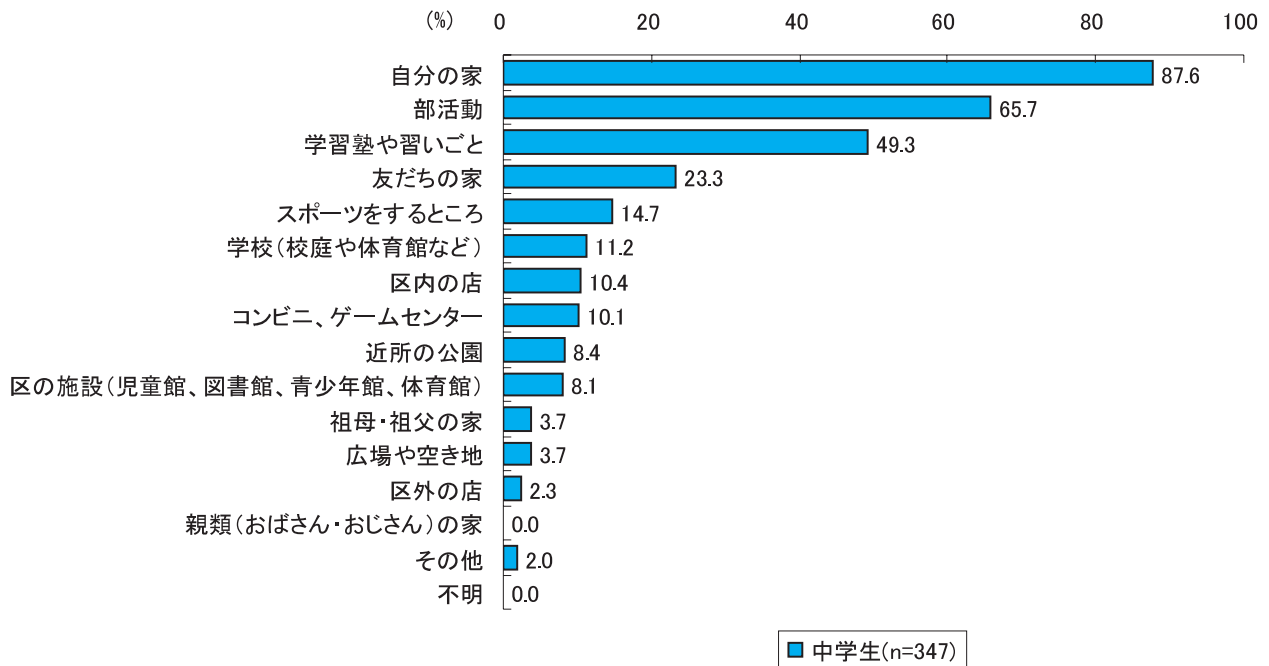
図表資料-27 小学4～6年生

|         | 保護者や祖父母等の同居している家族と過ごした | 塾や習いごと、スポーツクラブに行った | 児童放課後等居場所づくりに参加した | 自宅で一人で過ごした | 友だちの家にいた | 子どもたちだけで自宅を過ごした | 同居していない祖父母や知人等にいた | 児童館や図書館などの施設にいた | 就寝していた | 学童クラブにいた | その他  | 不明（無回答含む） |
|---------|------------------------|--------------------|-------------------|------------|----------|-----------------|-------------------|-----------------|--------|----------|------|-----------|
| 午後1時～2時 | 3.5                    | 0.3                | 16.3              | 1.2        | 0.6      | 1.2             | 0.2               | 0.3             | 0.1    | 0.1      | 23.1 | 53.1      |
| 午後2時～3時 | 6.8                    | 1.0                | 16.3              | 1.6        | 1.5      | 1.5             | 0.3               | 0.8             | 0.1    | 0.2      | 21.9 | 47.7      |
| 午後3時～4時 | 16.5                   | 4.6                | 14.1              | 5.6        | 6.1      | 3.2             | 0.9               | 2.9             | 0.1    | 0.3      | 15.5 | 30.0      |
| 午後4時～5時 | 32.2                   | 22.8               | 5.0               | 6.3        | 9.4      | 5.0             | 2.1               | 2.7             | 0.1    | 0.2      | 6.5  | 7.8       |
| 午後5時～6時 | 40.8                   | 34.9               | 0.7               | 4.5        | 3.0      | 4.2             | 2.4               | 0.3             | 0.1    | 0.1      | 2.4  | 6.5       |
| 午後6時～7時 | 58.3                   | 24.6               | 0.0               | 2.7        | 0.1      | 2.5             | 2.5               | 0.1             | 0.2    | 0.0      | 1.2  | 7.8       |
| 午後7時～8時 | 73.0                   | 12.3               | 0.0               | 0.6        | 0.3      | 1.2             | 1.5               | 0.1             | 0.8    | 0.0      | 1.5  | 8.7       |

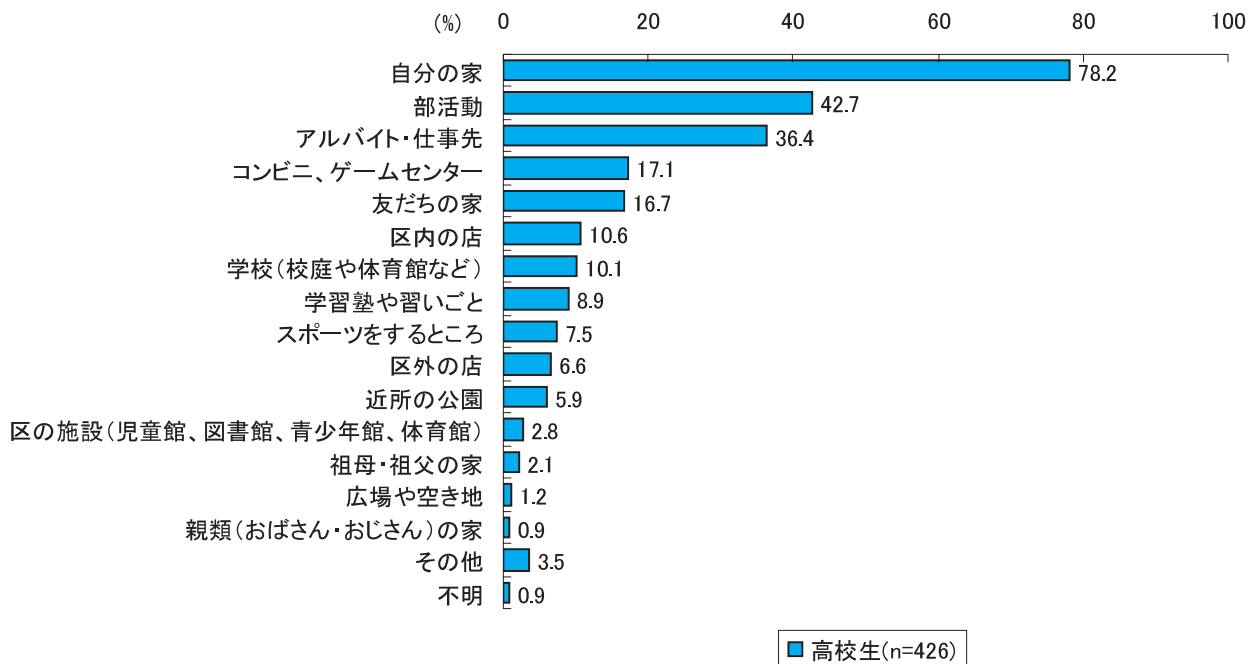
出典：（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

◆放課後の居場所

図表資料 - 28 中学生



図表資料 - 29 高校生



出典：(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 20 年度)



## 6. 子どもの安全・安心

- 中学生以下の子どもの交通事故は、平成 19 年には発生件数が 247 件、死者数が 1 件、負傷者数が 291 件となっており、平成 15 年と比較すると件数は 67 件、21.3%の減少となっている（図表資料 - 30）。

図表資料- 30 子どもの交通事故発生状況

| 年および警察署 | 発生件数 |    |     |     | 死者数 |    |     |     | 負傷者数 |     |     |     |
|---------|------|----|-----|-----|-----|----|-----|-----|------|-----|-----|-----|
|         | 計    | 幼児 | 小学生 | 中学生 | 計   | 幼児 | 小学生 | 中学生 | 計    | 幼児  | 小学生 | 中学生 |
| 平成 15   | 314  | 40 | 207 | 67  | 0   | 0  | 0   | 0   | 362  | 90  | 210 | 62  |
| 16      | 328  | 42 | 220 | 66  | 0   | 0  | 0   | 0   | 404  | 111 | 229 | 64  |
| 17      | 316  | 45 | 207 | 64  | 1   | 0  | 1   | 0   | 373  | 87  | 216 | 70  |
| 18      | 274  | 26 | 184 | 64  | 0   | 0  | 0   | 0   | 329  | 68  | 196 | 65  |
| 19      | 247  | 24 | 169 | 54  | 1   | 0  | 1   | 0   | 291  | 69  | 171 | 51  |
| 練馬警察署   | 65   | 7  | 42  | 16  | 0   | 0  | 0   | 0   | 66   | 10  | 40  | 16  |
| 光が丘警察署  | 65   | 6  | 47  | 12  | 1   | 0  | 1   | 0   | 90   | 29  | 49  | 12  |
| 石神井警察署  | 117  | 11 | 80  | 26  | 0   | 0  | 0   | 0   | 135  | 30  | 82  | 23  |

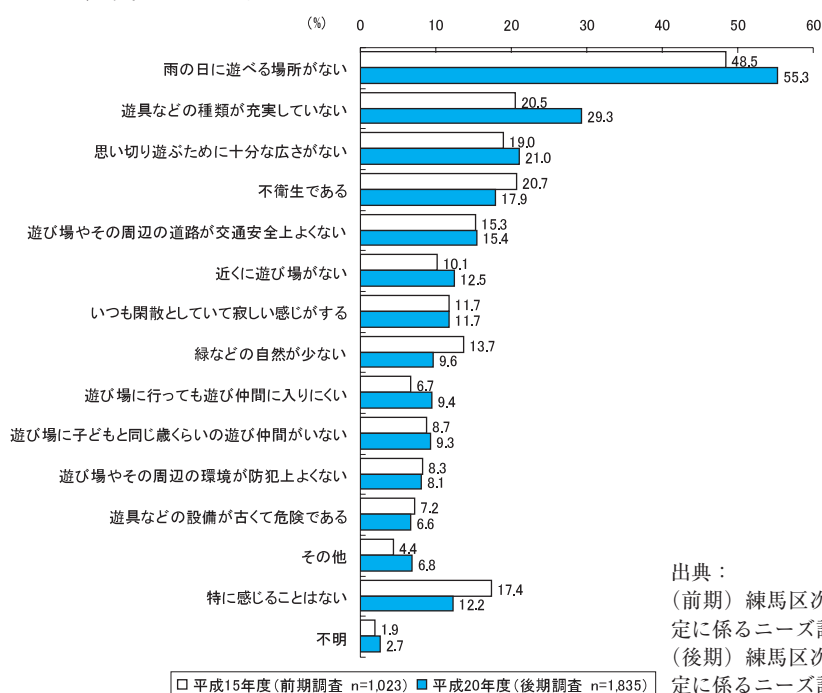
出典：「練馬区統計書」（平成 20 年版）

（注）件数は、子どもが第一・第二当事者となった事故件数で、死傷者数は、車両同乗者等を含む全被害者数を計上した。練馬警察署、光が丘警察署、石神井警察署の取扱い件数であるため、区内の発生件数とは一致しない。

- 子どもの屋外の遊び場について感じることに、就学前児童の保護者は、「雨の日に遊べる場所がない」が 55.3%で最も多く、続いて「遊具などの種類が充実していない」が 29.3%、「思い切り遊ぶために十分な広さがない」が 21.0%となっている。また、就学児童の保護者は、「雨の日に遊べる場所がない」が 49.2%で最も多くなっており、続いて「思い切り遊ぶために十分な広さがない」が 38.4%などとなっている。（図表資料 - 31、32）。

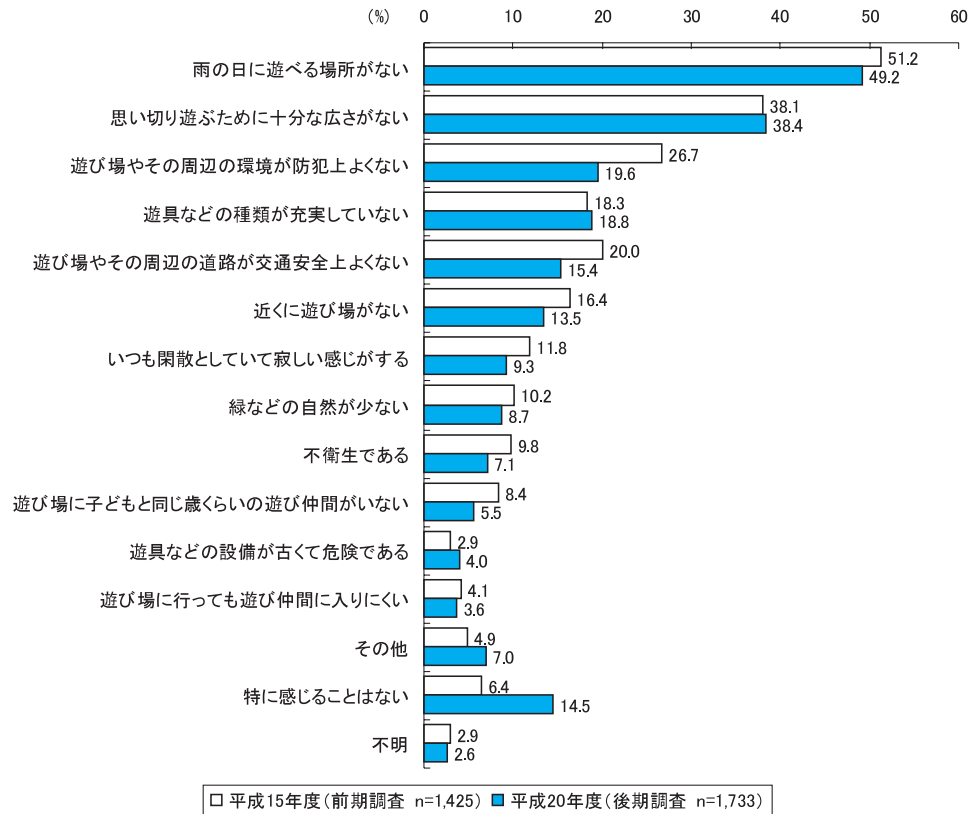
### ◆子どもの屋外の遊びについて感じること

図表資料 - 31 就学前児童の保護者



出典：  
（前期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 15 年度）  
（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成 20 年度）

図表資料－32 就学児童の保護者



出典：

(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成15年度)

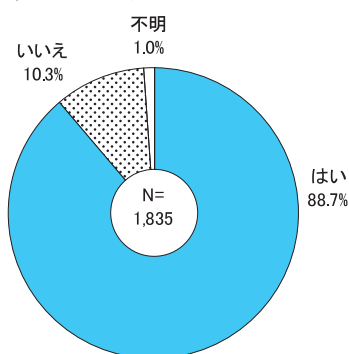
(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成20年度)

## 7. 子どもの健康

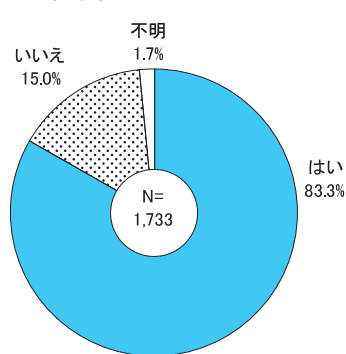
- かかりつけ医の有無について見てみると、就学前児童保護者の88.7%、就学児童保護者の83.3%が持っている（「はい」と回答している（図表資料-33、34）。
- 『かかりつけ医を持っている』と回答した人に満足度について質問したところ、就学前児童保護者では「満足している」が34.9%、「だいたい満足している」が56.4%となっており、合計すると91.3%となる。就学児童保護者では、「満足している」が36.6%、「だいたい満足している」が56.4%となっており、合計すると93.0%となる。（図表資料-35、36）。
- 休日・夜間対応の小児救急医療機関の有無について見てみると、就学前児童保護者は83.9%が、就学児童保護者は81.9%が「ある」と回答している（図表資料-37、38）。
- 乳幼児健診への満足度については、「満足している」が26.4%、「だいたい満足している」が59.0%となっており、合計すると85.4%となっている。（図表資料-39）。

### ◆小児科かかりつけ医の有無

図表資料-33 就学前児童の保護者



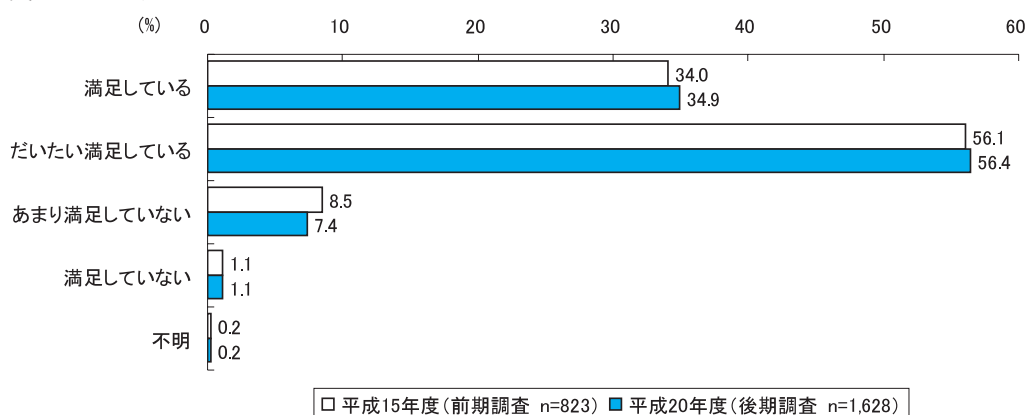
図表資料-34 就学児童の保護者



出典：（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

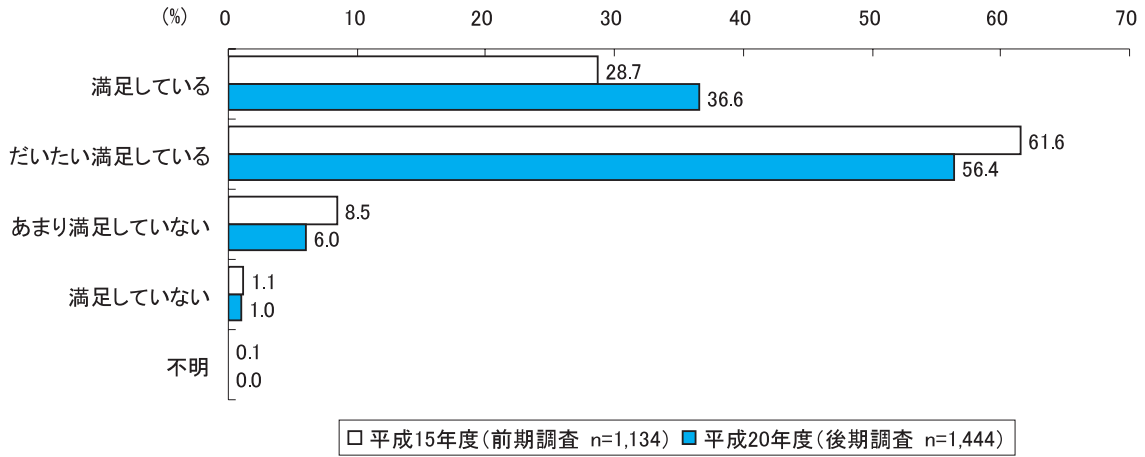
### ◆小児科かかりつけ医への満足度

図表資料-35 就学前児童の保護者



出典：（前期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
（後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

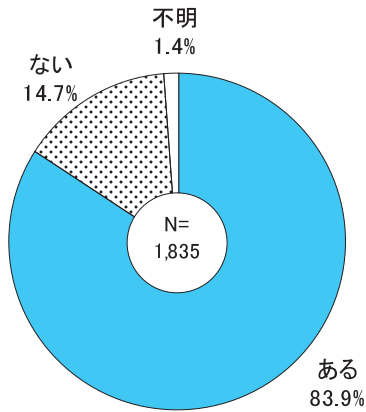
図表資料-36 就学児童の保護者



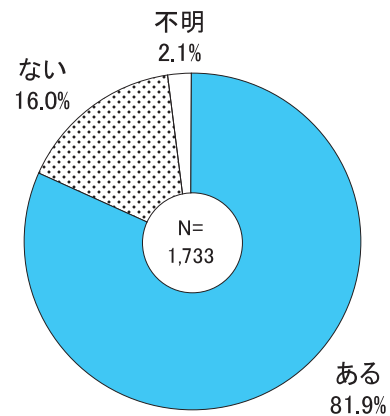
出典：  
 (前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

◆休日・夜間対応の小児救急医療機関の有無

図表資料-37 就学前児童の保護者

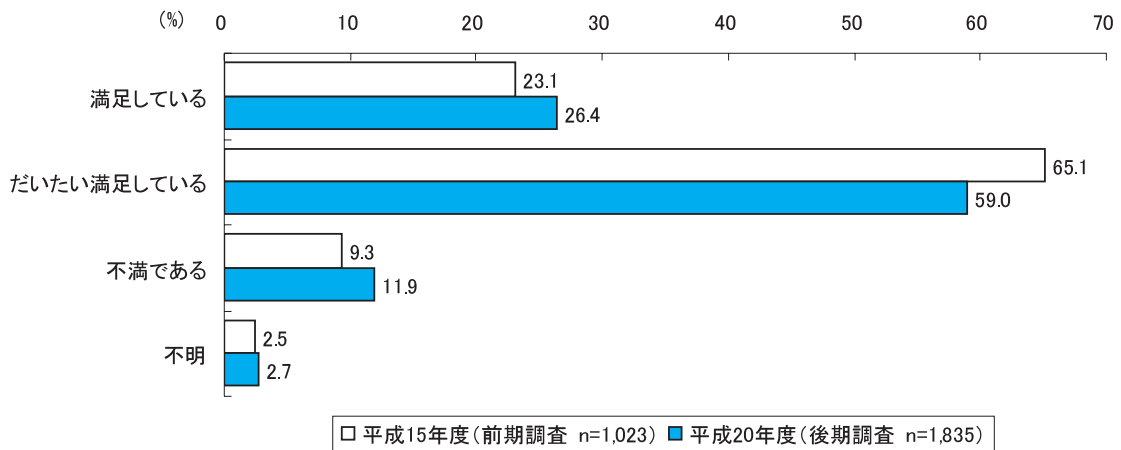


図表資料-38 就学児童の保護者



出典：(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

図表資料-39 乳幼児健診の内容・方法への満足度（就学前児童の保護者）

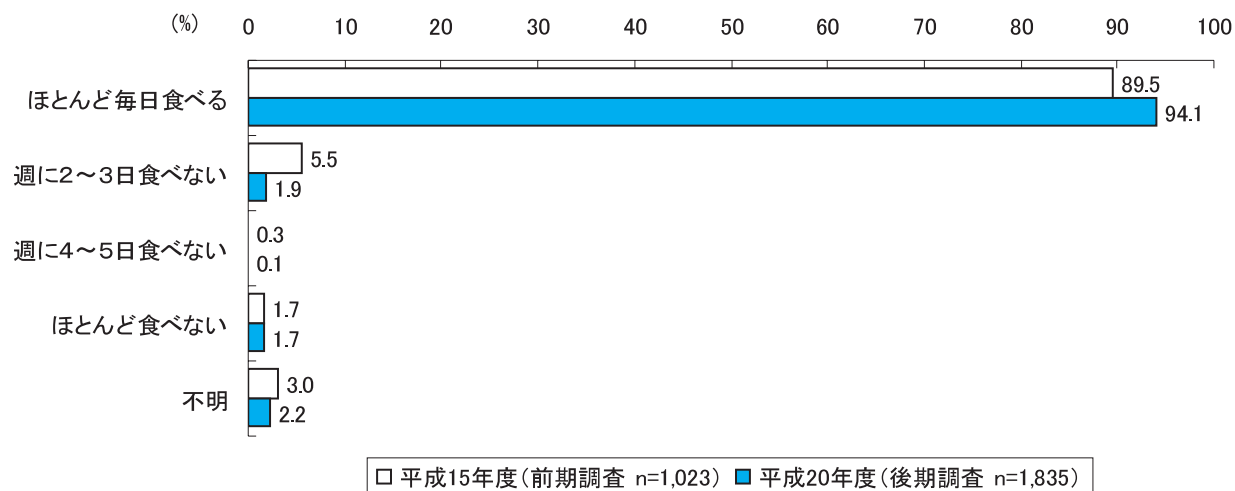


出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

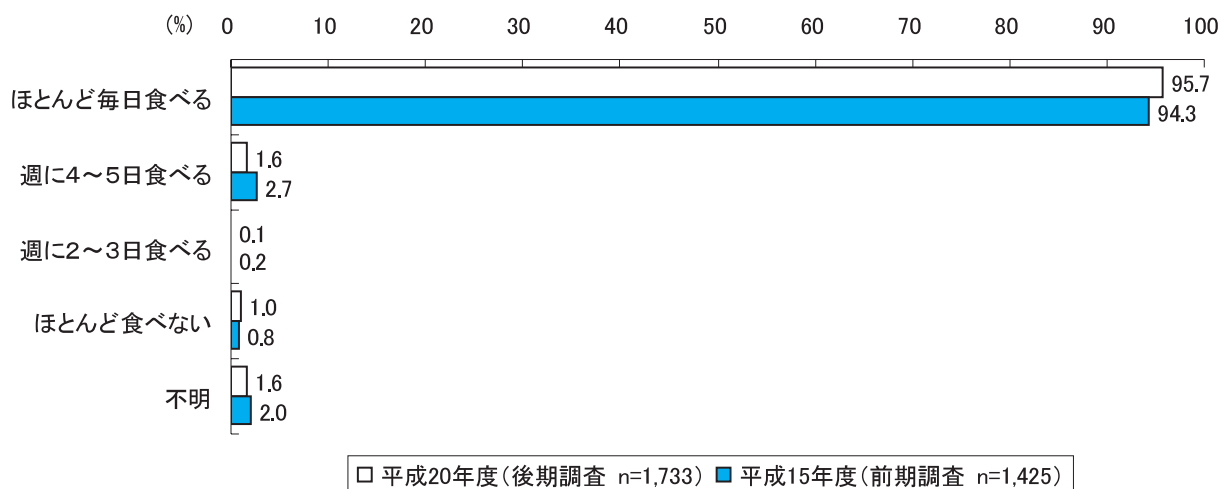
●朝食摂取状況については、就学前児童は「ほとんど毎日食べる」が94.1%、就学児童は「ほとんど毎日食べる」が94.3%となっている。(図表資料-40、41)。

◆朝食摂取の状況

図表資料-40 就学前児童の保護者



図表資料-41 就学児童の保護者



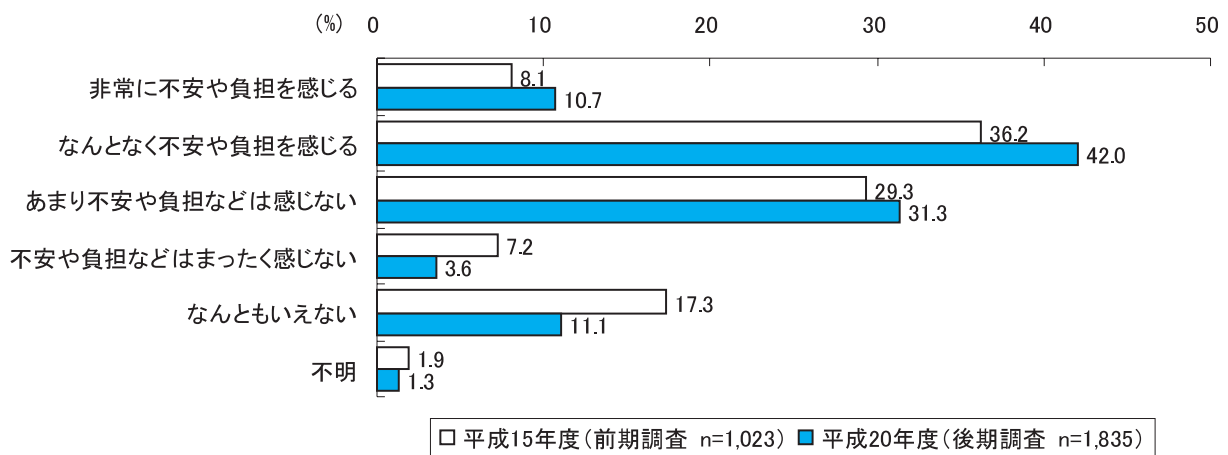
出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成15年度)  
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成20年度)

## 8. 子育てへの不安や負担

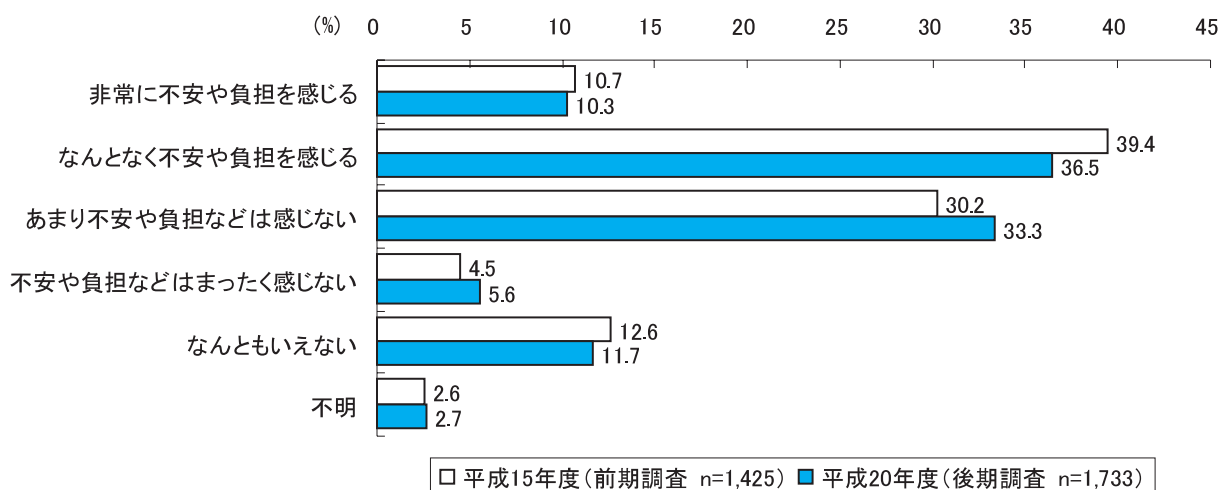
- 就学前児童保護者の子育てに関する不安感や負担感については、不安や負担を感じる（「非常に不安や負担を感じる」＋「なんとなく不安や負担を感じる」）は52.7%、不安や負担などは感じない（「あまり不安や負担などは感じない」＋「不安や負担などはまったく感じない」）は34.9%となっている。（図表資料－42）。
- 就学児童保護者の子育てに関する不安感や負担感については、不安や負担を感じる（「非常に不安や負担を感じる」＋「なんとなく不安や負担を感じる」）は46.8%、不安や負担などは感じない（「あまり不安や負担などは感じない」＋「不安や負担などはまったく感じない」）は38.9%となっている。（図表資料－43）。

### ◆子育てに関する不安感や負担感

図表資料－42 就学前児童の保護者



図表資料－43 就学児童の保護者

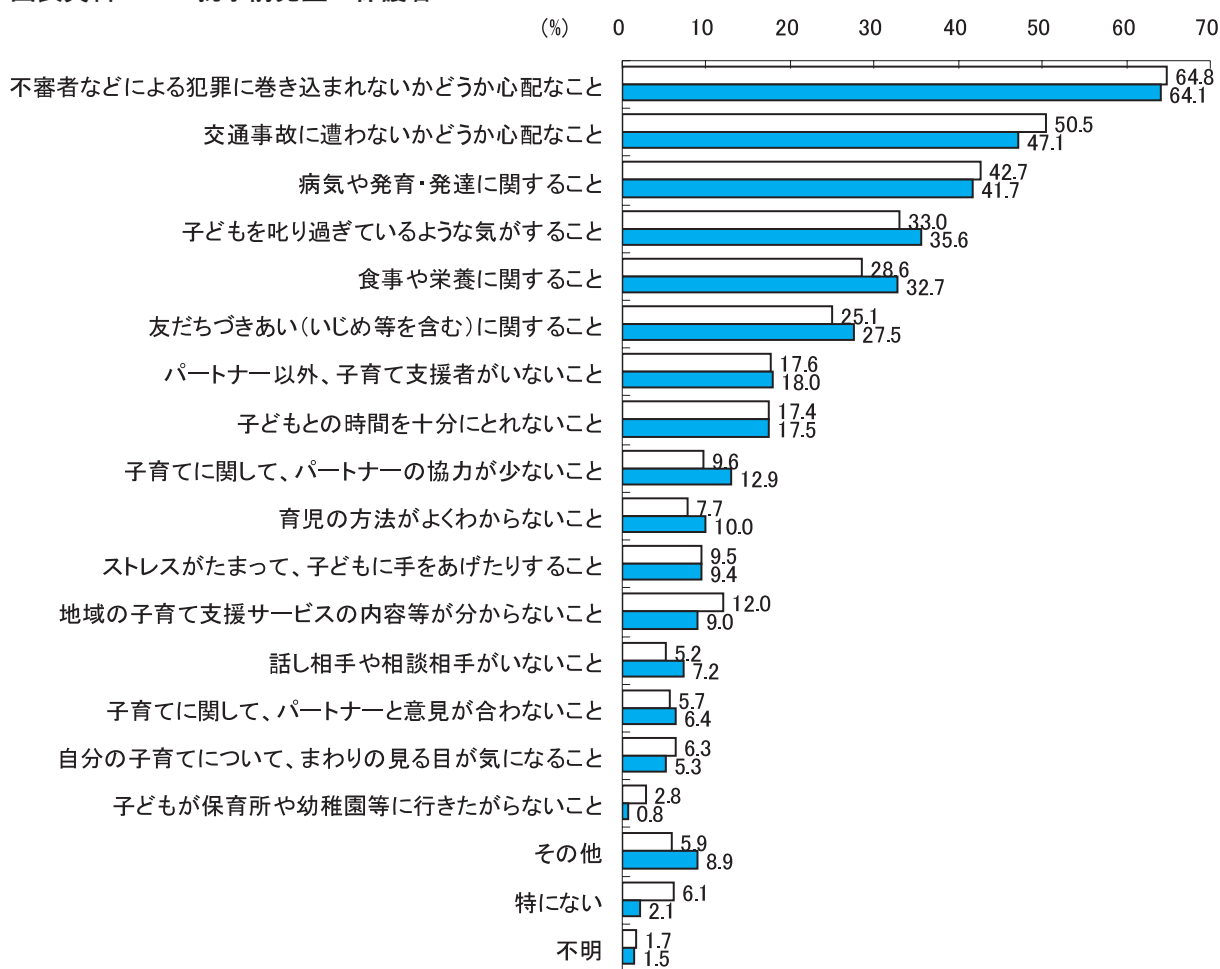


出典：（前期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
 （後期）練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

- 就学前児童の子どものことで心配に感じていること、気になっていることについて見てみると、「不審者などによる犯罪に巻き込まれないか心配なこと」が64.1%で最も多くなっており、続いて「交通事故に遭わないかどうか心配なこと」が47.1%、「病気や発育・発達に関すること」が41.7%となっている。これら上位3つの項目は、平成15年度調査から変化はない。(図表資料-44)。
- 就学児童保護者の子どものことで心配に感じていること、気になっていることについて見てみると、「不審者などによる犯罪に巻き込まれないか心配なこと」が73.4%で最も多く、続いて「交通事故に遭わないかどうか心配なこと」が53.3%、「友達づきあい(いじめ等を含む)に関すること」が42.8%となっている。また、これら上位3つの項目は、平成15年度調査でも上位3つに入っている。(図表資料-45)。

### ◆子どものことで心配に感じていること、気になっていること

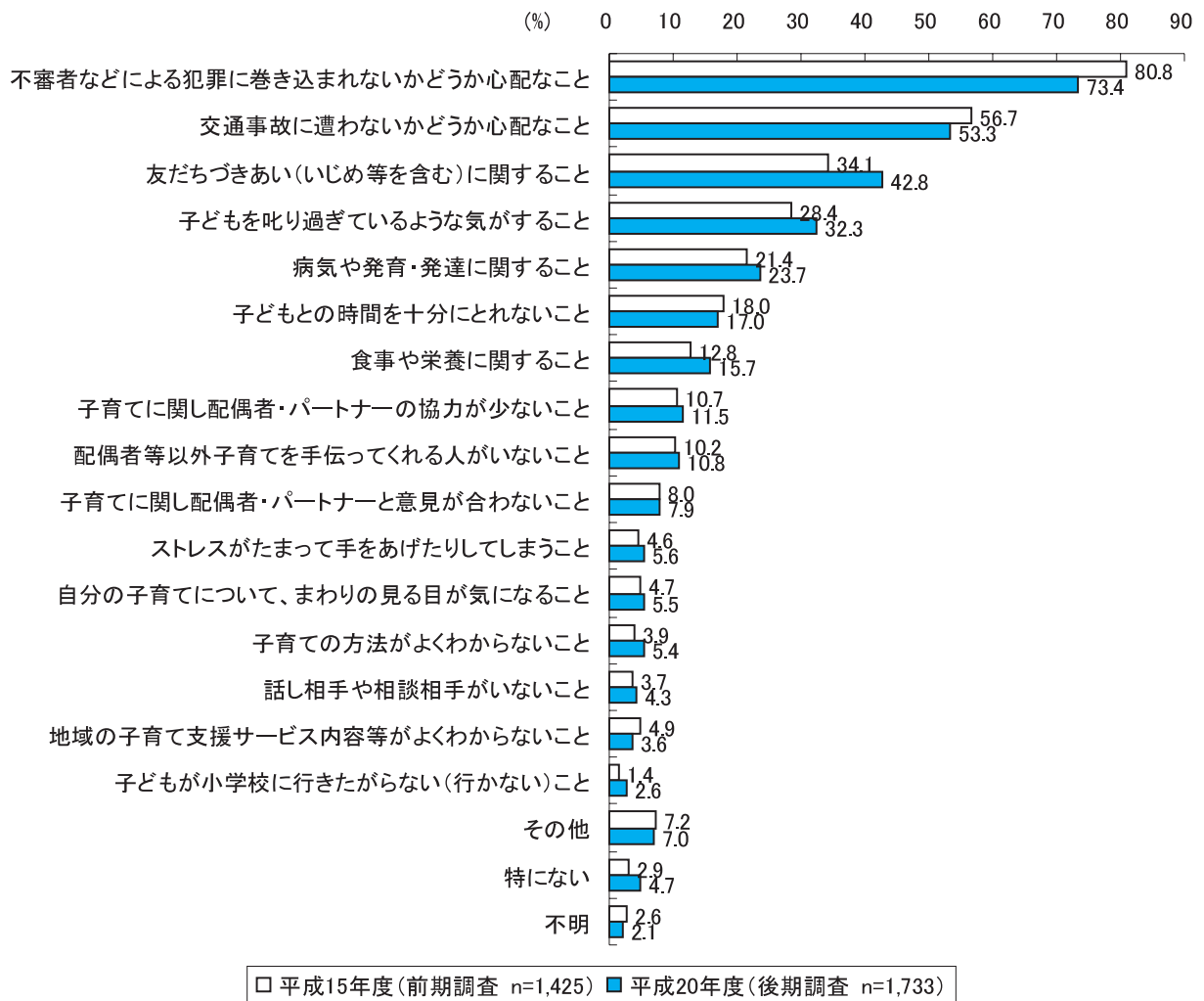
図表資料-44 就学前児童の保護者



□ 平成15年度(前期調査 n=1,023) ■ 平成20年度(後期調査 n=1,835)

出典：(前期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度)  
 (後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

図表資料－45 就学児童の保護者



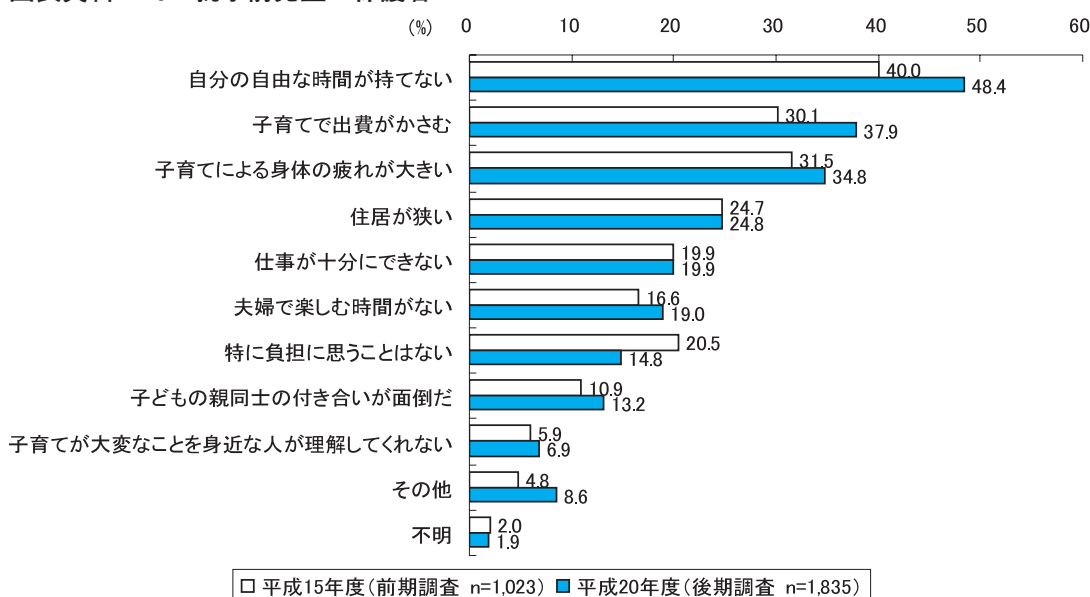
出典：(前期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度)  
 (後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)



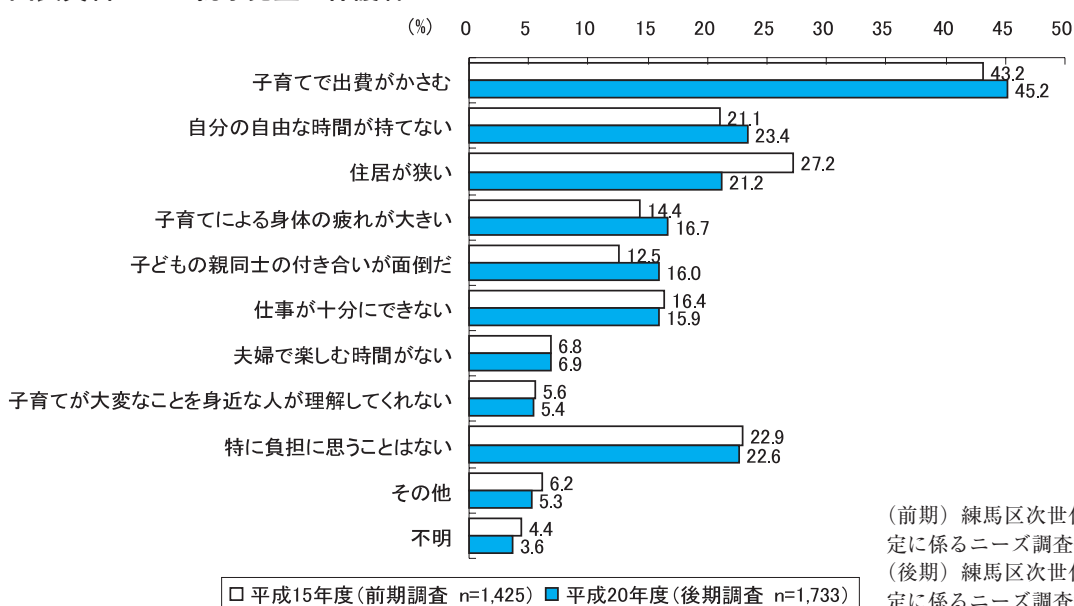
- 就学前児童保護者の子育てをするうえで特に負担を感じていること、悩んでいることについて見てみると、平成 20 年度調査では、「自分の自由な時間が持てない」が 48.4%、「子育てで出費がかさむ」が 37.9%、「子育てによる身体の疲れが大きい」が 34.8%となっている。これら上位 3 つの項目は、平成 15 年度調査においても上位 3 つに入っている（図表資料 - 46）。
- 就学児童保護者の子育てをするうえで特に負担を感じていること、悩んでいることについて見てみると、「子育てで出費がかさむ」が 45.2%で最も多く、続いて「特に負担に思うことはない」が 22.6%、「自分の自由な時間が持てない」が 23.4%となっている。平成 15 年度調査では、「子育てで出費がかさむ」43.2%、「住居が狭い」27.2%、「特に負担に思うことはない」22.9%が上位 3 つとなっている（図表資料 - 47）。

◆子育てをするうえで特に負担を感じていること、悩んでいること

図表資料 - 46 就学前児童の保護者



図表資料 - 47 就学児童の保護者

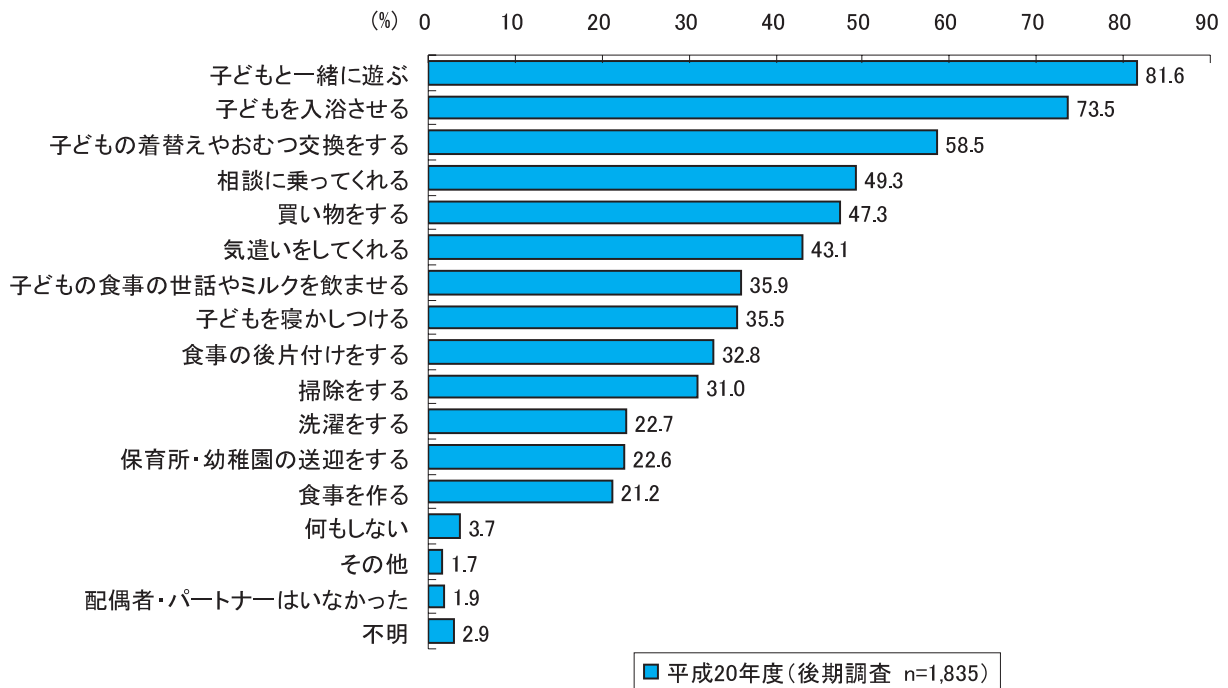


出典：  
 (前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成 15 年度)  
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成 20 年度)

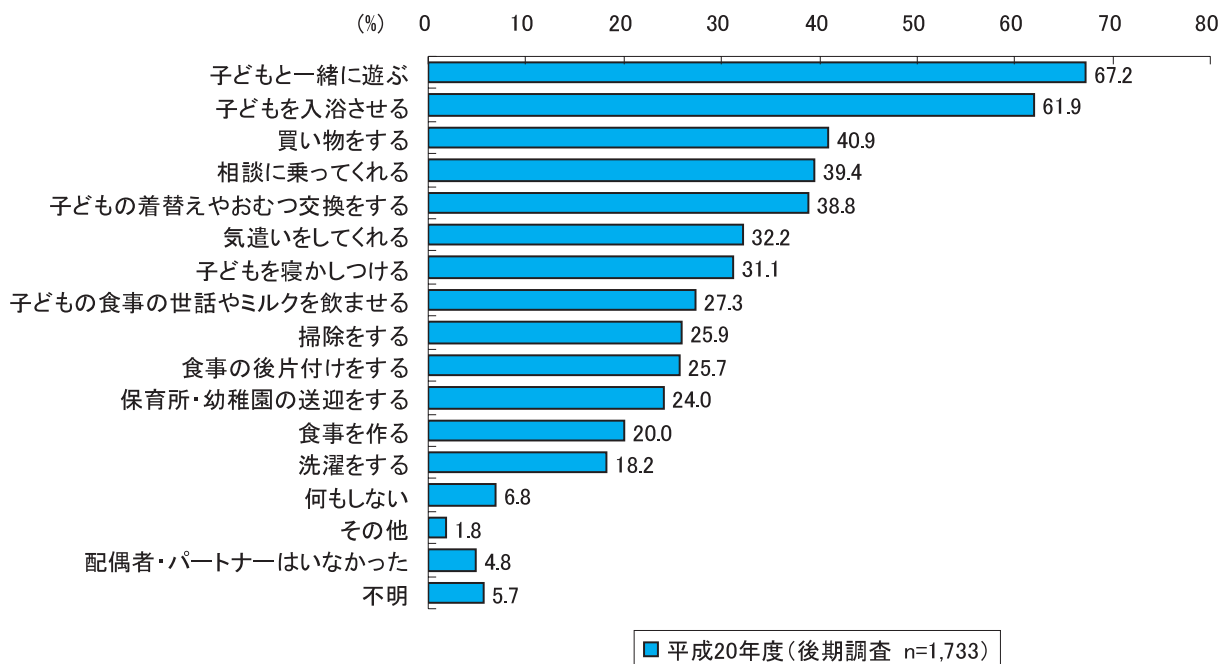
● 配偶者・パートナーの育児へ参加形態について質問したところ、就学前児童では「子どもと一緒に遊ぶ」が81.6%で最も多く、続いて「子どもを入浴させる」が73.5%、「子どもの着替えやおむつ交換をする」58.5%となっている（図表資料-48）。また、就学児童では、「子どもと一緒に遊ぶ」が67.2%で最も多くなっており、続いて「子どもを入浴させる」が61.9%となっている（図表資料-49）。

◆ 配偶者・パートナーの育児への参加形態

図表資料-48 就学前児童の保護者



図表資料-49 就学児童の保護者

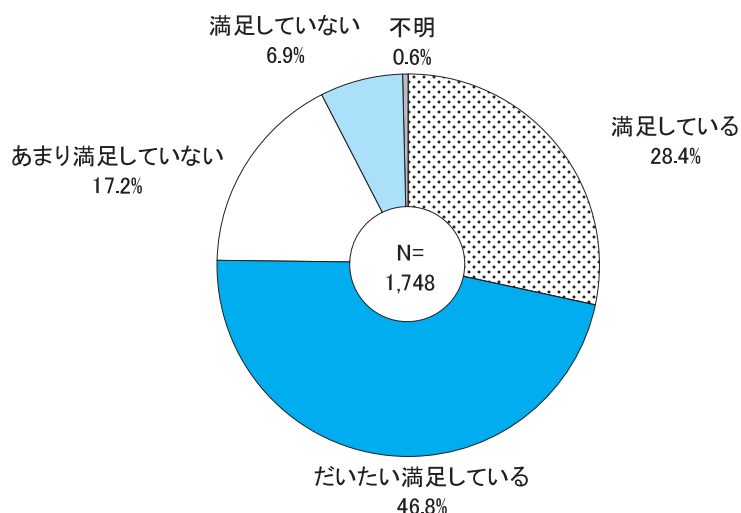


出典：(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成20年度)

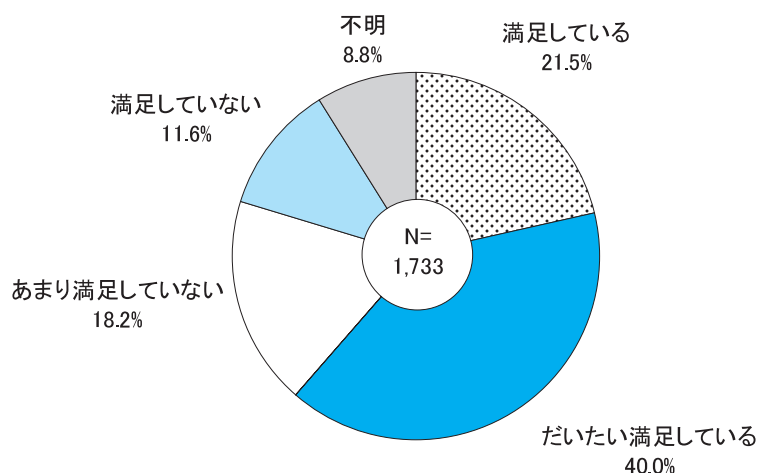
●配偶者・パートナーの育児参加の仕方への満足度を質問したところ、就学前児童保護者では「満足している」28.4%、「だいたい満足している」46.8%となっており、合計75.2%が満足していることがわかる。一方「あまり満足していない」17.2%、「満足していない」6.9%となっており、合計24.1%が満足していない（図表資料-50）。また、就学児童保護者では、「満足している」21.5%、「だいたい満足している」40.0%となっており、合計は61.5%である。一方「あまり満足していない」が18.2%、「満足していない」が11.6%となっており、合計は29.8%である（図表資料-51）。

◆配偶者・パートナーの育児参加への満足度

図表資料-50 就学前児童の保護者



図表資料-51 就学児童の保護者

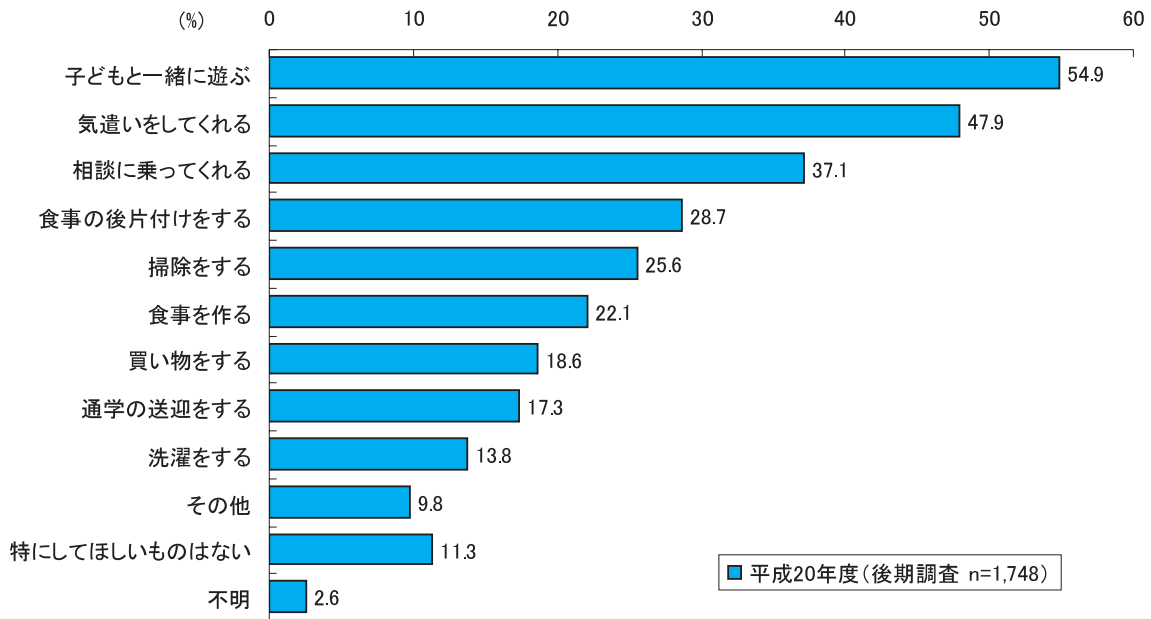


出典：(後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

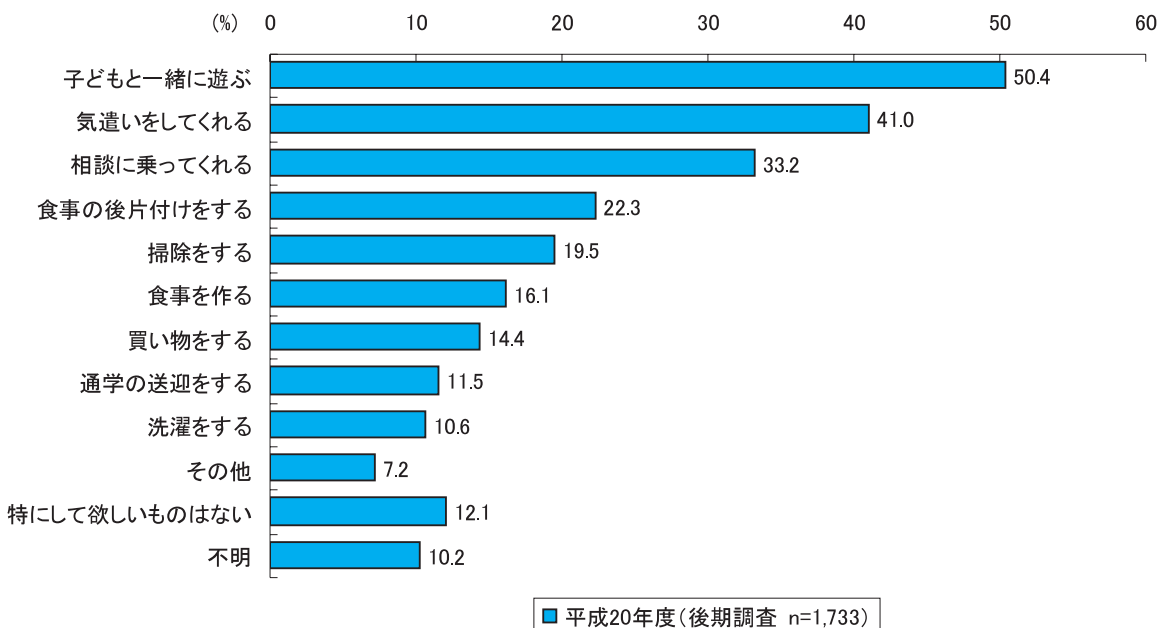
●配偶者・パートナーに育児参加をしてほしいと思う（思った）ことについて質問したところ、就学前児童保護者では、「子どもと一緒に遊ぶ」が54.9%で最も多くなっており、続いて「気遣いをしてくれる」が47.9%、「相談に乗ってくれる」が37.1%となっている（図表資料-52）。また、就学児童保護者では、「子どもと一緒に遊ぶ」が50.4%で最も多く、続いて「気遣いをしてくれる」が41.0%、「相談に乗ってくれる」が33.2%となっている（図表資料-53）。

◆配偶者・パートナーに育児参加してほしいと思う（思った）こと

図表資料-52 就学前児童の保護者



図表資料-53 就学児童の保護者

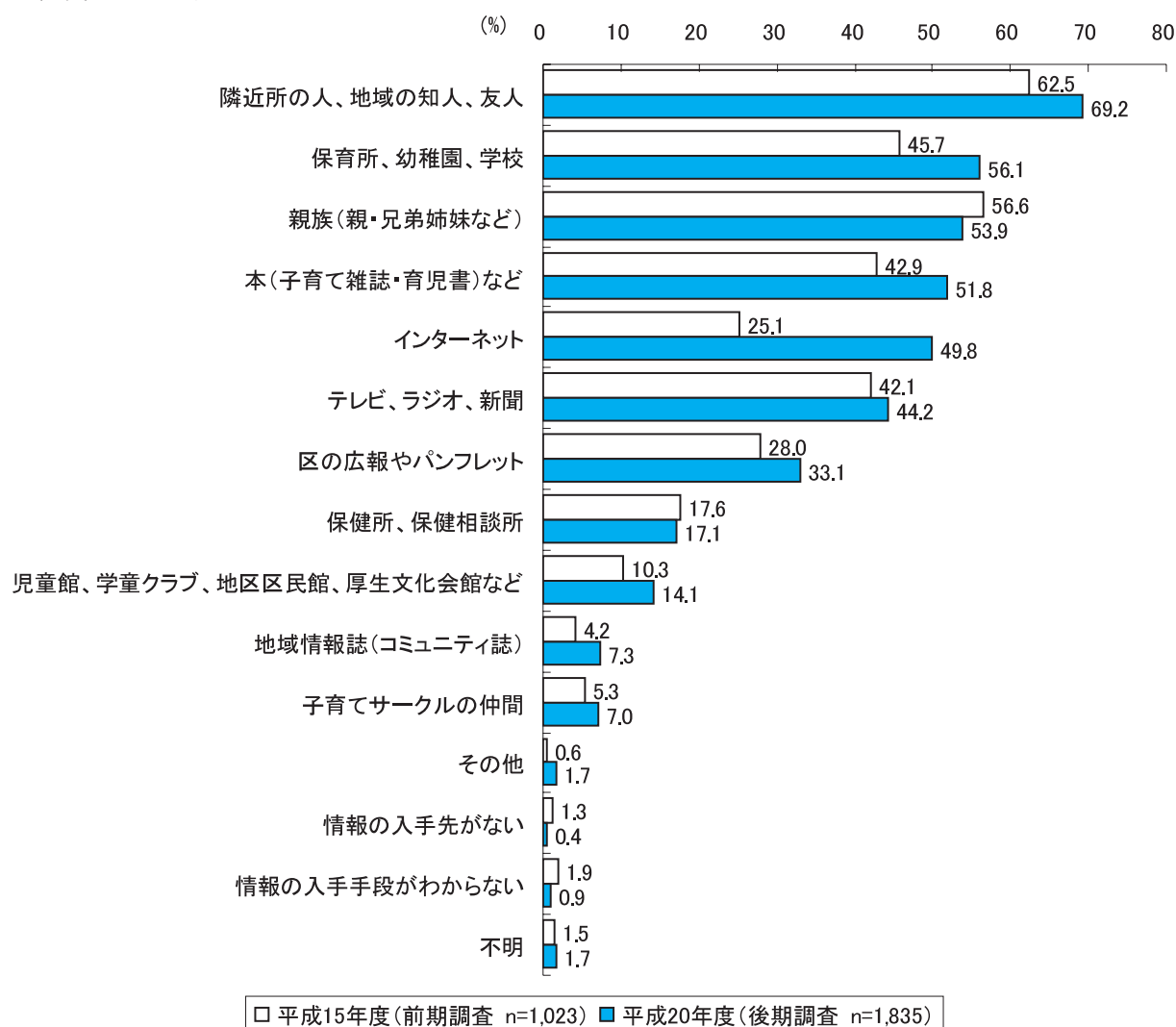


出典：(後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

●子育て情報の入手先について見てみると、就学前児童では、「隣近所の人、地域の知人、友人」が69.2%で最も多く、続いて「保育所、幼稚園、学校」が56.1%、「親族（親・兄弟姉妹など）」が53.9%となっている。また、就学児童保護者では、「隣近所の人、地域の知人、友人」が73.2%で最も多く、続いて「テレビ、ラジオ、新聞」が55.8%、「保育所、幼稚園、学校」が55.7%となっている。就学前児童保護者、就学児童保護者ともに平成15年度調査と上位3項目は同様の結果である（図表資料-54、55）。

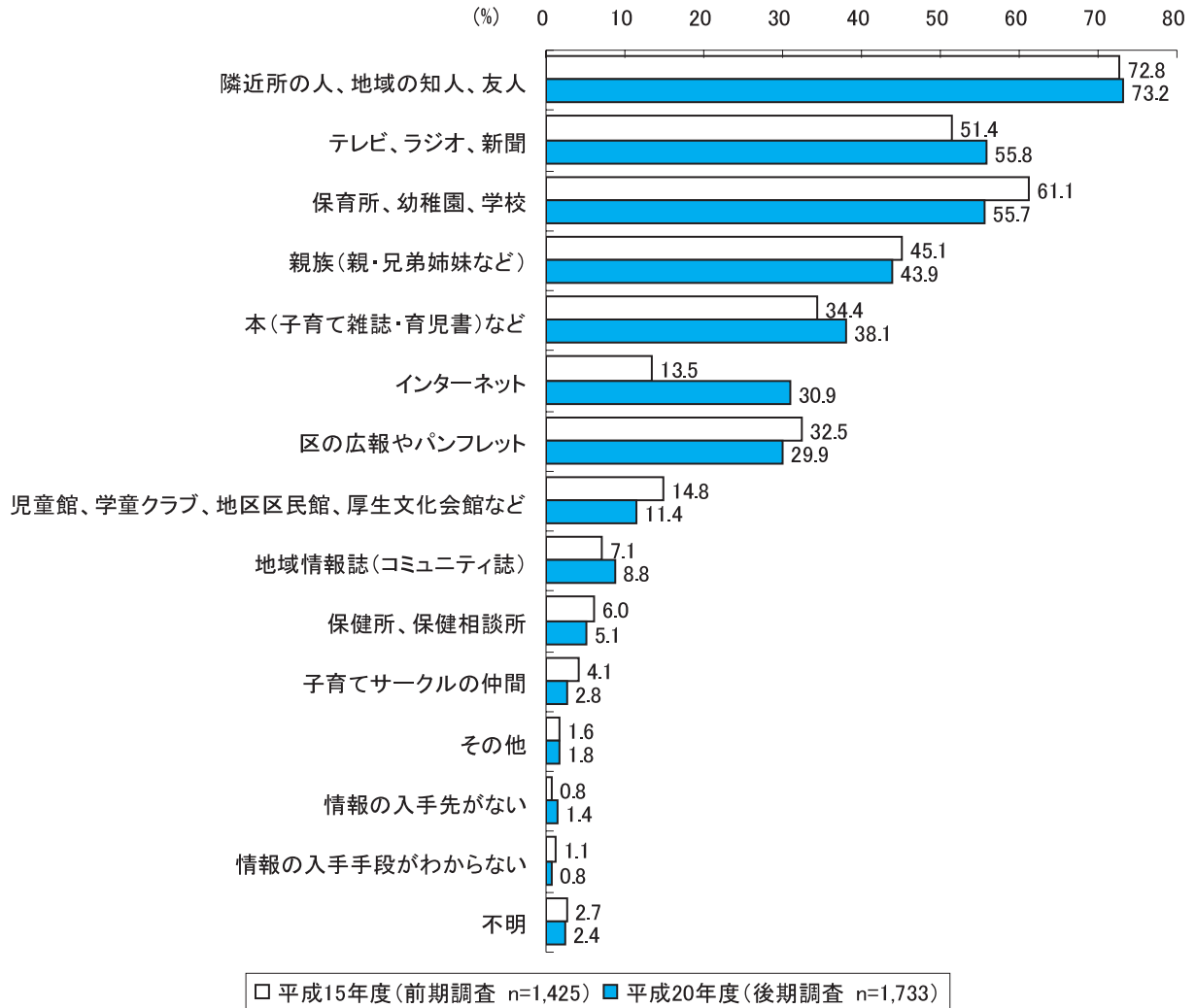
◆子育て情報入手先

図表資料-54 就学前児童の保護者



出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度)  
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

図表資料 - 55 就学児童の保護者

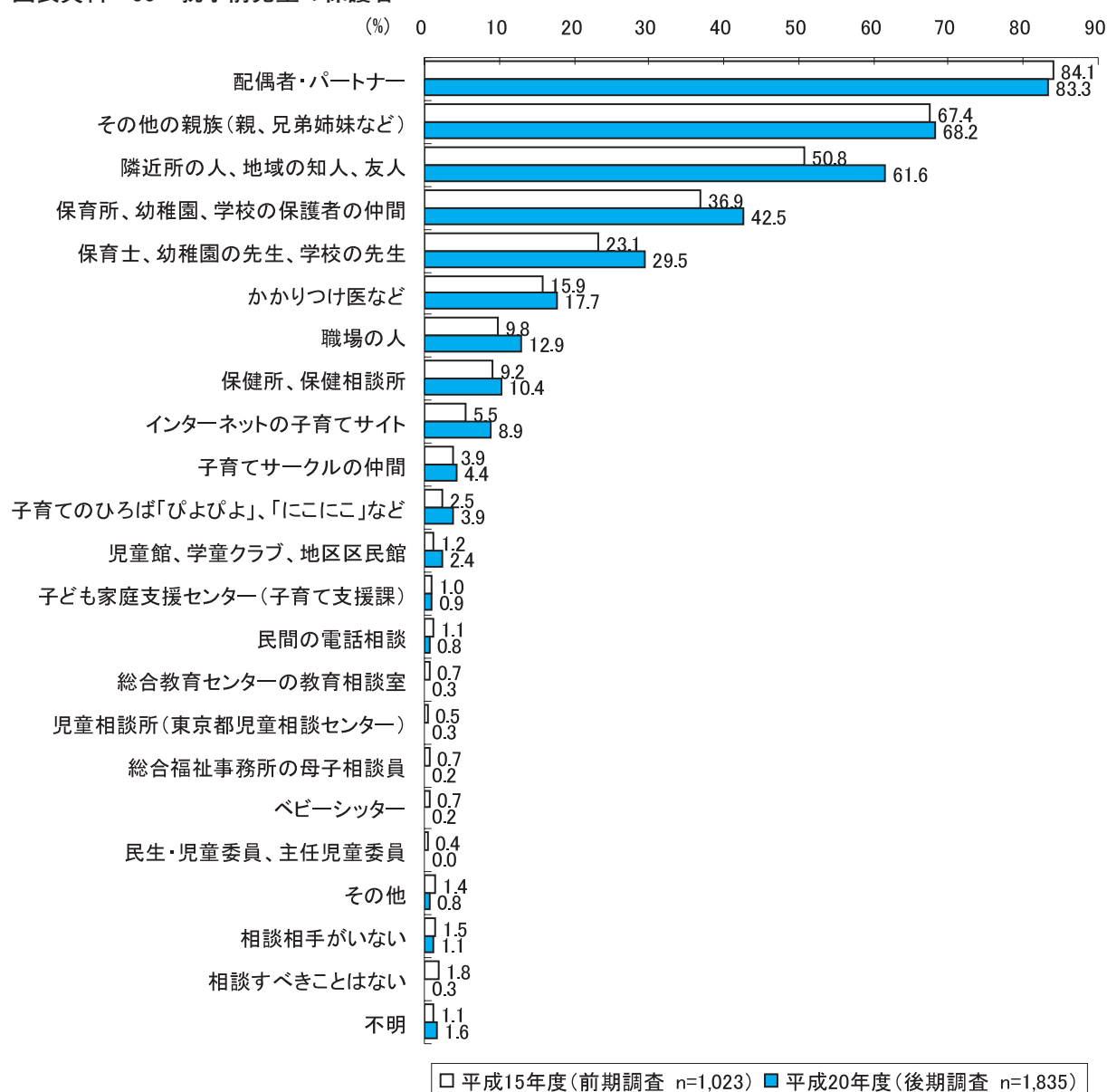


出典：(前期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成15年度)  
 (後期)練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書(平成20年度)

●子育てに関する悩みや不安などの相談相手について見てみると、就学前児童保護者では、「配偶者・パートナー」が83.3%で最も多く、続いて「その他の親族（親、兄弟姉妹など）」が68.2%、「隣近所の人、地域の知人、友人」が61.6%となっている。また、就学児童保護者では、「配偶者・パートナー」が74.8%で最も多く、続いて「隣近所の人、地域の知人、友人」が66.0%、「その他の親族（親、兄弟姉妹など）」が59.3%となっている。就学前児童保護者、就学児童保護者ともに平成15年度調査と上位3項目は同様の結果であるが、就学前児童の3位である「隣近所の人、地域の知人、友人」は平成15年度調査より10ポイント増加している（図表資料-56、57）。

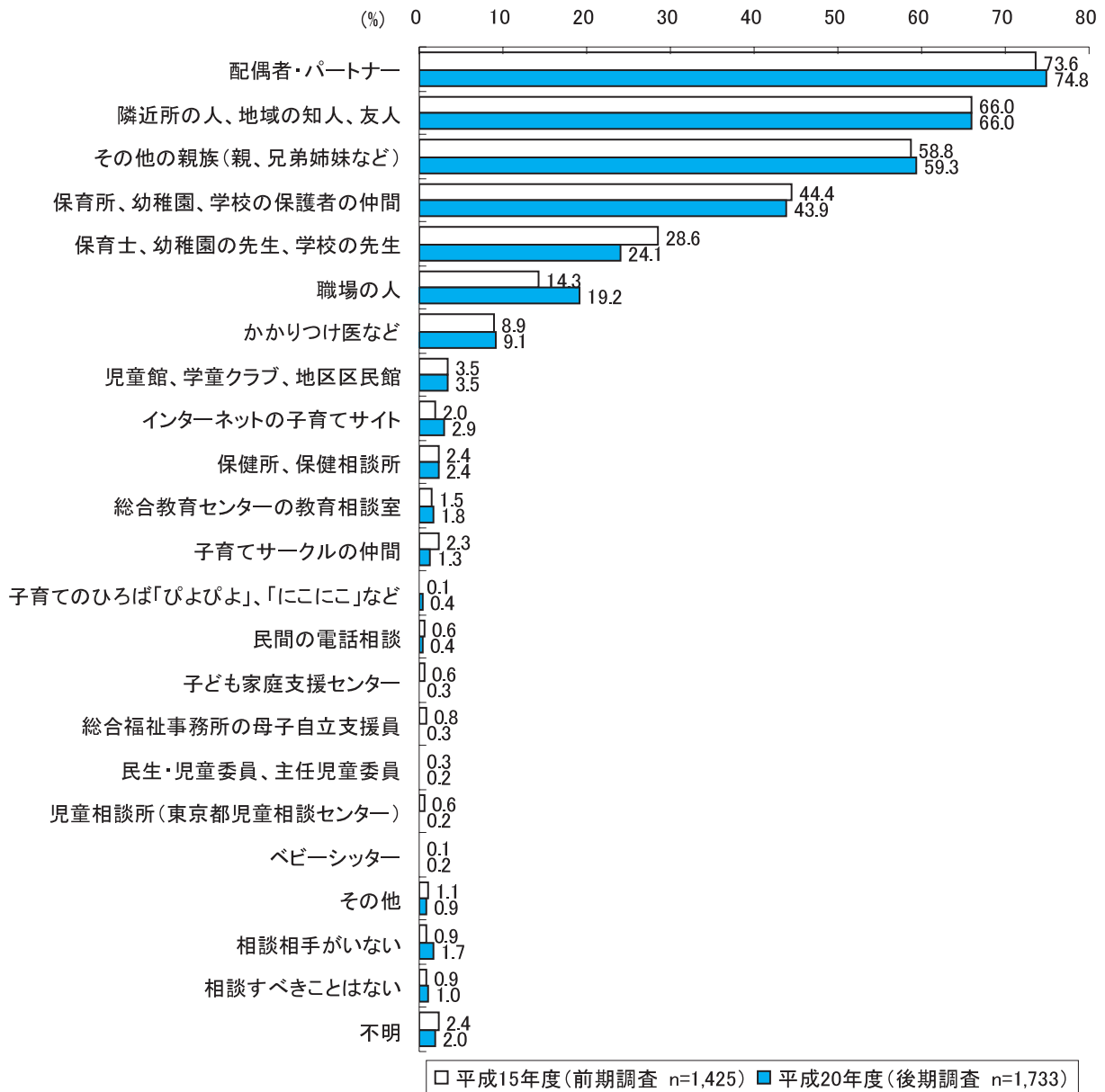
◆子育てに関する悩みや不安などの相談相手

図表資料-56 就学前児童の保護者



出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

図表資料－57 就学児童の保護者



出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 15 年度)  
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書 (平成 20 年度)

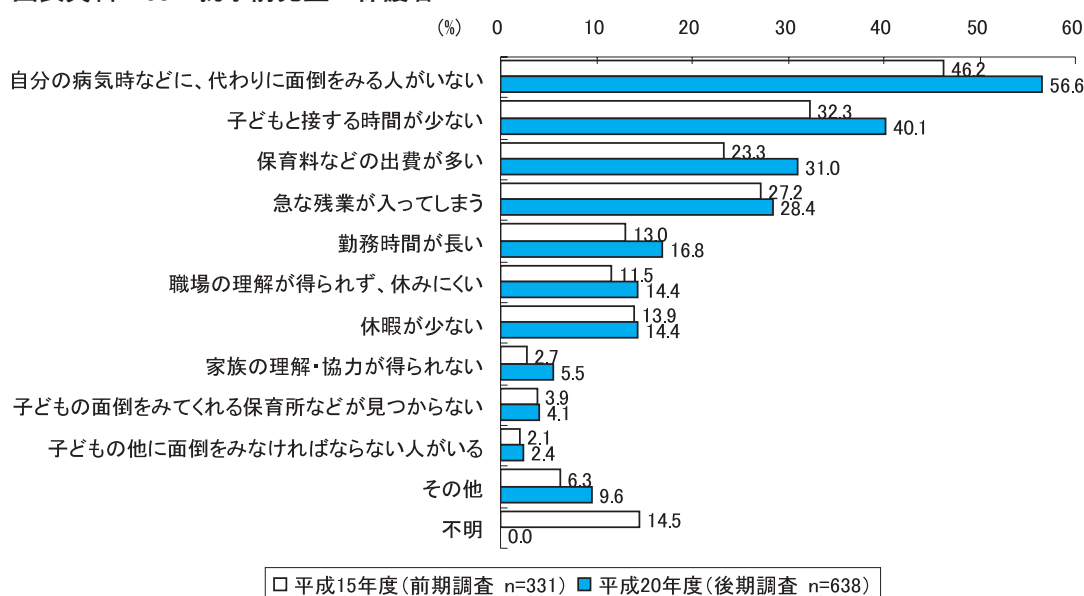


## 9. 仕事と子育ての両立

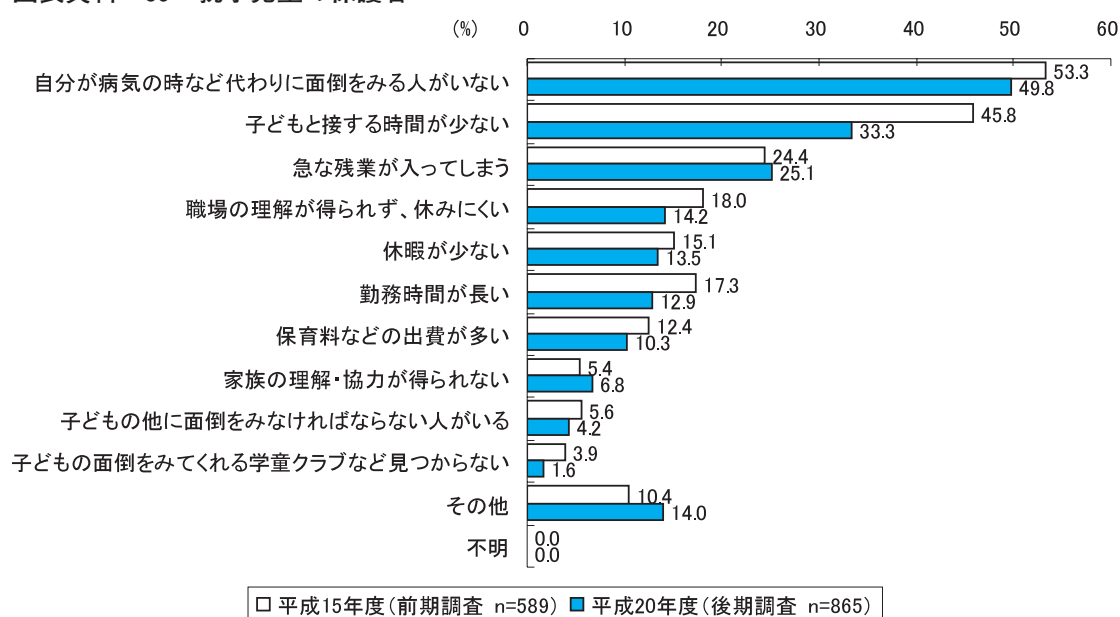
●仕事と子育てとを両立させるうえで大変だと感じていることについては、就学前児童保護者では、「自分が病気をした時等に代わりに面倒をみる人がいない」が56.6%で最も多く、続いて「子どもと接する時間が少ない」が40.1%となっている。これら上位2つの項目は、平成15年度調査でも同様であるが、割合は平成20年度調査の方が高い（図表資料-58）。また、就学児童保護者では、「自分が病気をした時等に代わりに面倒をみる人がいない」が49.8%で最も多く、続いて「子どもと接する時間が少ない」が33.3%となっている。平成15年度調査においても、これら2つの項目が上位2つとなっている（図表資料-59）。

### ◆仕事と子育てを両立させるうえで大変だと感じること

図表資料-58 就学前児童の保護者



図表資料-59 就学児童の保護者



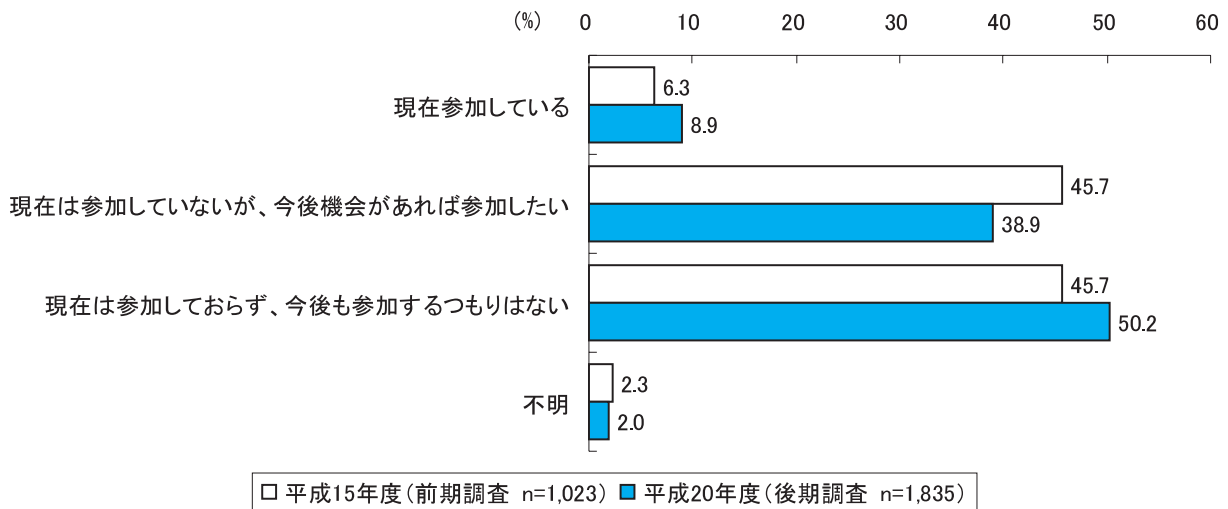
出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

## 10. 子育てのネットワーク

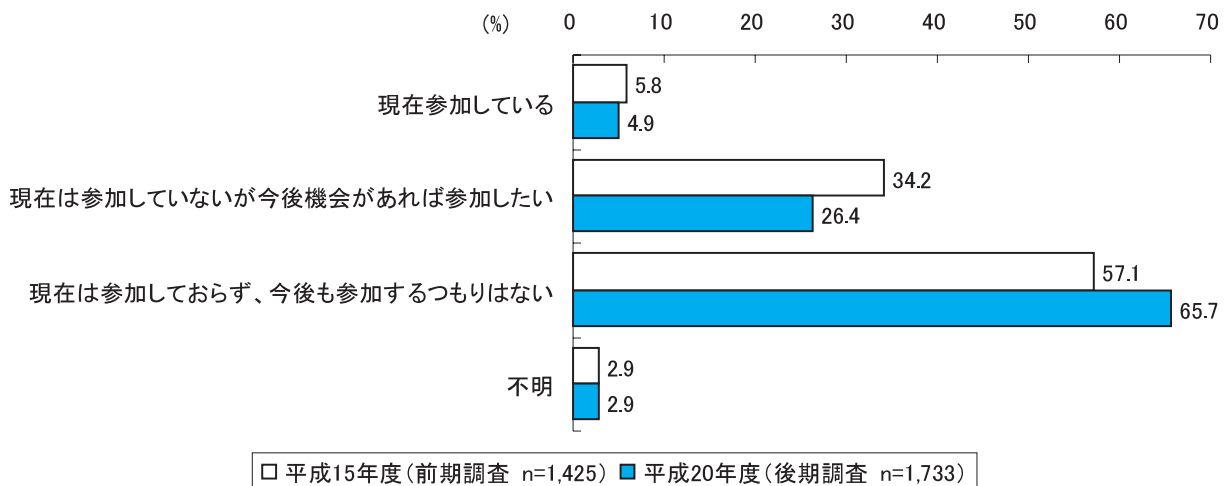
- 子育てサークルなど自主的活動への参加については、就学前児童保護者では、「現在は参加しておらず、今後も参加するつもりはない」が50.2%で、「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」が38.9%となっている。また、就学児童保護者では、「現在は参加しておらず、今後も参加するつもりはない」が65.7%で、「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」が26.4%である。平成15年度調査と比較すると、どちらも「現在は参加しておらず、今後も参加するつもりはない」が増加している（図表資料-60、61）。

### ◆自主的活動への参加

図表資料-60 就学前児童の保護者



図表資料-61 就学児童の保護者



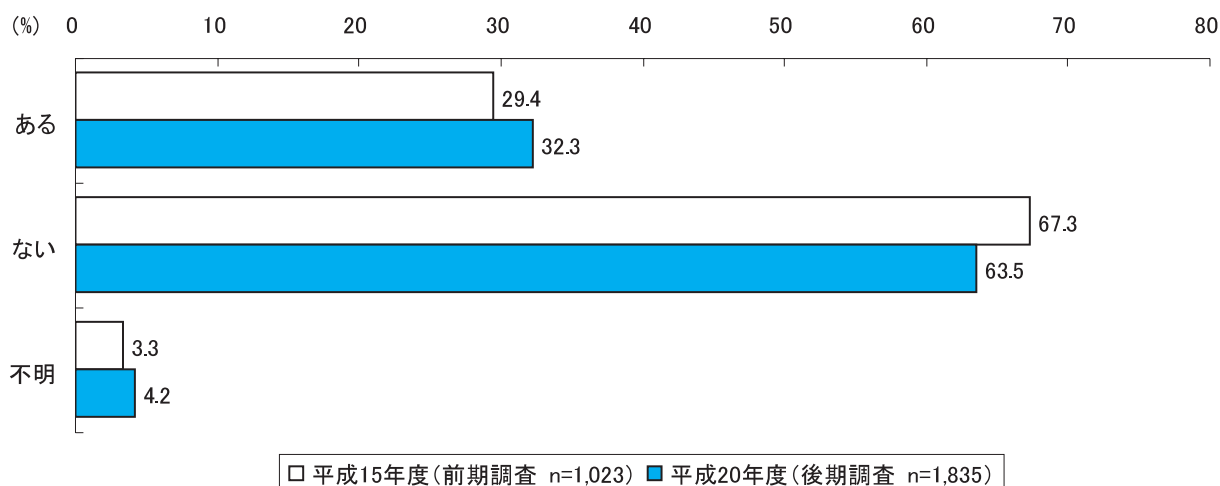
出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

## 11. 行政の子育て支援への要望

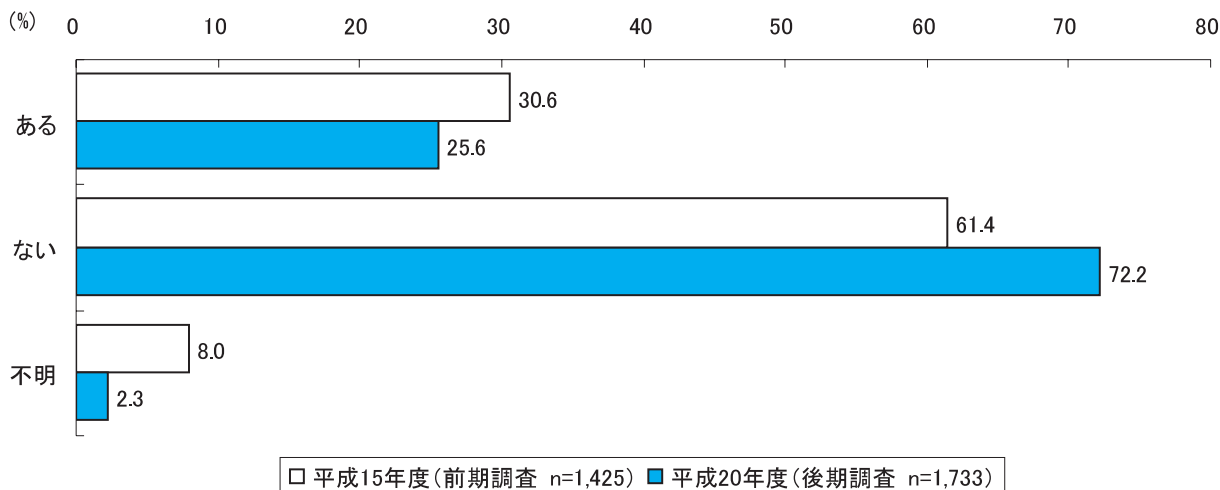
- 子育てに関する担当者の対応への不満について見てみると、就学前児童保護者は、「ある」が32.3%、「ない」が63.5%となっている。また、就学児童保護者では、「ある」が25.6%、「ない」が72.2%となっている（図表資料-62、63）。

### ◆出産、育児に関する担当者への不満

図表資料-62 就学前児童の保護者



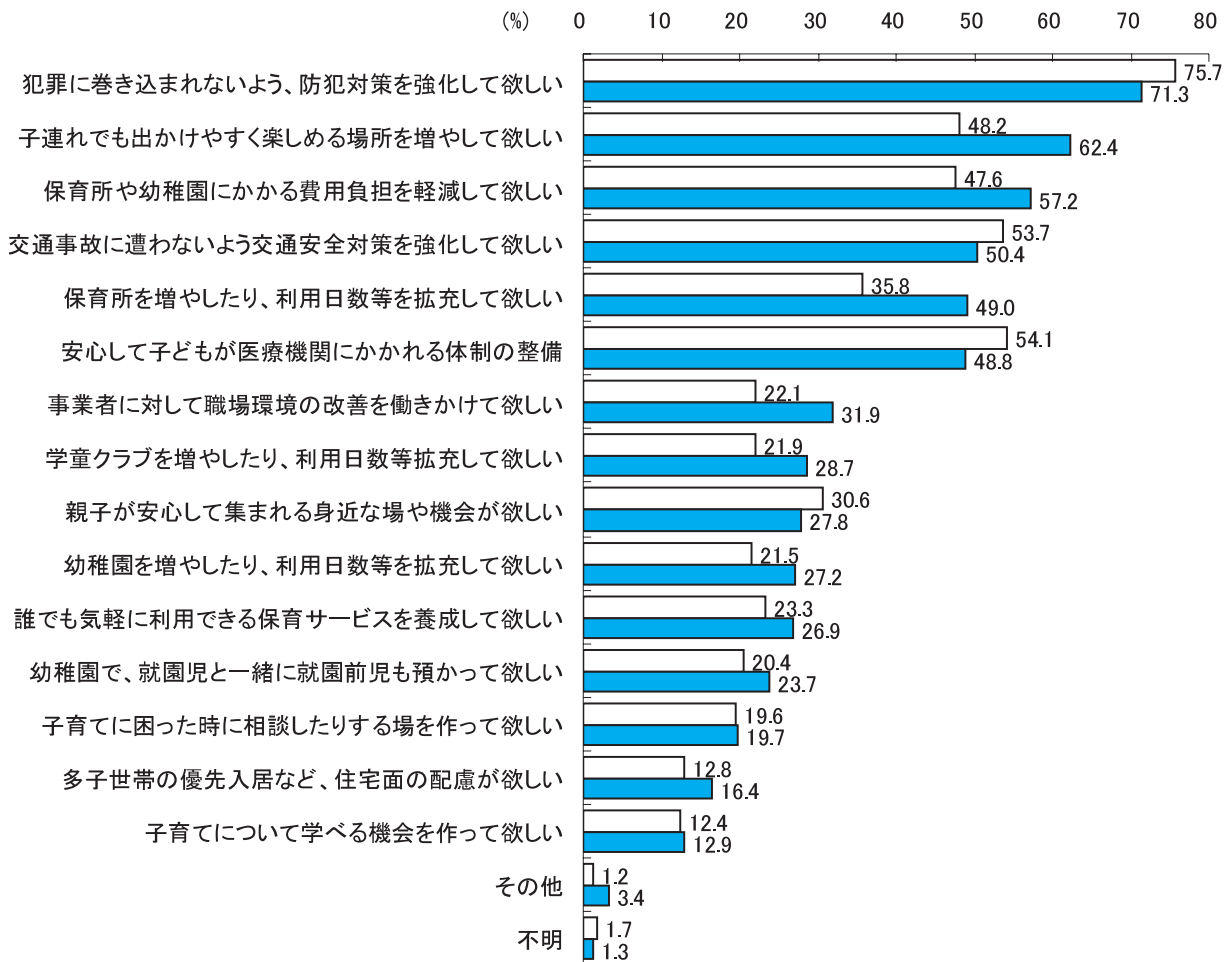
図表資料-63 就学児童の保護者



出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

●子育て支援要望について見てみると、「犯罪に巻き込まれないよう、防犯対策を強化して欲しい」が71.3%で最も多く、続いて「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やして欲しい」が62.4%、「保育所や幼稚園にかかる費用負担を軽減して欲しい」が57.2%となっている。平成15年度調査では、「犯罪に巻き込まれないよう、防犯対策を強化して欲しい」が75.7%で最も多く、続いて「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」が54.1%、「交通事故に遭わないよう交通安全対策を強化して欲しい」が53.7%となっており、全体的に安心・安全に関する要望が強い。一方、平成20年度調査では安心・安全に関する要望のほか、環境整備や経済的支援の割合が平成15年度調査よりも高くなっている（図表資料-64）。

図表資料-64 子育て支援要望（就学前児童の保護者）

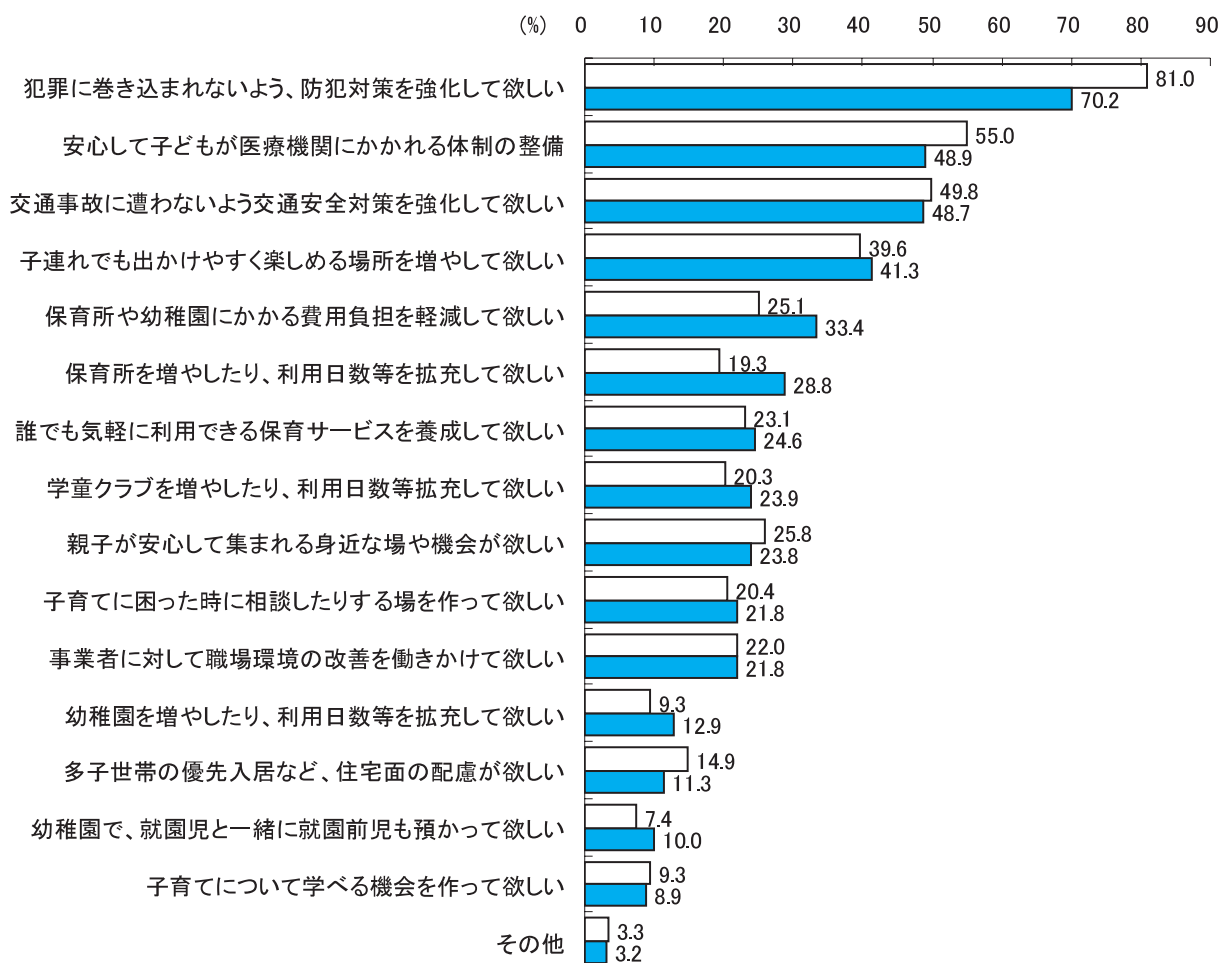


□ 平成15年度(前期調査 n=1,023) ■ 平成20年度(後期調査 n=1,835)

出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

●子育て支援要望について見てみると、「犯罪に巻き込まれないよう、防犯対策を強化して欲しい」が70.2%で最も多く、続いて「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」が48.9%、「交通事故に遭わないよう交通安全対策を強化してほしい」が48.7%となっている。平成15年度調査においても同様の項目が上位3位になっており、全体的に安心・安全に関する割合が高い（図表資料-65）。

図表資料-65 子育て支援要望（就学児童の保護者）



□ 平成15年度(前期調査 n=1,425) ■ 平成20年度(後期調査 n=1,733)

出典：(前期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成15年度）  
 (後期) 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書（平成20年度）

## 練馬区次世代育成支援行動計画検討経過

### 練馬区次世代育成支援推進協議会設置要綱

平成 17 年 6 月 21 日

17 練児字第 1005 号

#### (設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）に基づく、練馬区次世代育成支援行動計画（以下「行動計画」という。）を策定および推進するにあたり、区民および識見を有する者の意見を反映させるために、練馬区次世代育成支援推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第 2 条 協議会は、行動計画の策定について意見をまとめ区長に提出する。

2 協議会は、行動計画の推進についての意見をまとめ区長に提出する。

#### (構成)

第 3 条 協議会委員は、つぎに掲げる者および団体の代表者で構成され、区長が委嘱または任命する。

- (1) 公募区民 9 人以内
- (2) 地域住民組織・事業主 6 人以内
- (3) 学識経験者 2 人以内
- (4) 保健・福祉・教育関係者 10 人以内
- (5) 行政職員 3 人以内

2 協議会に、座長および副座長を置き、協議会委員の互選により定める。

3 座長は、協議会の会議を主宰し、協議会を代表する。

4 座長に事故があるときまたは座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

#### (委員の任期)

第 4 条 協議会委員の任期は、委嘱または任命の日からその翌年度の末日までとする。

#### (会議)

第 5 条 協議会は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて、協議会委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

#### (分科会)

第 6 条 協議会が必要と認めたときは、分科会を置くことができる。

2 分科会は、座長の指名した協議会委員がこれにあたる。

3 分科会に会長を置き、当該分科会に属する協議会委員の互選により定める。

4 会長は分科会の招集および運営をし、分科会の経過または結果を協議会に報告する。

#### (公開)

第 7 条 協議会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針（平成 13 年 2 月 27 日練企企発第 245 号）の定めるところにより非公開とすることがで

きる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康福祉事業本部児童青少年部計画調整担当課が処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は座長が定める。

付 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

付 則（平成18年4月1日18練児子第10033号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則（平成21年11月4日21練児子第10301号）

この要綱は、平成21年11月5日から施行する。

平成 20・21 年度 練馬区次世代育成支援推進協議会 委員名簿

(構成区分別・50 音順、敬称略)

(1) 公募区民

| No. | 氏 名   | 選 出 区 分 | 備 考 |
|-----|-------|---------|-----|
| 1   | 青木 淳子 | 公募      |     |
| 2   | 小宮真理子 | 公募      |     |
| 3   | 齊藤 秀彦 | 公募      |     |
| 4   | 谷口 広美 | 公募      |     |
| 5   | 土門久美子 | 公募      |     |
| 6   | 中川奈緒美 | 公募      |     |
| 7   | 成岡 千絵 | 公募      |     |
| 8   | 前田 妙子 | 公募      |     |

(2) 地域住民組織・事業主

|   |       |                   |                    |
|---|-------|-------------------|--------------------|
| 1 | 大柴 慶子 | 社団法人 練馬産業連合会      |                    |
| 2 | 緒方 巧  | 東京商工会議所練馬支部       |                    |
| 3 | 長島 良介 | 練馬区小学校 P TA 連合協議会 | 平成 21 年 11 月 4 日まで |
| 4 | 甲斐 智重 | 練馬区小学校 P TA 連合協議会 | 平成 21 年 11 月 5 日から |
| 5 | 矢野 伸一 | 練馬区立中学校 PTA 連合協議会 | 平成 21 年 11 月 4 日まで |
| 6 | 田中 美恵 | 練馬区立中学校 PTA 連合協議会 | 平成 21 年 11 月 5 日から |
| 7 | 平野 一枝 | 練馬区町会連合会          |                    |

(3) 学識経験者

|   |            |               |  |
|---|------------|---------------|--|
| 1 | 【副座長】大屋 幸恵 | 学識経験者（武蔵大学教授） |  |
| 2 | 【座長】広岡 守穂  | 学識経験者（中央大学教授） |  |

(4) 保健・福祉・教育関係者

|    |       |               |                    |
|----|-------|---------------|--------------------|
| 1  | 飯島 健志 | 社団法人 練馬区医師会   |                    |
| 2  | 小野 雅保 | 練馬区立中学校長会     | 平成 21 年 5 月 20 日まで |
| 3  | 片柳 博文 | 練馬区立中学校長会     | 平成 21 年 5 月 21 日から |
| 4  | 金谷 閏子 | 練馬区青少年育成地区委員会 |                    |
| 5  | 荻部 一夫 | 練馬区立小学校長会     |                    |
| 6  | 高橋 八映 | 練馬区私立保育園協会    |                    |
| 7  | 田中 泰行 | 練馬区私立幼稚園協会    |                    |
| 8  | 玉井 弘子 | 練馬区民生児童委員協議会  |                    |
| 9  | 土田 秀行 | 練馬区社会福祉協議会    |                    |
| 10 | 若生二三子 | 練馬区母子寡婦福祉連合会  |                    |

(5) 行政職員

|   |      |             |  |
|---|------|-------------|--|
| 1 | 坂本 靖 | 東京都児童相談センター |  |
|---|------|-------------|--|



## 平成 20・21 年度 練馬区次世代育成支援推進協議会 分科会委員名簿

(構成区分別・50音順、敬称略)

## (1) 就学前児童施策検討分科会

| No. | 氏 名        | 選 出 区 分        |
|-----|------------|----------------|
| 1   | 大柴 慶子      | 社団法人 練馬産業連合会   |
| 2   | 緒方 巧       | 東京商工会議所練馬支部    |
| 3   | 小宮真理子      | 公募             |
| 4   | 齊藤 秀彦      | 公募             |
| 5   | 高橋 八映      | 練馬区私立保育園協会     |
| 6   | 田中 泰行      | 練馬区私立幼稚園協会     |
| 7   | 【座長】 広岡 守穂 | 学識経験者 (中央大学教授) |
| 8   | 〈会長〉 前田 妙子 | 公募             |

## (2) 就学児童施策検討分科会

| No. | 氏 名         | 選 出 区 分           |
|-----|-------------|-------------------|
| 1   | 〈会長〉 青木 淳子  | 公募                |
| 2   | 【副座長】 大屋 幸恵 | 学識経験者 (武蔵大学教授)    |
| 3   | 甲斐 智重       | 練馬区小学校 PTA 連合協議会  |
| 4   | 片柳 博文       | 練馬区立中学校長会         |
| 5   | 金谷 閏子       | 練馬区青少年育成地区委員会     |
| 6   | 荻部 一夫       | 練馬区立小学校長会         |
| 7   | 田中 美恵       | 練馬区立中学校 PTA 連合協議会 |
| 8   | 谷口 広美       | 公募                |
| 9   | 土門久美子       | 公募                |

## (3) 主に障害のある子・虐待防止等施策検討分科会

| No. | 氏 名        | 選 出 区 分      |
|-----|------------|--------------|
| 1   | 飯島 健志      | 社団法人 練馬区医師会  |
| 2   | 坂本 靖       | 東京都児童相談センター  |
| 3   | 玉井 弘子      | 練馬区民生児童委員協議会 |
| 4   | 〈会長〉 土田 秀行 | 練馬区社会福祉協議会   |
| 5   | 中川奈緒美      | 公募           |
| 6   | 成岡 千絵      | 公募           |
| 7   | 平野 一枝      | 練馬区町会連合会     |
| 8   | 若生二三子      | 練馬区母子寡婦福祉連合会 |

## 練馬区次世代育成支援推進協議会検討経過

### 第1回

- 1 日時 平成 20 年 6 月 11 日（水）午後 6 時 30 分から
- 2 場所 練馬区役所本庁舎 5 階庁議室
- 3 議題
  - (1) 委員委嘱
  - (2) 副区長あいさつ
  - (3) 委員紹介
  - (4) 座長・副座長の選出
  - (5) 会議の進め方について
  - (6) 練馬区次世代育成支援行動計画について
  - (7) 練馬区次世代育成支援行動計画実施状況（平成 19 年度）
  - (8) 練馬区次世代育成支援行動計画の一部変更について
  - (9) 今後のスケジュールについて
  - (10) その他
- 4 配付資料
  - 資料 1 練馬区次世代育成支援行動計画（平成 17 年度～ 21 年度）
  - 資料 2 練馬区次世代育成支援行動計画実施状況（平成 19 年度）
  - 資料 3 練馬区次世代育成支援行動計画の一部変更について
  - 資料 4 平成 20・21 年度 練馬区次世代育成支援推進協議会委員名簿
  - 資料 5 練馬区次世代育成支援推進協議会設置要綱
  - 資料 6 会議の運営について（案）

### 第2回

- 1 日時 平成 20 年 9 月 9 日（火）午後 6 時 30 分から
- 2 場所 練馬区役所本庁舎 5 階庁議室
- 3 議題
  - (1) 計画事業について
    - 基本目標のうち
      - I 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します
      - II 子どもと親の健康づくりを応援します
      - III 子どもの健やかな成長を助けるための教育環境を整備します
  - (2) 次世代育成支援行動計画（後期）策定に係るニーズ調査について
  - (3) その他
- 4 配布資料
  - 資料 1 保育所在籍・待機児童数について
  - 資料 2 学校応援団
  - 資料 3 次世代育成支援行動計画（後期計画）策定の手引き（厚生労働省素案）抜粋

## 第3回

- 1 日時 平成 20 年 11 月 11 日（火）午後 6 時 30 分から
- 2 場所 練馬区役所本庁舎 5 階庁議室
- 3 議題
  - (1) 次世代育成支援行動計画（後期）策定に係るニーズ調査について
  - (2) 計画事業について
    - 基本目標のうち
      - I 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します
  - (3) その他
- 4 配布資料
  - 資料 1 厚生労働省のモデル調査票（就学前児童票（案）・就学児童票（案））
  - 資料 2 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書〈概要版〉（平成 16 年 3 月）

## 第4回

- 1 日時 平成 21 年 3 月 17 日（火）午後 6 時 30 分から
- 2 場所 練馬区役所本庁舎 5 階庁議室
- 3 議題
  - (1) 計画事業について意見交換
    - 行動計画の 7 つの基本目標のうち
      - II 子どもと親の健康づくりを応援します
      - III 子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します
      - IV 子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます
      - V 子育てと仕事の両立を応援します
      - VI 特に援助が必要な子どもと子育て家庭を応援します
      - VII 計画の着実な推進を図ります
    - の各基本施策について
  - (2) 次世代育成支援行動計画（後期）策定に係るニーズ調査の進捗状況について
  - (3) その他
- 4 配布資料
  - 資料 1 練馬区次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～ 26 年度）策定に係るニーズ調査
  - 資料 2 練馬区次世代育成支援に関するニーズ調査票
    - (1) 就学前児童の保護者用
    - (2) 就学児童の保護者用
    - (3) 中学生意識調査
    - (4) 高校生意識調査
    - (5) 独身者および子どものいない世帯調査
    - (6) 子育て中および子育て終了世帯調査
    - (7) 子育て関係施設従事者調査

## 第5回

- 1 日時 平成 21 年 5 月 21 日（木）午後 6 時 30 分から
- 2 場所 練馬区役所本庁舎 5 階庁議室
- 3 議題 (1) 委員委嘱  
(2) 次世代育成支援行動計画実施状況（平成 20 年度）について  
(3) 次世代育成支援行動計画の一部変更について  
(4) 次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～ 26 年度）策定に係るニーズ調査報告について（資料 3）  
(5) その他
- 4 配布資料 資料 1 練馬区次世代育成支援行動計画実施状況（平成 20 年度）  
資料 2 練馬区次世代育成支援行動計画の一部変更について  
資料 3 練馬区次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～ 26 年度）策定に係るニーズ調査報告書（概要版）  
資料 4 平成 20・21 年度 練馬区次世代育成支援推進協議会委員名簿

## 第6回

- 1 日時 平成 21 年 11 月 5 日（木）午後 6 時 30 分から
- 2 場所 練馬区役所本庁舎 5 階庁議室
- 3 議題 (1) 新委員紹介、委嘱  
(2) 練馬区次世代育成支援推進協議会設置要綱の改正について  
(3) 練馬区次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～ 26 年度）素案について  
(4) 練馬区次世代育成支援推進協議会分科会の進め方について  
(5) その他
- 4 配布資料 資料 1 平成 20・21 年度 練馬区次世代育成支援推進協議会委員名簿  
資料 2 練馬区次世代育成支援推進協議会設置要綱  
資料 3 練馬区次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～ 26 年度）素案  
資料 4 練馬区次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～ 26 年度）の要点について  
資料 5 練馬区次世代育成支援行動計画の前期と後期の事業内容について  
資料 6 前期計画、後期計画の骨子の比較  
資料 7 練馬区における次世代育成支援の課題 前期と後期計画の比較  
資料 8 練馬区次世代育成支援推進協議会 後期行動計画策定分科会の進め方

## 第7回

- 1 日時 平成 22 年 2 月 18 日（木）午後 6 時 30 分から
- 2 場所 練馬区役所本庁舎 5 階庁議室
- 3 議題 (1) 練馬区次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～ 26 年度）素案に対する練馬区次世代育成支援推進協議会の意見について

- (2) 練馬区次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～ 26 年度）素案に対するパブリックコメントについて
  - (3) 練馬区次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～ 26 年度）素案から案への変更点について
  - (4) 練馬区次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～ 26 年度）に対する評価について
  - (5) その他
- 4 配布資料
- 資料 1 練馬区次世代育成支援推進協議会意見対応表（次世代育成支援行動計画素案）
  - 資料 2 パブリックコメント対応表（次世代育成支援行動計画素案）
  - 資料 3 練馬区次世代育成支援行動計画（素案）に対する練馬区次世代育成支援推進協議会の意見について
  - 資料 4 練馬区次世代育成支援行動計画（素案）に対するパブリックコメントについて
  - 資料 5 練馬区次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～ 26 年度）案
  - 資料 6 練馬区次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～ 26 年度）素案から案への主な変更（予定）内容一覧

## 練馬区次世代育成支援推進協議会分科会検討経過

### 第 1 回

- 1 日時 平成 21 年 11 月 10 日（火）午後 6 時 30 分から
- 2 場所 練馬区役所本庁舎 19 階 1902 会議室
- 3 議題
  - (1) 分科会の進め方
  - (2) 各分科会での討議
  - (3) まとめ
  - (4) 各分科会の意見発表
  - (5) その他
- 4 配布資料 資料 1 練馬区次世代育成支援推進協議会分科会名簿

### 第 2 回

- 1 日時 平成 21 年 12 月 3 日（木）午後 6 時 30 分から
- 2 場所 練馬区役所本庁舎 19 階 1902 会議室
- 3 議題
  - (1) 前回分科会の意見の確認
  - (2) 各分科会での討議
  - (3) まとめ
  - (4) 各分科会の意見発表
  - (5) 次回次世代育成支援推進協議会日程について
  - (6) その他
- 4 配布資料 資料 1 練馬区次世代育成支援推進協議会分科会名簿

平成 22 年 1 月 7 日

練馬区長 志村 豊志郎 様

練馬区次世代育成支援推進協議会  
座長 広岡 守穂

### 練馬区次世代育成支援行動計画の素案に対する意見

練馬区次世代育成支援推進協議会は、平成 21 年 11 月 5 日に開催した第 6 回会議で練馬区次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～ 26 年度）素案について練馬区から説明を受けました。

そこで、同協議会では「未就学児施策検討グループ」「就学児施策検討グループ」「障害のある子ども・虐待その他施策検討グループ」の 3 分科会を設置し、11 月 10 日と 12 月 3 日に開催した第 1 回、第 2 回合同分科会で、練馬区次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～ 26 年度）の素案についてワークショップ形式で意見を出しあいました。

各委員から出された意見を体系別に分類し「練馬区次世代育成支援推進協議会の意見」といたしましたので、練馬区次世代育成支援行動計画の策定にあたりこれらの意見を反映していただきますようお願いいたします。

なお、意見の別れる項目は、各委員の意見を併記しています。

## 練馬区次世代育成支援推進協議会の意見

平成 21 年 11 月 10 日、12 月 3 日開催

### I. 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します

○子ども同士の育ちあいを支える環境づくり

#### (1) 遊びの場

- ・地域における遊び場（公園等）の環境の整備（ゴミ、危険な物などの除去 木々、防災倉庫で死角を作らない 遊具の点検）をしてほしい。
- ・かつて子どもたちが集団で自由に遊んだ空き地のような冒険広場を作ってほしい。人工的な公園ではなく、木や草など自然環境が必要である。
- ・無認可保育園など園庭を持たない施設の子どもたちが、安全に利用できる地域の公園が必要である。
- ・2、3歳で活発に動けるようになった幼児の施設が必要である。
- ・子どもたちが自由に遊べるような、遊びを創り出せるような木々と小屋だけの公園をつくってはどうか。

#### (2) つどいの場

- ・つどいの広場のような場を数多く作る必要がある。
- ・子育てサークルがたくさん生まれるように促す必要がある。
- ・地域のいろいろな年代の人々が入り出す施設の中に、子育て支援の施設があるとよいと思う。
- ・にこにこにもスタッフを置いてほしい。
- ・子どもと老人が集う場所を作り、保育所と老人ホームのコラボレーションを進めてほしい。
- ・地域の集会所などで、地域の人たち（さまざまな仕事を経験してきた高齢者など）に子育て、仕事の話、地域の歴史といった話を聞く場所があればよいと思う。
- ・つどいの広場等の施設の提供だけでなく、発達を促していくのに必要な遊具・玩具の充実など、質を高めていく必要がある。

#### (3) イベントの機会づくり

- ・子どもだけを対象としたものでない地域のイベント（運動会やまつり）を盛大に開催してほしい。
- ・開校記念祭など学校行事に力を入れて、子どもたち、親、地域の相互の交流を盛んにしたい。
- ・商店街や企業などが協力して子ども、親子対象のイベントを開く。
- ・イベントの場を増やすべき。

○親育ちの支援

#### (1) 親の子育て力

- ・父親の子育てへのかかわりを、もっと高める必要がある。
- ・妊娠中のカップル対象の子育て講座で、男女共同参画など広い視野から学ぶ機会をつくる。

#### (2) 相談の場

- ・在宅で子育てをしている母親たちがいつでも専門家に相談できるよう、ひろばにも専門家を配置する。
- ・子育てお悩み 110 番などを作り、相談を受け付けるボランティア家庭の玄関にわかるようにシールを貼っておく。
- ・生まれたばかりの赤ちゃんを抱え、どこに行っても何を話せばよいかわからない親子を援助する場をつくる。

#### (3) 正確な情報提供

- ・子育て地域ネットワークが多いので、わかりやすくする（例：小学校区ごとというように）。

#### (4) 子育てについて学ぶ

- ・父親による子どもへの虐待の事例があるため、父親学級を開催して子育てについて学ぶ機会を設けてはどうか。
- ・情報に振り回されない子育てができるように、親対象の学習講座を設けてほしい。
- ・大人が大人であることが子どもの健やかな成長の何よりの糧である。子どもっぽい大人の育ちを考える必要がある。

○保育の充実

#### (1) 定員の拡大

- ・待機児童をなくす。
- ・働き口を探す時間だけでも保育をしてほしい（一時預かり、ハローワーク付属臨時保育所など）。
- ・0～3歳の保育園を増設し、母親の就業にかかわらず、希望すれば入れるようにしてほしい。
- ・産休明けでも利用できる保育所を増設してほしい。途中では入所しづらく、仕事を辞めなければならない人が多いため。
- ・一時預かりは、誰でも利用できるような工夫が必要である。
- ・小規模な保育施設が、地域にたくさんあると良い。
- ・子どもの健やかな育ちを保育していくためには、無認可保育園などの基準を緩くするのは良くない。
- ・幼稚園の保育時間を大幅に延ばせないか。
- ・保育所の面積基準を現在より少なくすることに反対である。

#### (2) 子育て支援

- ・NPOを活用して、子育て支援を充実してほしい。

#### (3) 人材活用

- ・保育士の資格を持つ若い人を活用すべきである。

| I. 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材を活かす仕組みを整える。</li> <li>(4) 職員の質               <ul style="list-style-type: none"> <li>・一時預かりは保育園と違う保育士配置などの基準が必要である。</li> <li>・今だからこそ、民間でなく区直轄の保育所でアピールすべきである。</li> </ul> </li> <li>(5) 病児・病後児               <ul style="list-style-type: none"> <li>・病児・病後児への対応を増やすことを検討すべきではないか。</li> <li>・大泉地区に新設をしてほしい。</li> <li>・財政的支援を充実してほしい。</li> <li>・施設間の連携が必要である。</li> </ul> </li> <li>(6) 幼稚園・保育園の教職員               <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの育ちにかかわる職員の資質向上のため、研修の強化と待遇改善が必要である。</li> <li>・保育所の定員拡大を、職員の質を下げずに行ってほしい。</li> </ul> </li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ワークライフバランス               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の企業に対してワークライフバランスの取組を勧める。</li> <li>・父親が子育てにかかわることができるよう、仕事環境の整備をすることが重要である。</li> <li>・就業している家庭では、両親のどちらかは必ず定時に帰宅して子どもと関わりをもてるよう企業に働きかけをしてほしい。</li> <li>・低年齢の子どもを持つ家庭の父親も労働時間の短縮が可能となるような制度を徹底して、夫婦がそろって子育てできる社会を実現してほしい。</li> <li>・共働き家庭では子育てとの両立、また、在宅で子育て中の家庭では父親不在とならないような働き方が可能となるよう企業への働きかけが必要ではないか。</li> </ul> </li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○経済的支援               <ul style="list-style-type: none"> <li>・働く女性のみならず世間の関心や公的資金が集中し、「せめて小さいうちは」と仕事・収入を犠牲にして子育てに専念している母親は置き去りにされている。父親もまだ若く低収入で2人、3人と子どもを産むカップルは多い。このような家庭にも経済的支援をしてほしい。</li> </ul> </li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの放課後の居場所               <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒の放課後活動（施設、指導者、種類）を充実させる。</li> <li>・子どもの居場所が学校にあったら、不登校が少なくなるのではないかと思う。中学生は学校が心の居場所であってほしい。</li> <li>・学校応援団を実施するにあたり、隣接中学校との連携ができないか？ 狭い学校は、応援団を実施することに特に施設面で問題が多い。</li> <li>・空店舗や統廃合で空いた学校施設など利用して、高齢者、就学児童、未就学児、保護者など、あらゆる世代が集まれる“広場”のような場所がほしい。</li> <li>・中・高校生が、部活動以外に日常的かつ気軽に運動ができる施設・メニューを充実してほしい。</li> <li>・土・日の学校開放は野球やサッカークラブがメインではない。ルールの確認・見直しをして、安全な遊びの確保が必要である。</li> <li>・夏休みなど長期休暇の期間も学校応援団を実施してほしい。</li> <li>・学校でひろば事業に必要な部屋の確保をしてほしい。足りない学校もある。</li> <li>・SSCの活動拠点を増やしてほしい。教室の数が少なくでは入れない。</li> </ul> </li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの「育つ力」               <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもにもっと学校内の掃除をさせてはどうか？</li> <li>・道徳の時間などで、「夢をあきらめるな」と教えるのもいいが、例えば、納税の義務とか「現実を見る」とも教えてほしい。</li> </ul> </li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども家庭支援センター               <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども家庭支援センターの職員を増員する。それぞれの専門職員が必要である。</li> <li>・子ども家庭支援センターに常勤の心理職を配置してほしい。</li> <li>・子ども家庭支援センターの活動はびよびよ等に偏りすぎている。</li> <li>・虐待児の発見で子ども家庭支援センターはどのような対応をしているのか？ 発見したら、電話だけでなく、すぐに職員自ら足を運んで欲しい。</li> <li>・子ども家庭支援センターのワンストップ、ランチ型への移行に際して、現行のデメリットの分析とメリットの効果をわかりやすく説明する必要がある。</li> <li>・子ども家庭支援センターに週に2日程度、児童福祉司、障害担当の児童福祉司を置いてほしい。</li> <li>・高齢者と児童を分けた対応だけでなく、子ども家庭支援センターを拡大し、家族支援センターとしてはどうか。</li> <li>・窓口で相談された問題の解決方法を具体的・迅速に提示できるよう機能の充実を図る。</li> <li>・子育てに困ったときに相談したりする場として、機能の充実を図ってほしい。</li> <li>・子育て広場や子育て支援啓発講座の開催場所を小学校や幼稚園などで行う出前型にする。</li> </ul> </li> </ul> |



## I. 子どもたちの「育つ力」と子育て家庭の「育てる力」を応援します

- 相談できる体制
  - ・具体的にどこに相談を持っていったらよいのか。1つの窓口で方向を示し、解決できるようにしてほしい。
- ソーシャルワーカーの養成
  - ・子育て支援のソーシャルワーカーの養成が必要である。
- 泊まりを含む一時預かり
  - ・ショートステイ（障害児に限らず泊まりを含む一時預り）を使いやすくしてほしい。（乳児から2歳児、病児が利用できない、費用が高いと低所得者が利用しづらい）
- 冒険遊び場（プレーパーク）
  - ・I-6-16外遊び事業の提供事業で、冒険遊び場（プレーパーク）を実施してほしい。

## II. 子どもと親の健康づくりを応援します

- 子どもの健康づくり
  - ・子どもが9時頃に寝るようにする。
- 身体をつかって遊べる施設
  - ・子どもが身体を動かして遊べる屋内外の施設が必要である。
- 保護者のリフレッシュ施設
  - ・保護者のリフレッシュのため、保育のあるスポーツ施設を整備することが大切である。
- 食育について
  - ・アレルギーへの対応を推進してほしい。
  - ・食に関して、学校給食の場で先生が「感謝の気持ち」「もったいない」などについて話をしてほしい。
  - ・親子料理教室の費用補助、スタッフ派遣、学校の食育推進事業を応援する仕組み作りをしてほしい。
  - ・栄養、休養、運動のバランスが心身の健康づくりに大切ということを普及させたい。
  - ・食育を知りたいが誰に聞いてよいかわからない。身近な子育て広場に栄養士を配置してほしい。
  - ・食育推進ネットワーク会議では、一昨年より食育実践ハンドブックを作成する等、食の大切さを伝えている。今年は食育カレンダーを作成し「もったいない」や「感謝の心」等を重点的に盛り込んだ。今後もより多くの人に食への関心を持ってもらえるよう食育推進ネットワーク事業を推進してほしい。
- 予防接種
  - ・就学児の集団予防接種を学校で実施してほしい（新型インフルエンザなど）。
  - ・ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチン、HPVワクチンなどの公費負担を推進してほしい。
  - ・新型インフルエンザなどの知識があいまいでいたずらに不安が広がるので、保健相談所を中心に広報をしてほしい。
- 小児救急医療の適正利用
  - ・コンビニ受診の増加に歯止めをかける対策を進めてほしい。
  - ・利用者の医療費の一部（全部）負担を検討してほしい。
  - ・休日診療では、整形外科にも対応してほしい。
- 乳幼児健診
  - ・乳幼児健診の充実（発達障害スクリーニング）、1歳6か月児健診、3歳月児健診については、診察を担当する医師会員の啓発をする必要がある。また、5歳児健診を新設してほしい。
- その他
  - ・区健康診断が有料になり種類も複雑になったので、利用者が減らないだろうか？

## III. 子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します

- 地域における定年後等の人材活用
  - ・小中学校では少人数クラスにこだわらず、サブの先生が複数いて、生徒を見守ることも大切ではないか。定年後の先生の活用も考えられるのではないか。
  - ・小中学生の暴力が急増しており、子どもが育つ環境が余りに貧しい。社会の大人たちに対して、子どもの発達に関する教育を充実させたい。
  - ・特別支援が必要な子どもをサポートできる人的配置を検討すべきである。定年後の人材の活用なども考えられる。
  - ・地域に住む高齢者の方たちなどの専門性を活かすことに、積極的に取り組んでいく必要がある

| Ⅲ. 子どもの健やかな成長を助けるため教育環境を整備します   |
|---|
| <p>○乳幼児と小・中・高生のふれあいの機会と場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・10代の頃に学校の社会科の一つとして、幼い子どもへのかかわり（実践）を学ぶシステムづくりが大切である。</li> <li>・小・中・高校に赤ちゃん授業などを採り入れ、赤ちゃんと直接ふれあう機会を作っていく。育児とは何かを体験し感じることが、次代の親づくりにつながる。</li> </ul>   |
| <p>○自然のなかで子どもたちが育ち合える場</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもを閉じ込めて教育する方面ばかりに目が向いている。地域や自然の中で、自ら学ぶ体験の場がもっと必要である。そのためには、公園、自然の広場、林や森、川などを舞台として子ども同士が育ち合える場、それを陰から支える大人が必要である。</li> </ul>  |
| <p>○人とのふれあい</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いろいろな人がいて自分の生活が成り立っているということ、実感できる教育が必要である。思いやりの心・協調性を育てる必要がある。</li> </ul>   |
| <p>○子どもが思い切り身体を動かせる環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・体を動かしたい子どものために、土のミニマラソンの環境を作してほしい。</li> </ul>   |
| <p>○イベント、行事</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域、学校関係者、保護者などに声掛けし、多くの子ども事業に参加できるシステムをつくってほしい。</li> <li>・親子で参加するボランティア活動を推進してほしい。</li> <li>・地域の子どもの会の充実、地域の行事に参加できない家庭の子どもへの応援、行事では縦割りから地域連携を推進してほしい。</li> <li>・地域のイベント、祭りなどにもっと多くの子どもや親が参加する工夫ができないか？</li> <li>・学校行事の充実と参加の拡大が必要である。</li> </ul>   |
| <p>○授業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・副担任において、授業について行けない子のフォローができればよいと思う。</li> <li>・少人数クラスあるいはチーム・ティーチングを実現してほしい。</li> </ul>   |
| <p>○体験学習</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異年齢、異文化を持つ人々（高齢者、幼児、障害者）との交流機会の創出が必要である。</li> <li>・消費者教育を充実させるためにIT技術を、環境教育を充実させるためにリサイクル、省エネ、まちの美化等を体験とおして学ぶ必要がある。</li> <li>・特に中・高生にボランティア活動の重要性を認識させ、実施させる必要がある。</li> <li>・アニメ製作などを体験的に学習させる。</li> <li>・体験農園など、“いのち”を育てる経験を充実させる。</li> <li>・コミュニケーション能力（つながりを作るための能力）の醸成プログラムの拡充が必要である。</li> <li>・図書館の蔵書の充実あるいは図書館における読み聞かせ等、イベントの充実が必要である。</li> </ul>   |
| <p>○中学生の生きる力、社会力</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学生の生きる力、社会力UPのため、職場体験の日数を増加してほしい。</li> <li>・中学生の生きる力、社会力UPのため、杉並区で実施している「世の中課」の授業を実施してほしい。</li> </ul>   |
| <p>○その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・道徳の時間等で、納税、勤労、教育、ニートの防止など生きるうえでの義務等を話題にしてほしい。</li> <li>・統廃合小学校の空き教室を利用し、習い事や補習塾を開いてはどうか？ 先生は区民有志、ただし、ボランティアではなく、少ない金額でも有償とする。</li> <li>・ネット利用などで「子育て学習講座」の申し込み手続きを簡素化してほしい。そうすればもっと開催回数が増えると思う。</li> <li>・子どもとのコミュニケーション（会話）が必要である。先生、保護者、地域がひとつになり、よりよい教育環境をつくる必要がある。</li> <li>・小・中の連携が、もう少しうまくいくようにしてほしい。</li> <li>・スクールカウンセラーは常時学校にるようにしてほしい。（娘の学校の相談室は、毎日開かれていない）</li> <li>・地域で子どもを見守ると言われているが、中学の場合、選択制があり遠くから通学している生徒がおり、どこまで地域と連携していけるか不安である。</li> <li>・地域のお寺などに協力してもらい、子どもたちの育成に一役かってほしい。</li> <li>・子育て中の母親対象の生涯学習や職業能力向上のための学びの場を充実してほしい。</li> </ul> |

#### Ⅳ. 子どもと子育て家庭を応援するまちづくりを進めます

##### ○地域の人々が集える場

- ・子育てはみんなが悩んでいるが、「大丈夫だよ」と気楽に回りが声掛けできる場を作る（見知らぬ人だと心をなかなか開かない）。
- ・子育てのひろばで子育てで悩んでいるのを見てわかる場合に、一杯のお茶・ミルクを提供し、話を引き出す機関を地域につくりたい。
- ・“食べること”を通じて子育て中のママが集える企画、高齢者の食のほっとサロンの子育て版をぜひ設けたい。
- ・異世代が交流できる場づくりが必要である。
- ・老若男女が一堂に会して楽しめる行事を設けることが大切である。

##### ○地域での交流できる場

- ・働く女性ばかりに目が向いている。在宅で子育てに励む女性を力づけ、元気づけなければならない。各公園に親子がホッとできるような、子育ての先輩と交わるような環境がほしい。

##### ○子どもの安全

- ・登校で通る道の危険エリアの改善要望を速やかに実行してほしい。
- ・自転車が安全に走行できる工夫がほしい。

##### ○子育て家庭への支援

- ・子育て家庭向けに住宅の拡充費用や家賃などに対して補助が必要である。

##### ○子どもの遊べる場

- ・緑化エリア（用途不明で樹木が植わっているような土地）を公園にしてはどうか？
- ・子どもが、声や騒音を出すことを気にしないで遊べるよう、環境を整備する必要がある。

#### Ⅴ. 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援します

##### ○専門家の充実

- ・支援が必要な父子家庭は地域行事にほとんど参加しない。どのようにすれば参加を促せるか、専門家のノウハウを用いたい。
- ・つどいの広場に発達を専門とする専門家が、関わっていくようにする。
- ・幼稚園・保育園にも臨床心理士等の専門家を配置し、親と子の発達を支えていく必要がある。

##### ○要保護児童対策地域協議会の実務者会議（ネットワーク）

- ・要保護児童対策地域協議会は、実質的活動をしてほしい。
- ・要保護児童対策地域協議会は、どんな対応をしているのか。
- ・要保護児童対策として、里親支援を地域でおこなってほしい。また、ネットワークの構成員に里親も加えてほしい。

##### ○特別支援教育

- ・特別支援教育が実施されても必ずしもうまくいっていないのではないか。専門の技量をもった相談員や療法士などが圧倒的に少ない。その場その場をしのぐより、その子どもが将来自分なりに生きていけるような能力、態度などを育てていく必要がある。
- ・心身障害者福祉センター職員の増員を検討すべきである。
- ・すべての学校に特別支援学級を設置する。支援が必要な子とそうでない子が一緒に遊び、生活することはお互いの成長にプラスになる。
- ・障害を持っている保護者の子どもへの対応策として、保護者へのカウンセリングなどの身近なサポートが必要である。
- ・特別支援の必要な児童への対応として、生活支援員の増員や学童クラブの受入れ枠の増などをおこなってほしい。
- ・障害児の放課後の居場所作りを推進してほしい。
- ・障害児の保護者へのサポートをしてほしい。
- ・特別支援学級に発達障害の状況にあわせた職員の配置が必要である。
- ・児童デイサービス、障害児の療育に関する指導、臨床心理士などの派遣などを充実してほしい。
- ・障害児のショートステイ、親のレスパイト（休息）を推進してほしい。

##### ○発達障害児の専門家の育成

- ・発達障害のある児童の学校での対応として、先生、生活支援員の増員をしてほしい。
- ・障害のある幼児は「びよびよ」や「にこにこ」に参加しにくいので、参加できる場所をつくってほしい。
- ・びよびよには障害のある子は入れない。
- ・ボーダーラインの子どもに対する仕組みがあいまいなのではないか。専門家ぞろいと思うので、親を育ててほしい。
- ・軽度の障害児はまわりの対応で変わると思う。普通学級へ進級した場合、お客様扱いしないように、先生の教育を充実する必要がある。

| V. 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援します   |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭の周りでは伸び伸びしているが、幼稚園ではおどおどしている。先生方は、障害だからと周りの子らと溶け込ませないのか？</li> <li>・幼稚園で、「この子は」と固定観念を持って対応しているのではと感ずることがある。先生の指導次第でまっすぐ育つことが多い。反対に普通な子でも少々オーバー気味だと、情緒不安定症児になってしまう例がある。安心して学校で生活できるようにしてほしい。</li> <li>・普通学級へ入れる子と入れない子の基準があいまいではないか。基準を整備してほしい。</li> <li>・スクールカウンセラーがもっと専門性を発揮できるように、小学校全校配置を望む。</li> <li>・スクールソーシャルワーカーの配置を推進してほしい。</li> </ul>  |
| <p>○発達障害児に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学校の放課後の居場所づくりの具体的な内容を検討してほしい。</li> <li>・発達障害、知的障害は個々によって対応が異なるので、専門職員の配置が必要である。</li> <li>・発達障害児のステージ毎に囲（居）場所、預かり場所の確保が必要であり、保護者の支援にもなる。（幼児期から、また、学校内外で）</li> <li>・虐待、不登校、いじめ、ニート、子育てストレスなどの防止のために現在療育対象になっていない高機能広汎性発達障害児の専門ケアを早期（1歳6か月児）から学童期、中学まで実施してほしい。</li> <li>・高機能広汎性発達障害児に早期療育として、外遊びでの感覚統合療法を実施してほしい。</li> <li>・高機能広汎性発達障害児の感覚統合療法の専門化配置、子育て支援施設スタッフの研修を実施してほしい。</li> <li>・高機能広汎性発達障害児への理解促進、適切な対応を行ってほしい（一般の親、子育てひろば・学校応援団スタッフ、学校・幼稚園・保育園職員などに）。</li> </ul>  |
| <p>○特別支援コーディネータと特別支援養成研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・V-3-5 特別支援コーディネータについて、知らない保護者が多いと思う。</li> <li>・V-3-5 養成研修は足りるか？</li> </ul>  |
| <p>○普通学級に通う障害児への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・V-3-17 特別支援学級の増設が本当に望まれているのか？</li> <li>・固定学級だけでなく、普通学級に通う障害のある子に対する生活支援員の増員をしてほしい。</li> <li>・生活支援員について障害種別に応じた特化なども考えてほしい。</li> <li>・生活支援員を活用するための仕組みづくりが必要である（予算も含めて）。</li> <li>・V-3-17 就学相談という名で、振り分けがされないようにしてほしい。</li> <li>・自分の子どもの教育は、保護者が判断できるような支援の仕組みが必要である。</li> <li>・子どもの将来のことを考えて、専門家の判断を交えてしかるべき支援を行う必要がある。</li> <li>・特別支援学級が6校増えるとあるがその内容、どういう区分けをするか明らかにしてほしい。</li> </ul>   |
| <p>○子ども発達支援センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども発達支援センターを利用しやすいように、敷居の低い相談機能を設けてほしい。</li> <li>・子ども発達支援センターに一般医療機関が容易に参加、利用できる体制（診療や検査にオープンに参加）を整えてほしい。</li> </ul>   |
| <p>○公的な補助等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育の場では、いわゆる障害と疑われる子どもの増加に追いつけていない。公的な補助、援助を早急に増大させなければならない。</li> </ul>  |
| <p>○障害児保育を行う保育園へのチェック体制</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・V-3-7 障害児保育を行う保育園のチェック体制を強化する。</li> </ul>  |
| <p>○ひとり親家庭</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親で仕事に出ている間、その家庭がたまり場になり、またその家庭の子は「バシリ」に使われているのをよく見る。家が荒れてしまい、町会としてもまわりの人が注意をするが聞かない。こういう環境は何とかならないか。</li> <li>・ひとり親は大変疲れている。収入も少なく、子には金がかかる。教育に金のかからないようにならないか。生活も大変である。</li> <li>・進学の際にかかる金銭面の不安が少しでもなくなるような制度、奨学金を拡充してほしい。</li> <li>・ひとり親家庭（特に父子家庭）の支援（家事援助など）を充実させる。</li> <li>・母子家庭で障害を持っている子どもへのサポート体制を充実してほしい。</li> <li>・障害児の一時預かりを、金額的にも利用しやすいようにしてほしい。</li> <li>・父子家庭のサポートが少ないのではないか？</li> <li>・ヘルパー派遣を定期的または常時にしてほしい。</li> <li>・びよびよに来る母子・父子を支えられるよう子ども家庭支援センターの機能を充実してほしい。</li> <li>・ひとり親家庭の就労をサポートするために、預かり保育などを整えていく必要がある。</li> </ul> |

## V. 支援が必要な子どもと子育て家庭を応援します

- 不登校児童
  - ・不登校児童のいる家庭への介入システムを導入してほしい。
- 児童養護施設から家庭復帰に際しての支援体制
  - ・家庭内の子どもの虐待は見えにくいですが、近所で気がついた場合に相談に行ける窓口が必要である。結果として親を支援でき、防止につながるのではないか？
  - ・要保護児童対策地域協議会の実務者会議（子どもを守る地域ネットワーク）の構成員に児童養護施設関係者を入れる必要がある。
  - ・児童養護施設から家庭に引き取られた親子を、地域で見守れるシステムを構築してほしい。
  - ・虐待児の保護者への対応は、どうなっているか。
- 障害児、被虐待児、不登校児、ニート等への支援
  - ・不登校児は、そのまま大人になっても家から出られず、家庭内暴力を起こしている。子は力があり、親は年を取り弱くなっている。支援策はどうなっているか。
  - ・障害児、弱体児への取組として、小学校3年までに区切らないで青年になるまで延長して親・子を助ける仕組みにするなど、充実してほしい。
  - ・障害児の居場所対策を充実してほしい。
  - ・障害児の学童保育の小学校6年生までの延長受入れを、特別枠としてでも拡大してほしい。
  - ・親にとって自分が死んだ後、「この子はどうなる？」かが一番心配である。誰もが施設に入れるのか？
  - ・地域としてもどこにどういう子がいるか、わからないと助けようがない。わかるようにしてほしい。
  - ・支援の必要な子どもについての情報を個人情報の重要性も踏まえて共有し、よりよい成長の一助とする。
  - ・要保護児童を発見する仕組みを確立し、利用に結び付けられるようにする必要がある。
- 幼稚園・保育園での医療行為
  - ・簡単な医療行為を必要とする子どもの受入れが出来るように、幼稚園・保育園を整備していく必要がある。
- 支援が必要な子を持つ家庭のフォロー
  - ・暴力を起こす子どもに対して、家庭と連絡を取って、地域でフォローしていくようにしたい。
  - ・地域での会議で積極的に特に支援の必要な家庭について話しあいをし、輪の中に入れていただき解決を図る（子どもの居場所など）。
- 周産期医療や母子保健との連携システム
  - ・要保護児童対策地域協議会において、特定妊婦等も対象になったことから、周産期医療や母子保健との連携システムを構築したい。

## 練馬区次世代育成支援行動計画推進委員会設置要綱

平成 17 年 9 月 5 日  
17 練児字第 1953 号

### (設置)

第 1 条 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年 7 月法律第 120 号）に基づく、練馬区次世代育成支援行動計画（以下「行動計画」という。）の策定および推進をするため、練馬区次世代育成支援行動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第 2 条 委員会は、つぎの各号に掲げる事項について審議し、必要に応じて区長に報告する。

- (1) 行動計画の策定に関する事項
- (2) 行動計画の推進に関する事項
- (3) 行動計画の変更に関する事項
- (4) 次世代育成支援施策の総合調整に関する事項
- (5) 前各号の他、区長が必要と認める事項

### (構成)

第 3 条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

- 2 委員長は、健康福祉事業本部長とする。
- 3 副委員長は、児童青少年部長とする。
- 4 委員は、別表第 1 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 前項の規定にかかわらず、委員長は、別表第 1 に掲げる者のほか、必要と認める者を委員に充てることができる。

### (会議)

第 4 条 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

- 2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて意見を聴くことができる。

### (幹事会)

第 5 条 委員会に、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、委員会の所掌事項について調査、検討し、その結果を委員会に報告する。
- 3 幹事会の幹事長は児童青少年部長、副幹事長は計画調整担当課長の職にある者とし、幹事は別表第 2 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 前項の規定にかかわらず、幹事長は、別表第 2 に掲げる者のほか、必要と認める者を幹事に充てることができる。
- 5 幹事長は、幹事会を招集し、会議を主宰する。
- 6 幹事長に事故があるときは、副幹事長がその職務を代理する。
- 7 幹事長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めて意見を聴くことができる。

### (庶務)

第 6 条 委員会、幹事会の庶務は、計画調整担当課が処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は委員長が、幹事会の運営等に必要な事項は幹事長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年9月5日から施行する。

付 則 (平成18年4月1日18練児字第10034号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年10月26日21練児字第10295号)

この要綱は、平成21年10月26日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

| 委 員   |
|---|
| 企画部長<br>危機管理室長<br>総務部長<br>区民生活事業本部区民部長<br>区民生活事業本部産業地域振興部長<br>健康福祉事業本部福祉部長<br>健康福祉事業本部健康部長<br>環境まちづくり事業本部環境清掃部長<br>環境まちづくり事業本部都市整備部長<br>環境まちづくり事業本部土木部長<br>学校教育部長<br>生涯学習部長 |

別表第2 (第5条関係)

| 幹 事  |
|--|
| 企画部企画課長<br>危機管理室防災課長<br>総務部総務課長<br>区民生活事業本部区民部戸籍住民課長<br>区民生活事業本部産業地域振興部経済課長<br>健康福祉事業本部経営課長<br>健康福祉事業本部福祉部地域福祉課長<br>健康福祉事業本部健康部健康推進課長<br>健康福祉事業本部児童青少年部子育て支援課長<br>環境まちづくり事業本部環境清掃部環境政策課長<br>環境まちづくり事業本部都市整備部都市計画課長<br>環境まちづくり事業本部土木部管理課長<br>学校教育部庶務課長<br>生涯学習部生涯学習課長 |

## 練馬区次世代育成支援行動計画推進委員会幹事会

### 第1回

- 1 日時 平成 21 年 5 月 15 日（金）午後 4 時から
- 2 場所 練馬区役所本庁舎 5 階庁議室
- 3 議題 (1) 平成 20 年度練馬区次世代育成支援行動計画の実施状況について  
(2) 練馬区次世代育成支援行動計画の一部変更（案）について  
(3) 練馬区次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～ 26 年度）策定に係るニーズ調査報告について  
(4) 今後のスケジュール（案）  
(5) その他
- 4 配布資料 資料 1 練馬区次世代育成支援行動計画実施状況（平成 20 年度）  
資料 2 練馬区次世代育成支援行動計画の一部変更（案）について  
資料 3 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書＜概要版＞  
資料 4 練馬区次世代育成支援行動計画策定スケジュール（案）

### 第2回

- 1 日時 平成 21 年 10 月 26 日（月）午前 10 時～
- 2 場所 練馬区役所本庁舎 19 階 1907 会議室
- 3 議題 (1) 設置要綱の改正について  
① 練馬区次世代育成支援行動計画推進委員会設置要綱  
② 練馬区次世代育成支援推進協議会設置要綱  
(2) 練馬区次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～ 26 年度）素案について  
(3) 今後のスケジュール  
(4) その他
- 4 配布資料 資料 1 練馬区次世代育成支援行動計画推進委員会設置要綱  
資料 2 練馬区次世代育成支援推進協議会設置要綱  
資料 3 練馬区次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～ 26 年度）素案  
資料 4 前期計画、後期計画の骨子の対比  
資料 5 練馬区次世代育成支援推進協議会分科会について

### 第3回

- 1 日時 平成 22 年 1 月 29 日（金）午後 4 時～
- 2 場所 練馬区役所本庁舎 4 階 会議室
- 3 議題 (1) 練馬区次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～ 26 年度）素案に対するパブリックコメントについて  
(2) 練馬区次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～ 26 年度）素案に対する練馬区次



世代育成支援推進協議会の意見について

- (3) 練馬区次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～ 26 年度）素案から案への変更点について
- (4) 後期計画に対する評価について
- (5) 今後のスケジュール
- (6) その他

- 4 配付資料
  - 資料 1 パブリックコメント対応表（次世代育成支援行動計画素案）
  - 資料 2 練馬区次世代育成支援推進協議会意見対応表（次世代育成支援行動計画素案）
  - 資料 3 練馬区次世代育成支援行動計画（素案）に対するパブリックコメントについて
  - 資料 4 練馬区次世代育成支援行動計画（素案）に対する練馬区次世代育成支援推進協議会の意見について
  - 資料 5 練馬区次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～ 26 年度）案
  - 資料 6 練馬区次世代育成支援行動計画 素案から案への主な変更（予定）内容一覧

## 練馬区次世代育成支援行動計画推進委員会検討経過

### 第 1 回

- 1 日時 平成 21 年 5 月 19 日（火）午後 3 時 30 分から
- 2 場所 練馬区区役所東庁舎 501 会議室
- 3 議題
  - (1) 平成 20 年度練馬区次世代育成支援行動計画の実施状況について
  - (2) 練馬区次世代育成支援行動計画の一部変更（案）について
  - (3) 練馬区次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～ 26 年度）策定に係るニーズ調査報告について
  - (4) 今後のスケジュール（案）
  - (5) その他
- 4 配布資料
  - 資料 1 練馬区次世代育成支援行動計画実施状況（平成 20 年度）
  - 資料 2 練馬区次世代育成支援行動計画の一部変更（案）について
  - 資料 3 練馬区次世代育成支援行動計画策定に係るニーズ調査報告書〈概要版〉
  - 資料 4 練馬区次世代育成支援行動計画策定スケジュール（案）

### 第 2 回

- 1 日時 平成 21 年 11 月 2 日（月）午前 10 時～
- 2 場所 練馬区役所本庁舎 1903 会議室
- 3 議題
  - (1) 要綱の改正
    - ① 練馬区次世代育成支援行動計画推進委員会設置要綱
    - ② 練馬区次世代育成支援推進協議会設置要綱
  - (2) 練馬区次世代育成支援行動計画（平成 22 年度～ 26 年度）素案について

(3) 今後のスケジュール

(4) その他

- 4 配付資料
- 資料1 練馬区次世代育成支援行動計画推進委員会設置要綱
  - 資料2 練馬区次世代育成支援推進協議会設置要綱
  - 資料3 練馬区次世代育成支援行動計画（平成22年度～26年度）素案
  - 資料4 後期計画の要点について
  - 資料5 練馬区次世代育成支援推進協議会分科会について

### 第3回

- 1 日時 平成22年2月4日（木）午後3時～
- 2 場所 練馬区役所本庁舎4階 会議室
- 3 議題
- (1) 練馬区次世代育成支援行動計画（平成22年度～26年度）素案に対するパブリックコメントについて
  - (2) 練馬区次世代育成支援行動計画（平成22年度～26年度）素案に対する練馬区次世代育成支援推進協議会の意見について
  - (3) 練馬区次世代育成支援行動計画（平成22年度～26年度）素案から案への変更点について
  - (4) 後期計画に対する評価について
  - (5) 今後のスケジュール
  - (6) その他
- 4 配付資料
- 資料1 パブリックコメント対応表（次世代育成支援行動計画素案）
  - 資料2 練馬区次世代育成支援推進協議会意見対応表（次世代育成支援行動計画素案）
  - 資料3 練馬区次世代育成支行動計画（素案）に対するパブリックコメントについて
  - 資料4 練馬区次世代育成支行動計画（素案）に対する練馬区次世代育成支援推進協議会の意見について
  - 資料5 練馬区次世代育成支援行動計画（平成22年度～26年度）案
  - 資料6 練馬区次世代育成支援行動計画 素案から案への主な変更（予定）内容一覧